



久喜市環境基本計画

平成 25 年 3 月



水と緑と街が調和した豊かな環境を 守り・育て、未来につなぐまち『久喜』

久喜市は、平成22年3月23日に久喜市、菖蒲町、栗橋町及び鷺宮町の合併により、人口約15万7千人を有する埼玉県東北部の拠点都市として誕生し、3年が経過しました。

さて、急速な都市化の進展や大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、豊かで便利な生活をもたらす一方で、自然環境の破壊や地球温暖化をはじめとする様々な環境問題を引き起こしてきました。

こうした中、東日本大震災に端を発する福島第一原子力発電所の事故により、新たなエネルギー問題という現実には直面しています。私達には、この問題を乗り越え、地球規模の環境問題まで解決していく取組みが今まさに求められています。

このような社会情勢の変化や新たな課題等を踏まえ、これら環境問題に立ち向かい、市・市民及び事業者の協働による取組みを推進し、かけがえのない久喜市の環境を未来に引き継ぐために、本市の望ましい環境像を「水と緑と街が調和した豊かな環境を守り・育て、未来につなぐまち『久喜』」とする、新「久喜市」として初めてとなる「久喜市環境基本計画」を策定いたしました。

この計画は、平成25年1月に施行いたしました「久喜市環境基本条例」に基づくものであり、望ましい環境像も本条例の基本理念に合致したものとなっています。

今後10年間の本市の環境の保全及び創造に関する基本的な施策であり、環境像の実現に向けて、4つの環境目標と28の実施方策を推進してまいります。皆様のご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたりまして市民・事業者環境意識調査（アンケート）、市民意見提出制度（パブリックコメント）において貴重なご意見をお寄せくださいました多くの市民・事業者の皆様及びご尽力くださいました久喜市環境審議会委員、並びに市議会議員の皆様に、心から感謝申し上げます。

平成25年3月

久喜市長 田中暄二

目 次

第1章 計画の基本事項	2
1. 計画策定の背景と目的	2
2. 計画の位置付け	3
3. 計画の対象とする環境(範囲)	5
4. 計画の期間	6
5. 計画の構成	7
第2章 環境の現状と課題	10
1. 久喜市の地域特性	10
2. 地球温暖化	14
3. 環境に関する市民・事業者の意識	20
4. 環境への取組みの方向	35
第3章 計画の目標	38
1. 望ましい環境像	38
2. 環境目標	39
3. 施策の体系	40
第4章 施策の展開	42
環境目標Ⅰ. 地球にやさしい循環型のまち	42
Ⅰ-1. 地球温暖化対策	43
Ⅰ-2. 再生可能エネルギー・省エネルギーの普及	49
Ⅰ-3. 循環型社会の形成	51

環境目標Ⅱ．豊かな自然と人がともに生きるまち	54
Ⅱ-1．生物の多様性の確保	54
Ⅱ-2．身近な緑の保全と創造	59
Ⅱ-3．景観の保全と形成	64
Ⅱ-4．歴史的文化的環境の保全	68
環境目標Ⅲ．健康で安全に暮らせるまち	69
Ⅲ-1．大気環境の保全・交通対策	69
Ⅲ-2．水環境の保全	75
Ⅲ-3．土壌・地盤の保全	79
Ⅲ-4．放射性物質による環境汚染への対応	81
環境目標Ⅳ．みんなで取り組む環境づくりのまち	84
Ⅳ-1．環境保全活動の普及・啓発	84
Ⅳ-2．環境情報の適切な伝達・共有	89
Ⅳ-3．環境教育・環境学習の推進	90
Ⅳ-4．環境に配慮した事業活動の啓発	92
Ⅳ-5．環境マネジメントシステムの運用の促進	93
第5章 計画の推進	96
1．推進体制	96
2．計画の進行管理	97
資料	100
1．策定過程	100
2．久喜市環境基本条例	102
3．久喜市環境審議会条例	108
4．久喜市環境審議会委員名簿	109
5．久喜市環境推進調整会議要綱	110
6．温室効果ガス排出量算定方法	112
7．用語の解説	117

第 1 章 計画の基本事項

第1章 計画の基本事項

1. 計画策定の背景と目的

国際社会において、先進国の温室効果ガス削減目標などを定めた「京都議定書」が平成17(2005)年に発効され、わが国は温室効果ガスの総排出量を平成20(2008)年から平成24(2012)年の期間に、平成2(1990)年レベルから6%削減する目標が定められました。

温室効果ガスの総排出量の削減に向け、平成20(2008)年に「地球温暖化対策の推進に関する法律」の改正が行われ、都道府県、政令市、中核市及び特例市は「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の策定が義務付けられました。また、「地球温暖化対策実行計画(事務事業編)」は、全ての都道府県及び市町村に策定が義務付けられました。

一方、国の「第四次環境基本計画」が平成24(2012)年4月に策定されました。目指すべき持続可能な社会は、「安全」が確保されることを前提に、「第三次環境基本計画」に掲げられた「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生社会」を引き継いでいます。

また、平成23年3月の東京電力(株)福島第一原子力発電所事故によって放出された放射性物質は、広範囲に環境汚染をもたらしました。さらに電力不足への対応に伴う化石燃料使用量増加による温室効果ガス排出量の削減率悪化など、環境分野での新たな課題も生じています。

環境を巡る課題が地球温暖化をはじめとして、地域から地球規模まで、年々複雑、多様化し、関連法令の制定・改定のほか、市町村による公共施設への太陽光発電システムの導入など様々な主体による新たな取組みが行われ、社会経済の動向も変化してきています。

こうした社会経済の動向のもと、環境政策を効果的に推進するために、久喜市(以下、「本市」という。)の地域特性などを踏まえたうえで、本市における基本的な方向性及び施策を盛り込んだ環境基本計画(以下、「本計画」という。)を策定します。

2. 計画の位置付け

本計画は、「久喜市環境基本条例（平成 24 年 10 月 1 日条例第 35 号）」第 9 条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策を総合的、かつ計画的に推進するために策定するもので、「同条例」第 3 条の 3 つの基本理念の実現を目指すための計画です。

また、「久喜市総合振興計画」の環境に係る大綱の『自然とふれあえる、環境に優しいまち』及び『安全で調和のとれた住みよい快適なまち』との整合を図った計画として策定します。さらに、「久喜市都市計画マスタープラン」、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」、「（仮称）久喜市緑の基本計画（策定中）」とも整合を図った計画として策定します。

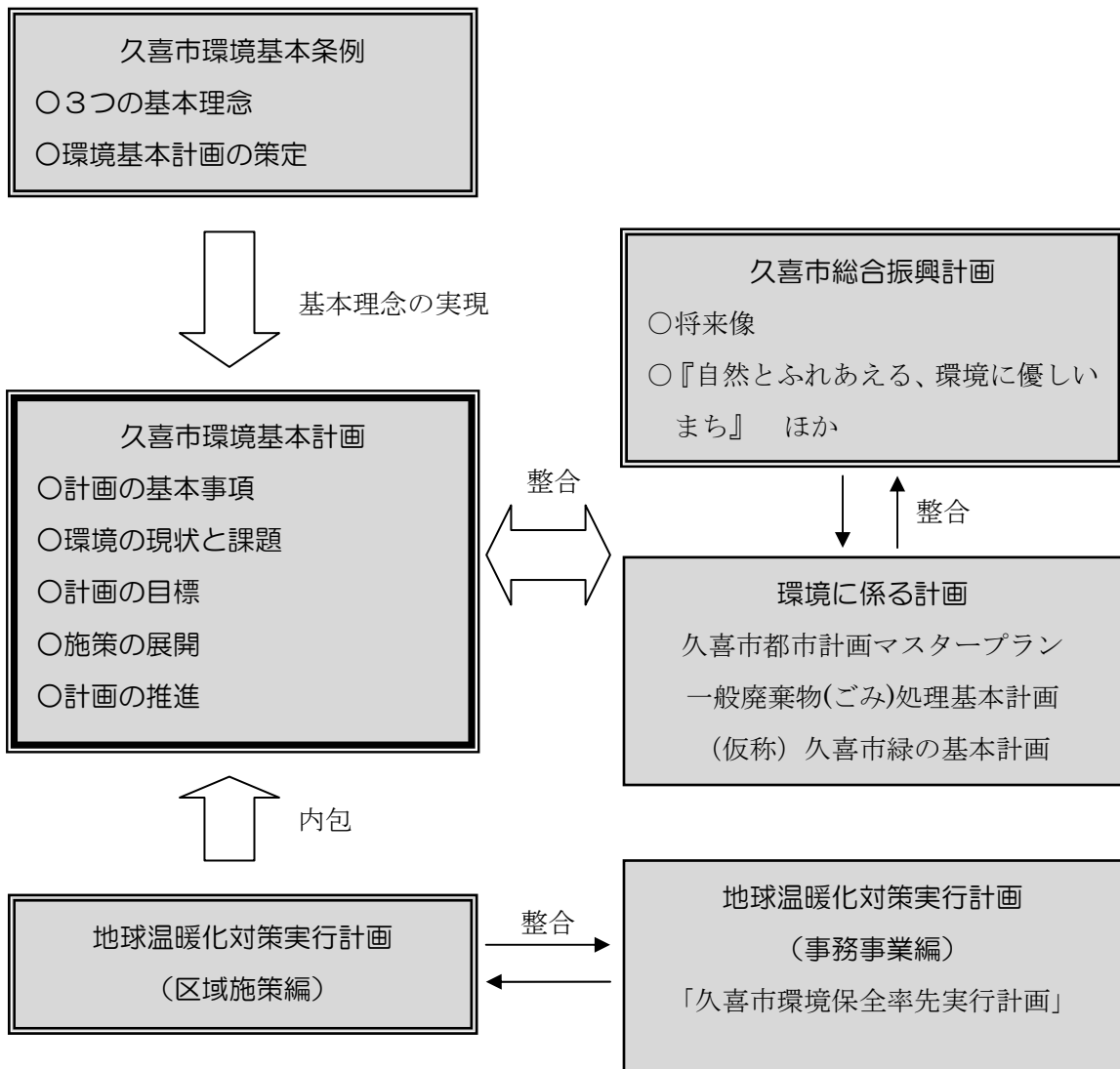
本計画の特徴の一つとして、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 20 条の 3 に基づく「地方公共団体実行計画（区域施策編）」の機能を併せ持つものとし、「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を内包した計画としています。

■ 「久喜市環境基本条例」の 3 つの基本理念

(1) 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むために、良好な環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続基盤である環境を将来の世代へ継承していくことを目的として推進されなければならない。

(2) 環境の保全及び創造は、自然の再生能力や浄化能力を超えることがないよう、すべての人々の協働により環境への負荷を低減し、持続的な発展が可能な循環型社会の構築を目指して推進されなければならない。

(3) 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と密接にかかわっていることから、国際的な認識や協力のもとに推進されなければならない。



■環境基本計画を取りまく関連計画

3. 計画の対象とする環境(範囲)

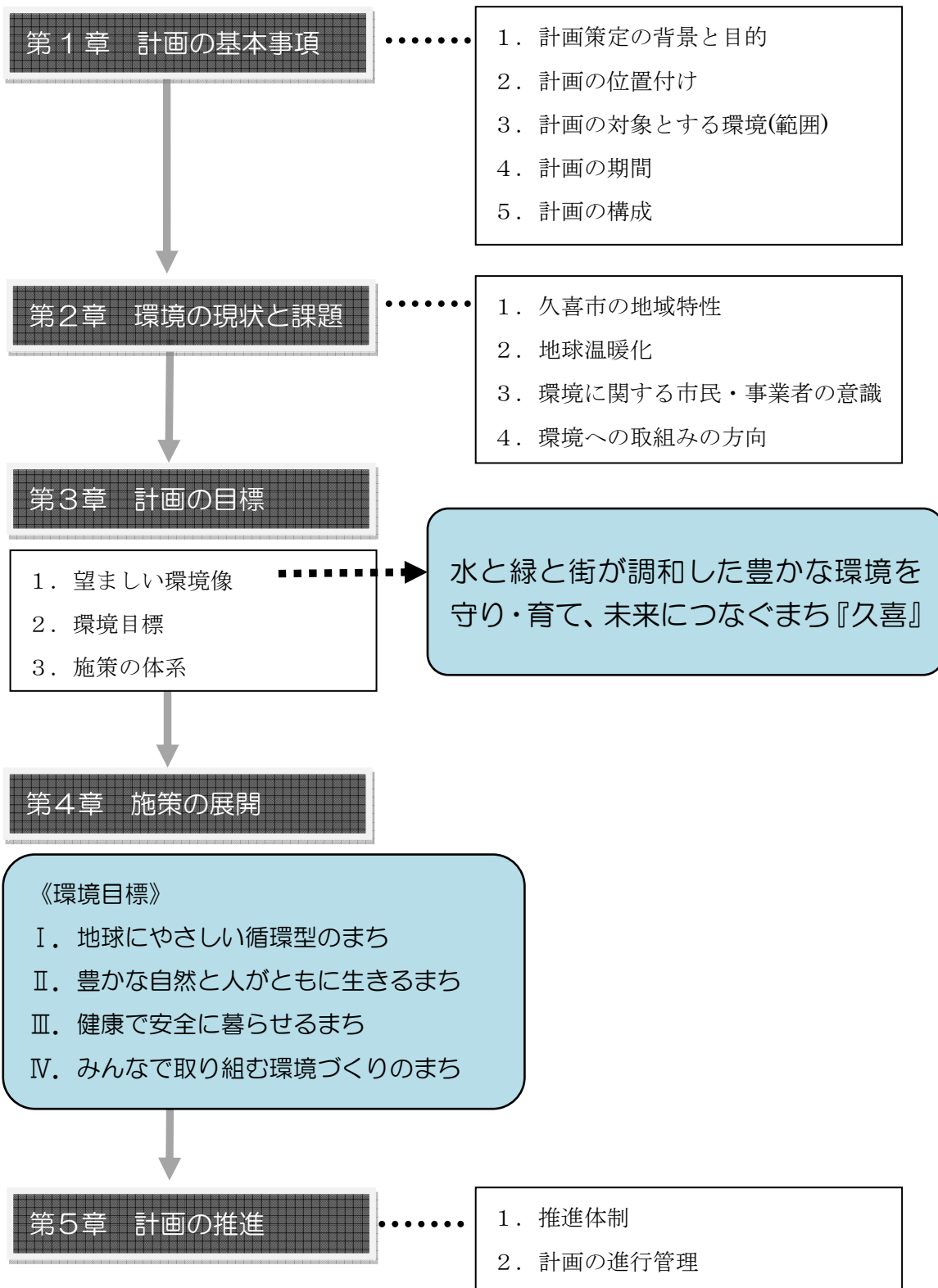
本計画は、「地球環境の保全」、「廃棄物・リサイクル対策などの物質循環」、「自然環境の保全と自然とのふれあいの推進」、「大気環境の保全」、「化学物質などの管理」、「水環境、土壌環境、地盤環境の保全」、「放射性物質による環境汚染への対応」など、身近なところから取り組める環境を対象としています。

環境問題の分野	キーワード
地球環境の保全	地球温暖化対策、再生可能エネルギーなど
廃棄物・リサイクル対策などの物質循環	循環型社会、ごみの減量、リサイクル、ポイ捨て、不法投棄など
自然環境の保全と自然とのふれあいの推進	河川・用水・池沼・湿地、野生生物、生物多様性の保全、公園、自然環境保全地区、保存樹木・樹林、環境保全型農業、景観、歴史的文化的環境など
大気環境の保全	大気汚染対策（二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学スモッグなど）、騒音・振動など
化学物質などの管理	ダイオキシン類、有害汚染物質（ベンゼンなど）、PM2.5*1、アスベスト、野焼き、PRTR*2など
水環境、土壌環境、地盤環境の保全	水質保全、生活排水処理対策、土壌汚染、地盤沈下など
放射性物質による環境汚染への対応	空間放射線量、放射性物質検査など

*1：PM2.5；自動車や工場などの燃料燃焼などから発生する、大気汚染の原因となる微小粒子状物質で、粒径が2.5μm（マイクロメートル：100万分の1m）以下のものをいいます。発がん性があるなど、毒性が強いといわれます。

*2：PRTR（環境汚染物質排出・移動登録）；事業者が化学物質について、事業所から環境への排出量や廃棄物としての移動量を、自ら把握して登録簿を作成し、結果を行政に報告する制度です。行政がその情報を公表することにより、化学物質の環境リスク対策の推進を図ります。

5. 計画の構成





第2章 環境の現状と課題

第2章 環境の現状と課題

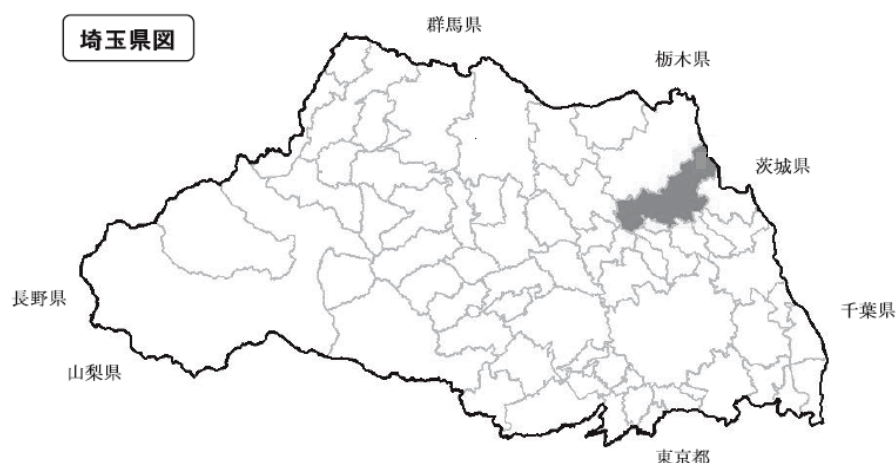
1. 久喜市の地域特性

(1) 位置、地域の特性

本市は、都心まで50km、埼玉県の東北部に位置し、東は幸手市及び茨城県五霞町、南は蓮田市、白岡市、宮代町及び杉戸町、西は鴻巣市及び桶川市、北は加須市及び茨城県古河市に接しています。

総面積は82.4km²、市域は東西に約15.6km、南北に約13.2kmにわたり、台地や自然堤防などの微高地と後背湿地などの低地からなるほぼ平坦地です。市内には利根川、中川、青毛堀川、元荒川のほか、葛西用水や見沼代用水などの多くの河川や用水路に恵まれています。

交通基盤は、JR宇都宮線、東武伊勢崎線及び東武日光線の5つの駅のほか、東北縦貫自動車道（以下、「東北道」という。）の久喜インターチェンジ、首都圏中央連絡自動車道（以下、「圏央道」という。）の白岡菖蒲インターチェンジがあり、交通の要衝としての利便性を活かして久喜菖蒲工業団地などが整備され、県東北部の拠点都市として発展を続けています。



■ 埼玉県における久喜市の位置

(2) 人口

平成 24 年 1 月 1 日現在の人口は 156,315 人で、近年減少しています。

(3) 土地利用

平成 24 年 1 月 1 日現在の地目別土地面積の割合は、田・畑の計が 45.2%、宅地が 26.4%です。

また、都市計画用途地域は、市域の 23.9%が市街化区域に指定されています。市街化区域の用途地域の構成比では、住居系が 75.4%、工業系が 21.1%、商業系が 3.5%です。

■地目別土地面積（平成 24 年 1 月 1 日現在）

地目別	面積 (m ²)	構成比 (%)
田	21,229,556	25.8
畑	16,004,914	19.4
宅地	21,750,409	26.4
池沼	776,265	0.9
山林	349,147	0.4
原野	25,804	0.0
雑種地	5,358,748	6.5
その他	16,905,157	20.5
合計	82,400,000	100.0

※少数点以下を四捨五入しているため、小計及び合計値が各欄の合計と合致しない箇所があります。

■都市計画用途地域面積（平成 24 年 1 月 1 日現在）

区分	面積 (ha)	全面積での 構成比 (%)	市街化区域での 構成比 (%)
市街化区域	1,966	23.9	—
住居系地域	1,482	18.0	75.4
商業系地域	69	0.8	3.5
工業系地域	414	5.0	21.1
市街化調整区域	6,274	76.1	—
合計	8,240	100.0	—

※少数点以下を四捨五入しているため、小計及び合計値が各欄の合計と合致しない箇所があります。

(4) 産業構造

平成 22 年国勢調査の本市の全就業者人口（平成 22 年 10 月 1 日現在）は、75,036 人です。第一次産業（農林漁業）は 1,871 人で 2.6%、第二次産業（鉱業、建設業、製造業）は 19,034 人で 26.9%、第三次産業（卸売・小売業、サービス業など）は 49,965 人で 70.5%です。埼玉県の第一次産業 1.8%、第二次産業 25.3%に比べ割合が高くなっています（全就業者人口には、分類不能の産業の就業者人口 4,166 人を含みます。）。

平成 21 年度の本市の総生産は 468,793 百万円です。埼玉県と比べ、第二次産業の割合が高く、第三次産業の割合が低いのが特徴です。

■平成 21 年度の総生産

地区名	実数（百万円）				構成比（%）		
	総生産	第一次産業	第二次産業	第三次産業	第一次産業	第二次産業	第三次産業
久喜	468,793	4,449	204,179	272,475	0.9	43.6	58.1
埼玉県	20,431,116	125,836	5,177,182	15,664,524	0.6	25.3	76.7

※推計上付加価値の一部が重複しているため、総生産と産業別内訳の総計とは一致しません。

出典：平成 21 年度埼玉の市町村民経済計算（平成 24 年 2 月）

(5) 公害苦情

平成 23 年度の本市の公害苦情受付件数は 146 件です。年々、苦情受付件数が減少し、5 年前の平成 19 年度の 326 件に対し、ほぼ半減しています。

かつては、産業活動に伴って排出されたばい煙による大気汚染や化学物質の流出による水質汚濁が公害と認識されていましたが、産業活動に伴う公害は法律や自治体条例による厳しい規制や産業界の努力によって急速に改善され、その発生源が工場や事業所という例が少なくなっています。

統計では、苦情を大気汚染、水質汚濁、悪臭、騒音・振動、地盤沈下、土壌汚染、不法投棄、その他と分類していますが、その苦情内容の大半は、発生源や原因が一般家庭の日常生活の中にあります。発生源も市民、被害を受けるのも市民というケースが多くなっています。

■公害苦情受付件数

公害分類	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
大気汚染	74	73	49	43	57
水質汚濁	8	5	4	3	6
悪臭	17	25	13	25	22
騒音・振動	20	48	35	20	20
地盤沈下	0	0	0	0	0
土壌汚染	0	0	0	0	0
不法投棄	152	84	65	83	17
その他	55	35	29	12	24
合 計	326	270	195	186	146

※平成 21 年度までの公害苦情受付件数は、旧 1 市 3 町の合計です。

①大気汚染

平成 23 年度の苦情は 57 件で、全体の 39%です。苦情内容の大半は、いわゆる野外焼却（適切な焼却施設を用いなくて、廃棄物を直接焼却する行為）や小型焼却炉の使用によるものですが、その多くは枝や落ち葉の焼却です。

②水質汚濁

平成 23 年度の苦情は 6 件で、全体の 4%です。苦情内容は、池に浮いている油や飲食店から流出している油などです。

③悪臭

平成 23 年度の苦情は 22 件で、全体の 15%です。悪臭は人によって感じ方が違う感覚公害であり、苦情を受けて現地調査をしても臭気は見えないため、原因を特定することができない場合もあります。

④騒音・振動

平成 23 年度の苦情は 20 件で、全体の 14%です。苦情内容は、工事現場や事業所による特に早朝や夜間の騒音などです。

振動のみの苦情は少なく、騒音と関連している場合が多くを占めています。

⑤不法投棄

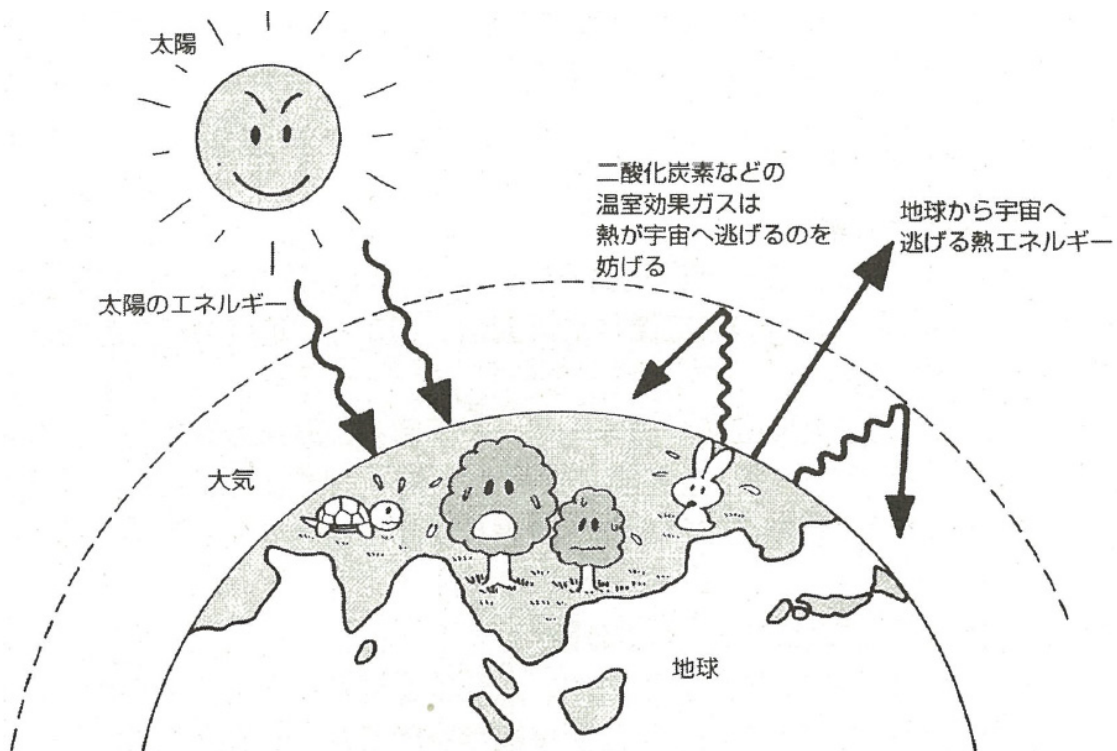
平成 23 年度の苦情は 17 件で、全体の 12%です。苦情内容の多くは、耕作されていない田畑や不在地主の空き地への廃棄物の投棄です。

⑥その他

その他は 24 件です。苦情内容は、隣地への樹木のはみだし、近所の空き地の生垣にできた蜂の巣、ペットの飼い方、電波障害などです。

2. 地球温暖化

ここでは、本市の温室効果ガス排出量の現況推計をもとに、温室効果ガス排出量の削減目標と、温室効果ガス排出抑制などに関する主な課題を示します。



(1) 本市の温室効果ガス排出量の現況推計

温室効果ガス排出量値は、「埼玉縣市町村温室効果ガス排出量推計報告書、平成24年7月、埼玉県温暖化対策課・埼玉県環境科学国際センター」によります。

この温室効果ガス排出量の算定は、環境省「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル」に記載されている算定方法を参考に行われています。算定対象の温室効果ガスは、京都議定書における排出量削減対象である、二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)、ハイドロフルオロカーボン(HFC)、パーフルオロカーボン(PFC)、六ふっ化硫黄(SF₆)の6種類です。

※温室効果ガス排出量の算定方法は、巻末資料を参照ください。

■地球温暖化対策の対象となる温室効果ガス

温室効果ガス		発生源など
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源の二酸化炭素	燃料の燃焼に伴うものが全温室効果ガスの9割を占める。
	非エネルギー起源の二酸化炭素	廃棄物起源、工業プロセス（セメント・石灰石製造など）起源などから発生。
メタン (CH ₄)		農業部門、廃棄物埋立処分などから発生。
一酸化二窒素 (N ₂ O)		燃料の燃焼、農業部門などから発生。
代替フロンなどのガス	ハイドロフルオロカーボン (HFC)	エアゾール製品、カーエアコンなどに使用。
	パーフルオロカーボン (PFC)	半導体製造、電子部品などの不活性液体などに使用。
	六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気絶縁ガス、半導体製造用などに使用。

出典；地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）
策定マニュアル（第1版）簡易版、環境省、平成22年8月

本市の温室効果ガス排出量は、平成21（2009）年度、913.3千t-CO₂です。

このうち、二酸化炭素排出量は、874.2千t-CO₂です。京都議定書の基準年（平成2（1990）年度）の734.2千t-CO₂に対し19.1%増加しています。部門別でみると、産業部門が平成2（1990）年度が45.9%に対し、平成21（2009）年度が41.0%と4.9%減少しています。逆に、民生部門（家庭系と業務系の計）が同様に25.4%に対し31.7%と6.3%増加しています。

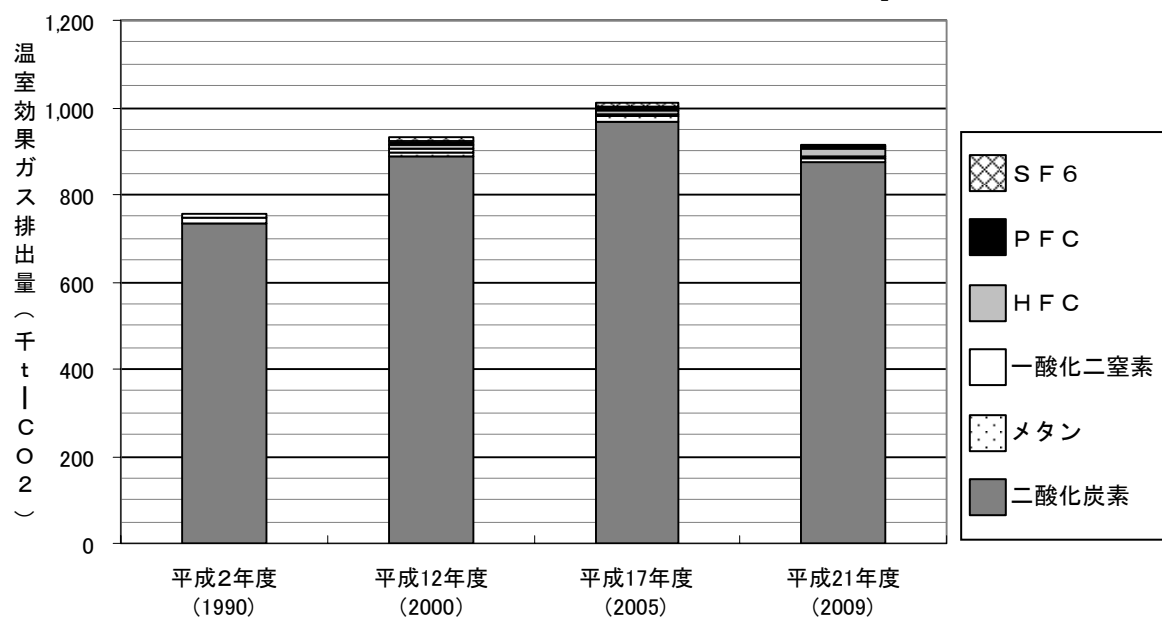
また、平成21（2009）年度の人口一人当たりの二酸化炭素排出量を全国平均値と比較しますと、全国の8.94t-CO₂に対して、本市は5.65t-CO₂であり、二酸化炭素排出量が少ない状況です。

■久喜市の温室効果ガス排出量の推移（千t-CO₂）

温室効果ガス	平成2年度 (1990)	平成12年度 (2000)	平成17年度 (2005)	平成21年度 (2009)
二酸化炭素 (CO ₂)	734.2	885.8	968.7	874.2
メタン (CH ₄)	13.3	11.3	9.6	9.3
一酸化二窒素 (N ₂ O)	9.2	8.1	6.9	6.5
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	—	7.0	9.9	16.6
パーフルオロカーボン (PFC)	—	11.7	8.9	4.3
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	—	9.9	6.1	2.2
合計	756.7	933.8	1,010.1	913.3

※少数点以下を四捨五入しているため、小計及び合計値が各欄の合計と合致しない箇所があります。

■久喜市の温室効果ガス別の排出量の推移（千 t-CO₂）

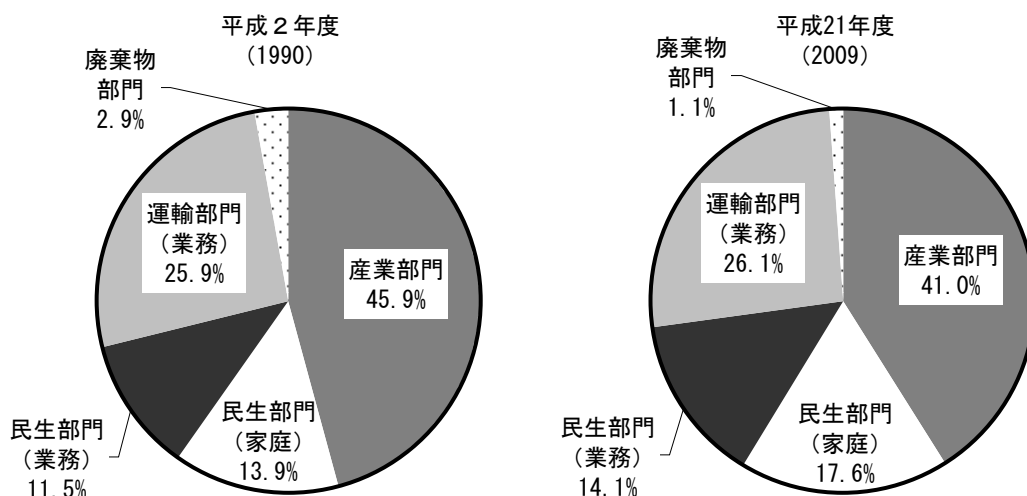


■久喜市の二酸化炭素の部門別排出量（千 t-CO₂）

部 門		平成 2 年度 (1990)	平成 21 年度 (2009)
産業部門	農林業	5.5	4.3
	鉱業	0.0	0.0
	建設業	23.1	15.0
	製造業	308.2	339.1
	小計①	336.8	358.4
民生部門	家庭系	101.7	154.3
	業務系	84.2	123.2
	小計②	185.9	277.5
運輸部門	自動車	183.1	220.1
	鉄道	6.9	8.4
	小計③	190.0	228.5
廃棄物部門	一般廃棄物	8.3	5.5
	産業廃棄物	13.2	4.4
	小計④	21.5	9.8
合計 (①+②+③+④)		734.2	874.2

※少数点以下を四捨五入しているため、小計及び合計値が各欄の合計と合致しない箇所があります。

■久喜市の二酸化炭素の部門別排出割合



■人口一人当たり二酸化炭素排出量 (t-CO₂)

国・市	平成2年度 (1990)	平成12年度 (2000)	平成17年度 (2005)	平成21年度 (2009)
久喜市	5.19	5.74	6.26	5.65
全国	9.26	9.85	10.04	8.94

(2) 温室効果ガス排出量の削減目標

1) 計画期間【地球温暖化対策実行計画(区域施策編)】

平成21(2009)年にイタリア・ラクイラで開催されたサミット(主要国首脳会議)において、温室効果ガスを80%以上削減する必要があるという認識が共有された目標年度である2050年を見据え、中期の目標期間を久喜市総合振興計画及び本計画(久喜市環境基本計画)の計画期間と同じ、平成25(2013)年度から平成34(2022)年度までの10年間とします。

(3) 温室効果ガス排出抑制などに関する主な課題

温室効果ガス排出抑制のためには、市民・事業者などの各主体の積極的な行動と、その行動を後押しする市行政の施策との密接した連携が必要です。

○地球温暖化問題への関心の向上、積極的な環境行動の実践

既存住宅や建築物の省エネルギー改修、高断熱の新築住宅や建築物の普及、省エネルギー型エアコンや高効率給湯器などの高効率機器の採用、市民や事業者のハイブリッド車などの低公害車の利用や、冷暖房の設定温度の配慮などの積極的な環境行動の実践が望まれます。地球温暖化問題への関心を高めるためのイベントや、学習会開催などの普及・啓発が必要です。

○再生可能エネルギーの利用の促進

温室効果ガス削減と石油代替エネルギーの導入のために、太陽光発電などの再生可能エネルギーの利用の促進が望まれます。そのための太陽光発電システムの設置に対する補助制度の充実などが必要です。

○地域全体での環境整備や改善

バスなどの公共交通の利用促進による燃焼燃料の使用抑制や、温室効果ガスの吸収効果の高い緑地の整備など、地域全体での環境整備が必要です。

○循環型社会の形成

廃棄物発生量の抑制やリサイクル率向上によりごみの焼却処分量を削減し、二酸化炭素の排出の少ない循環型社会の形成が望まれます。そのための市民や事業者によるごみの分別や減量への協力が必要です。

○行政による率先導入・率先行動

市民・事業者の積極的な環境行動の実践を促すためには、行政による率先導入・率先行動が望まれます。

公共施設に地球温暖化防止対策となる太陽光発電システム、太陽熱利用機器などの導入や充実が望まれます。光熱費の削減などにもつながるLED照明への交換のほか、クールビズなど目に見える率行的な環境行動の実践が必要です。

3. 環境に関する市民・事業者の意識

本計画の策定にあたり、平成 23 年度に市民・事業者を対象として環境に関する意識調査（アンケート）を実施しました。市民・事業者がどのような環境に関心を持ち、行動しているのか、市の環境に関する施策への考え方や意見を把握しました。ここでは、このアンケート結果をもとに、市民・事業者の環境に関する意識を整理して示します。

（1）環境に関する市民・事業者の意識調査の概要

○調査期間：平成 23 年 10 月 1 日～10 月 31 日

○調査対象：久喜市在住の市民 2,000 人、事業者 200 社

○調査方法：郵送調査（無記名回答）

○回収状況：

	発送数	回収数	回収率
市民	2,000	767	38.4%
事業者	200	54	27.0%

○設問内容：

1. 回答者の属性
2. 環境問題に対する認識
3. あなたの環境行動
4. 施策の満足度・優先度
5. これからの市の取組み
6. ご意見・ご要望

○市民意識調査の回答者（設問への無回答があり、100%にはなりません。）

性別；男45.5%、女51.9%

年齢；10～20歳代8.5%、30・40・50歳代43.8%、60歳以上46.0%

……回答者は、女性が多く、高齢者が多い

○事業者意識調査の回答者

業種（主な業種）；製造業42.6%、サービス業11.1%、建設業9.3%、運輸業9.3%

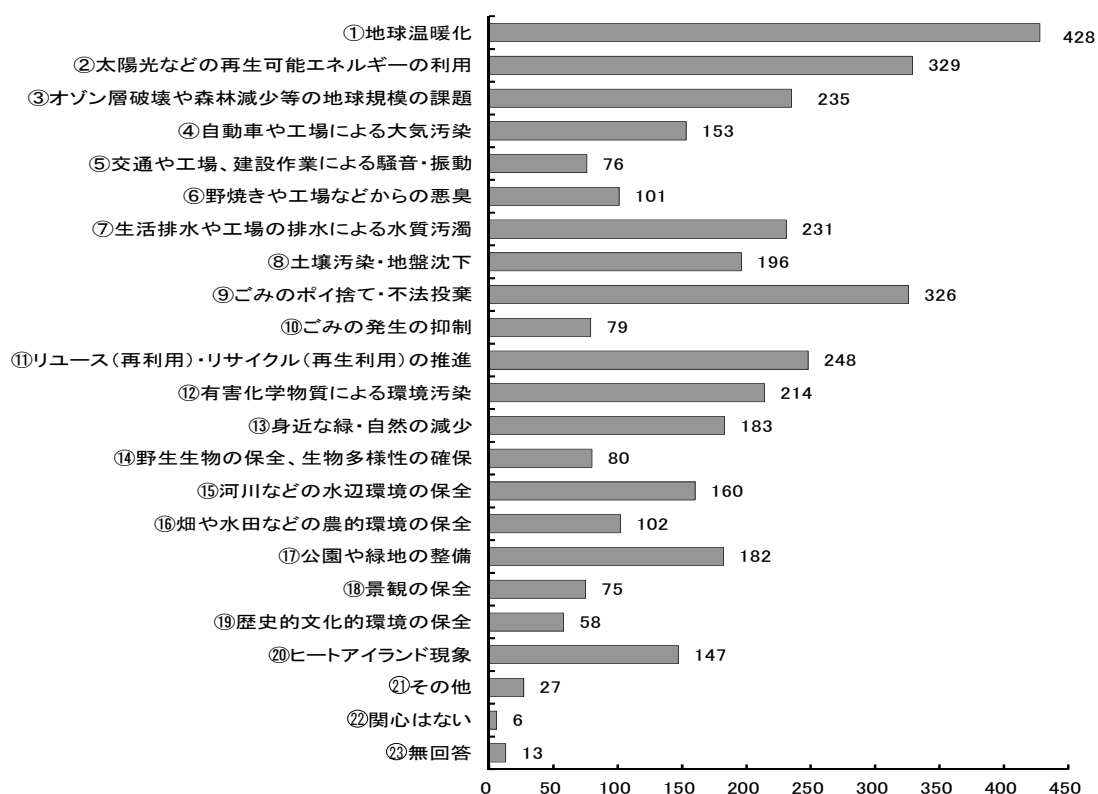
従業員数（10%以上の回答）；20～50人27.8%、5人未満18.5%、10～20人16.7%、

50～100人13.0%

(2) 市民意識調査の結果

1) 環境問題に対する認識

「現在どのような環境の課題に関心がありますか」の設問に、「①地球温暖化」及び「②太陽光など再生可能エネルギーの利用」が社会的にも注目されている課題であるためか関心が高く、「⑨ごみのポイ捨て・不法投棄」は身近な課題として関心が高い結果です。

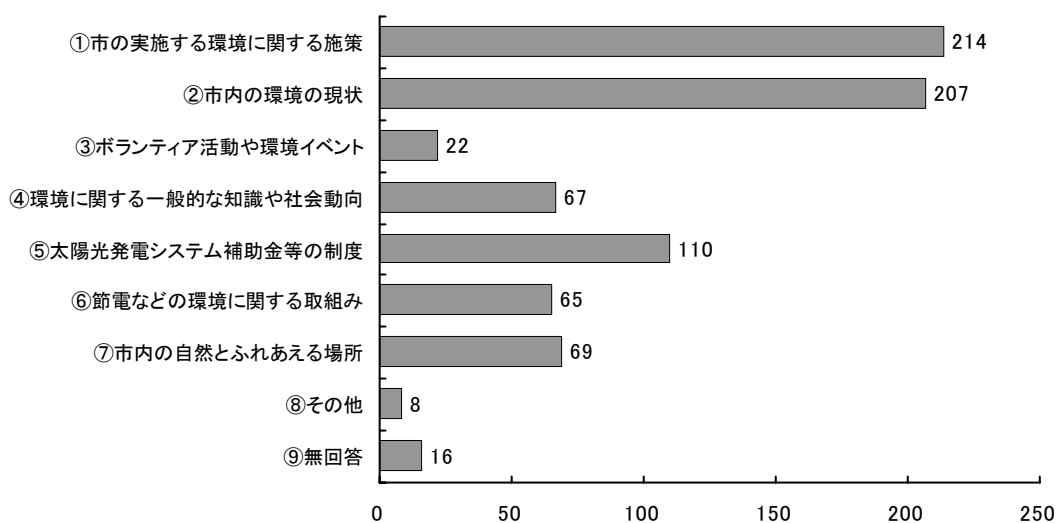


■「現在どのような環境の課題に関心がありますか」の回答
(回答数 754、複数回答、単位：人)

「環境の課題の解決及び久喜市の環境への理解を深めるために、知りたい情報は何か」の設問に、「①市の実施する環境に関する施策」、「②市内の環境の現状」について知りたいという回答が多く、次いで「⑤太陽光発電システム補助金等の制度」について知りたいという回答が多い結果です。

「あなたにとって、環境に関して困っていること、改善したい環境はありますか」の設問(記入式)では、ごみのポイ捨て、不法投棄、ごみの分別などの廃棄物に関する意見が多くあげられています。次いで、交通や空気・水などの公害に関する意見や

野焼き、鳥の被害、ペットのふんや除草などのまちの美化に関する意見も多くあげられています。

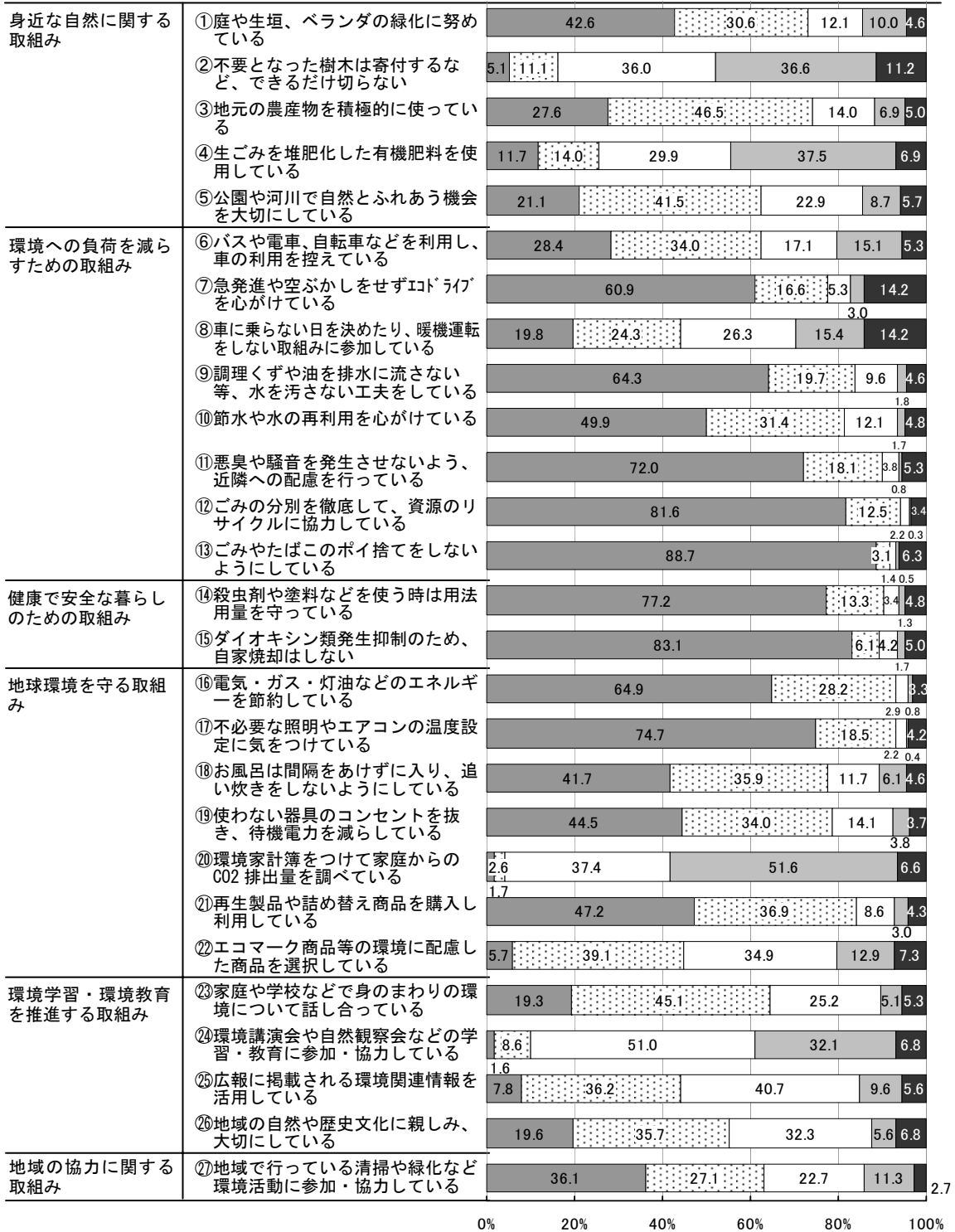
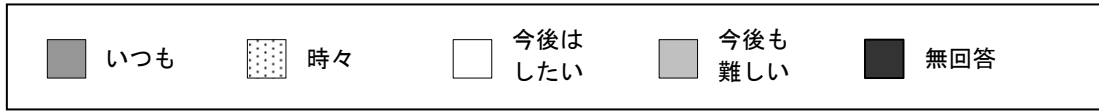


■「環境の課題の解決及び久喜市の環境への理解を深めるために、知りたい情報は何か」の回答（回答数 751、単位：人）

2) 環境行動

「あなたが日常行っている環境に配慮した取組みの状況はいかがですか」の設問に、「環境への負荷を減らすための取組み」、「健康で安全な暮らしのための取組み」、「地球環境を守る取組み」が、実施している（いつも、時々）の回答が多い結果です。実施している（いつも、時々）の回答が多い（75%以上）取組みを以下に示します。

- 環境への負荷を減らす取組み；⑫ごみの分別を徹底し、資源のリサイクルに協力している（94%）、⑬ごみやたばこのポイ捨てをしないようにしている（92%）、⑪悪臭や騒音を発生させないように、近隣への配慮を行っている（90%）、⑨調理くずや油を排水に流さないなど、水を汚さない工夫をしている（84%）、⑩節水や水の再利用を心がけている（81%）、⑦急発進や空ぶかしをせずエコドライブを心がけている（78%）
- 健康で安全な暮らしのための取組み；⑭殺虫剤や塗料などを使う時は用法用量を守っている（91%）、⑮ダイオキシン類発生抑制のため、自家焼却はしない（89%）
- 地球環境を守る取組み；⑯電気・ガス・灯油などのエネルギーを節約している（93%）、⑰不必要な照明やエアコンの温度設定に気をつけている（93%）、⑱再生製品や詰め替え商品を購入し利用している（84%）、⑲使わない器具のコンセントを抜き、待機電力を減らしている（79%）、⑲お風呂は間隔をあけずに入り、追い炊きをしないようにしている（78%）



■「あなたが日常行っている環境に配慮した取組みの状況はいかがですか」の回答
(設問ごとに1つの回答、最大の回答数746、単位：%)

※少数点以下を四捨五入しているため、小計及び合計値が各欄の合計と合致しない箇所があります。

3) 現状の満足度と今後の取組みの優先度

「お住まいの地域周辺の環境について、「現状の満足度」に該当するものはどちらですか」の設問に、「⑪ごみを少なくし、適切な処理・収集がされている」、「①身近に緑があふれ、親しめる空間がある」、「④環境に配慮した農業が行われ、豊かな水田・畑がある」は満足度が高い結果です。

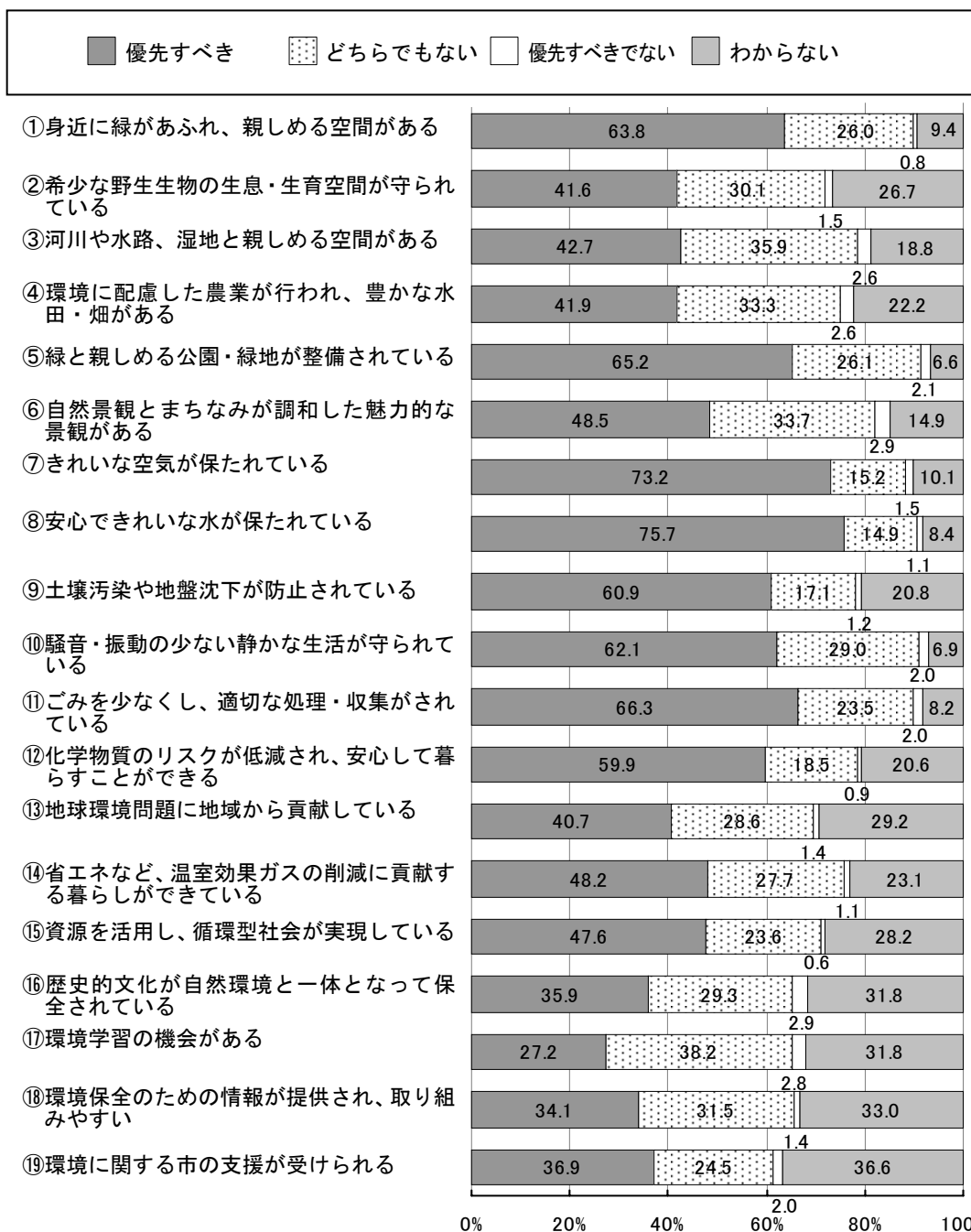
一方、「⑩騒音・振動の少ない静かな生活が守られている」、「⑤緑と親しめる公園・緑地が整備されている」、「⑥自然景観とまちなみが調和した魅力的な景観がある」、「⑨土壌汚染や地盤沈下が防止されている」は不満が多い結果です。



■「お住まいの地域周辺の環境について、「現状の満足度」に該当するものはどちらですか」の回答（設問ごとに1つの回答、最大の回答数732、単位：％）

※少数点以下を四捨五入しているため、小計及び合計値が各欄の合計と合致しない箇所があります。

「お住まいの地域周辺の環境について、「今後の取組みの優先度」に該当するものはどちらですか」の設問に、「⑧安心できれいな水が保たれている」、「⑦きれいな空気が保たれている」、「⑪ごみを少なくし、適切な処理・収集がされている」、「⑤緑と親しめる公園・緑地が整備されている」が「優先すべき」が多い回答結果です。

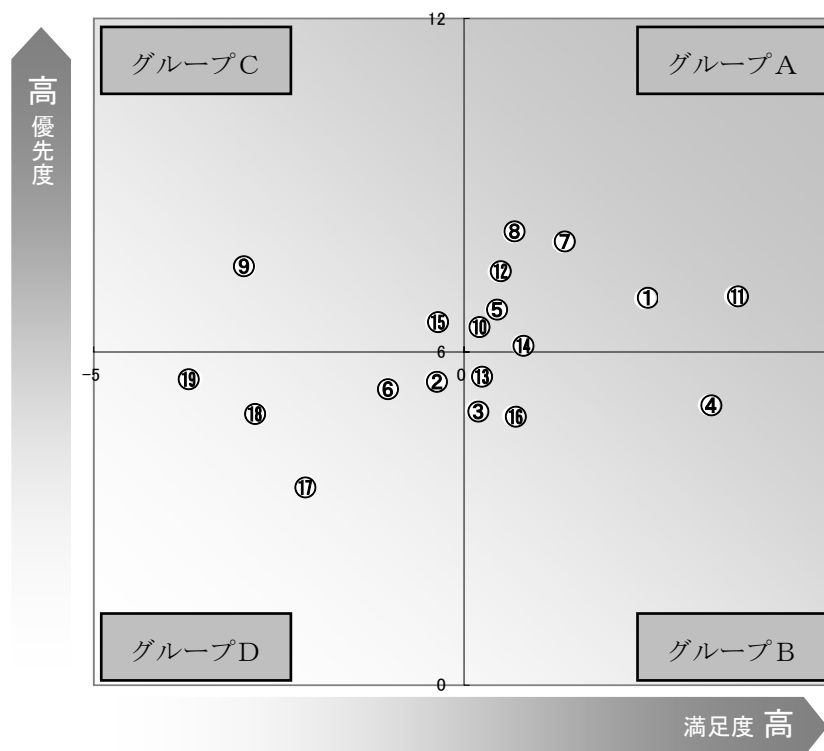


■「お住まいの地域周辺の環境について、「今後の取組みの優先度」に該当するものはどちらですか」の回答（設問ごとに1つの回答、最大の回答数 658、単位：%）

※少数点以下を四捨五入しているため、小計及び合計値が各欄の合計と合致しない箇所があります。

現状の満足度と今後の取組みの優先度を4つのグループに整理したマップと表を示します。

この内、グループCは、環境の現状に対し満足度が比較的低く、今後の取組みを優先すべきとされる施策です。グループDは、環境の現状に対し満足度、今後の取組みの優先度のともに低く、「わからない」という回答が多い項目でもあり、市民への周知が求められる施策です。



■環境の満足度-優先度マップ (市民)

(マップ内の①~⑱は、次表による)

《評点の算定式》

満足度 = {(「満足」回答数×[10]) + (「不満」回答数×[-10])} ÷ 全回答数

優先度 = {(「優先すべき」回答数×[10]) + (「優先すべきでない」回答数×[-10])} ÷ 全回答数 (全回答数には、「分からない」の回答数は含みません。)

《グループの分類》

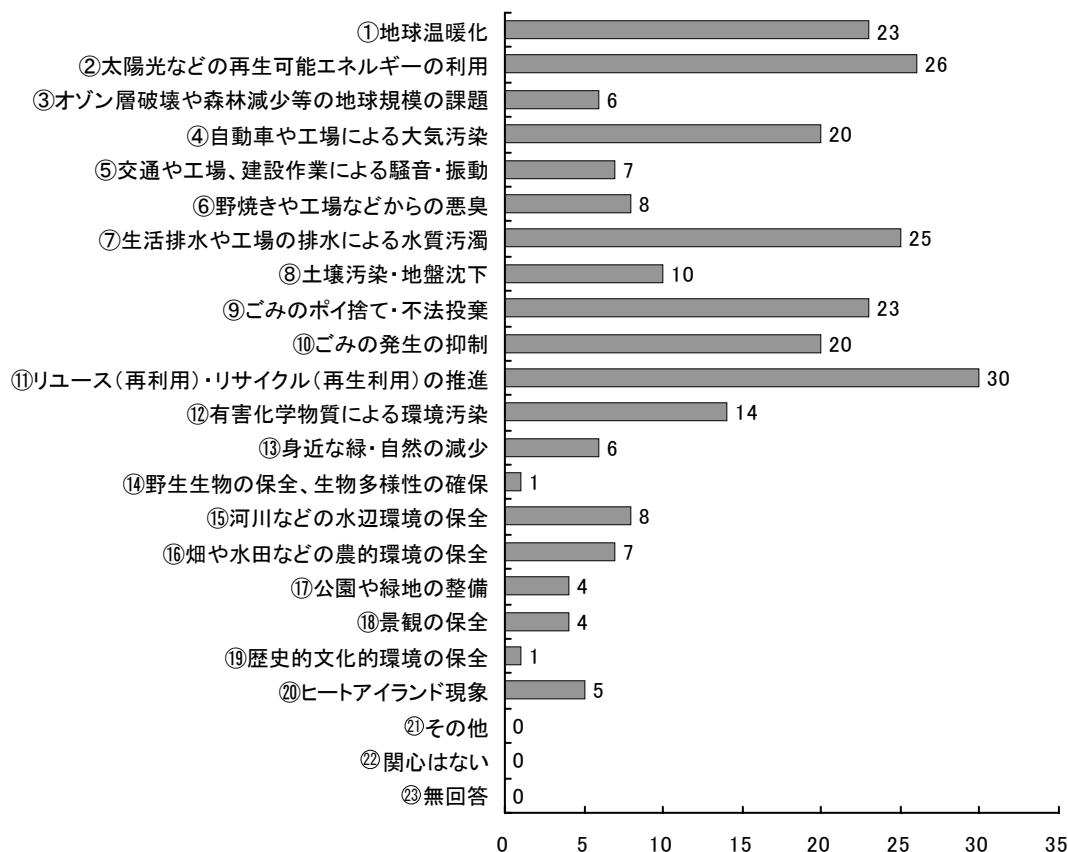
①~⑱の環境の評点について、満足度の平均点 (約0点) と優先度の平均点 (約6点) を基準として、平均点以上のグループと平均点未満のグループに分類しています。

	満足度 平均0点未満	満足度 平均0点以上
優先度 平均6点以上	<p>グループC (満足度：低、優先度：高)</p> <p>⑨ 土壌汚染や地盤沈下が防止されている</p> <p>⑮ 資源を活用し、循環型社会が実現している</p>	<p>グループA (満足度：高、優先度：高)</p> <p>① 身近に緑があふれ、親しめる空間がある</p> <p>⑤ 緑と親しめる公園・緑地が整備されている</p> <p>⑦ きれいな空気が保たれている</p> <p>⑧ 安心できれいな水が保たれている</p> <p>⑩ 騒音・振動の少ない静かな生活が守られている</p> <p>⑪ ごみを少なくし、適切な処理・収集がされている</p> <p>⑫ 化学物質のリスクが低減され、安心して暮らすことができる</p> <p>⑭ 省エネなど、温室効果ガスの削減に貢献する暮らしができています</p>
優先度 平均6点未満	<p>グループD (満足度：低、優先度：低)</p> <p>② 希少な野生生物の生息・生育空間が守られている</p> <p>⑥ 自然景観とまちなみが調和した魅力的な景観がある</p> <p>⑰ 環境学習の機会がある</p> <p>⑱ 環境保全のための情報が提供され、取り組みやすい</p> <p>⑲ 環境に関する市の支援が受けられる</p>	<p>グループB (満足度：高、優先度：低)</p> <p>③ 河川や水路、湿地と親しめる空間がある</p> <p>④ 環境に配慮した農業が行われ、豊かな水田・畑がある</p> <p>⑬ 地球環境問題に地域から貢献している</p> <p>⑯ 歴史的文化が自然環境と一体となって保全されている</p>

(3) 事業者意識調査の結果

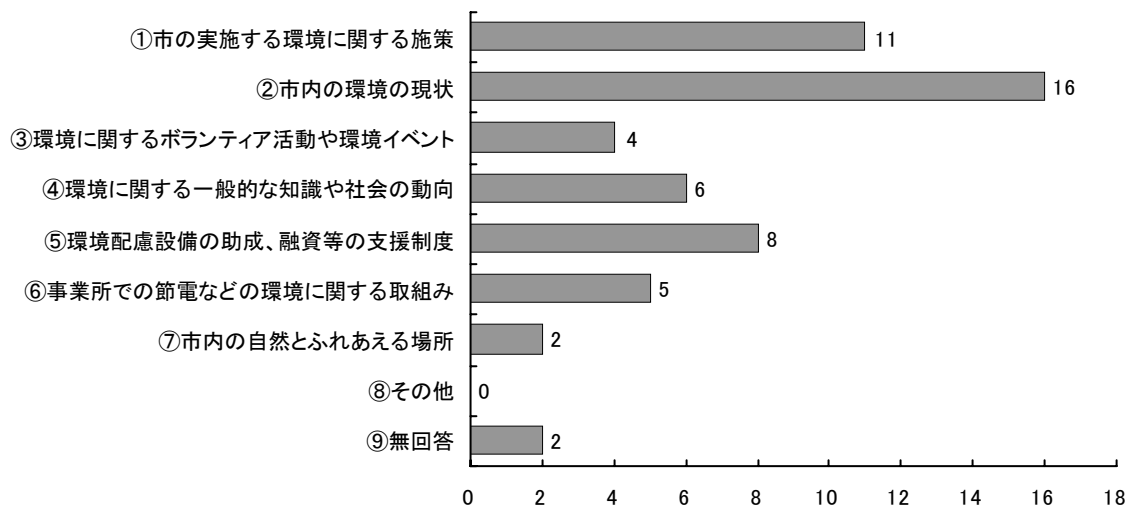
1) 環境問題に対する認識

「事業所では、現在どのような環境の課題に関心を持ち、事業者として取り組むべきだと考えていますか」の設問に、「⑪リユース（再利用）・リサイクル（再生利用）の推進」や「⑨ごみのポイ捨て・不法投棄」、「⑩ごみの発生の抑制」のほか、「⑦生活排水や工場の排水による水質汚濁」、「④自動車や工場による大気汚染」など事業活動に関係する分野が高い回答結果です。また、「②太陽光などの再生可能エネルギーの利用」や「①地球温暖化」などが、市民と同様に高い回答結果です。



■「事業所では、現在どのような環境の課題に関心を持ち、事業者として取り組むべきだと考えていますか」の回答（回答数 54、複数回答、単位：件）

「環境の課題の解決及び久喜市の環境への理解を深めるために、知りたい情報は何か」の設問に、「②市内の環境の現状」、「①市の実施する環境に関する施策」について知りたいという回答が多く、次いで「⑤環境配慮設備の助成、融資等の支援制度」について知りたいという回答が多い結果です。



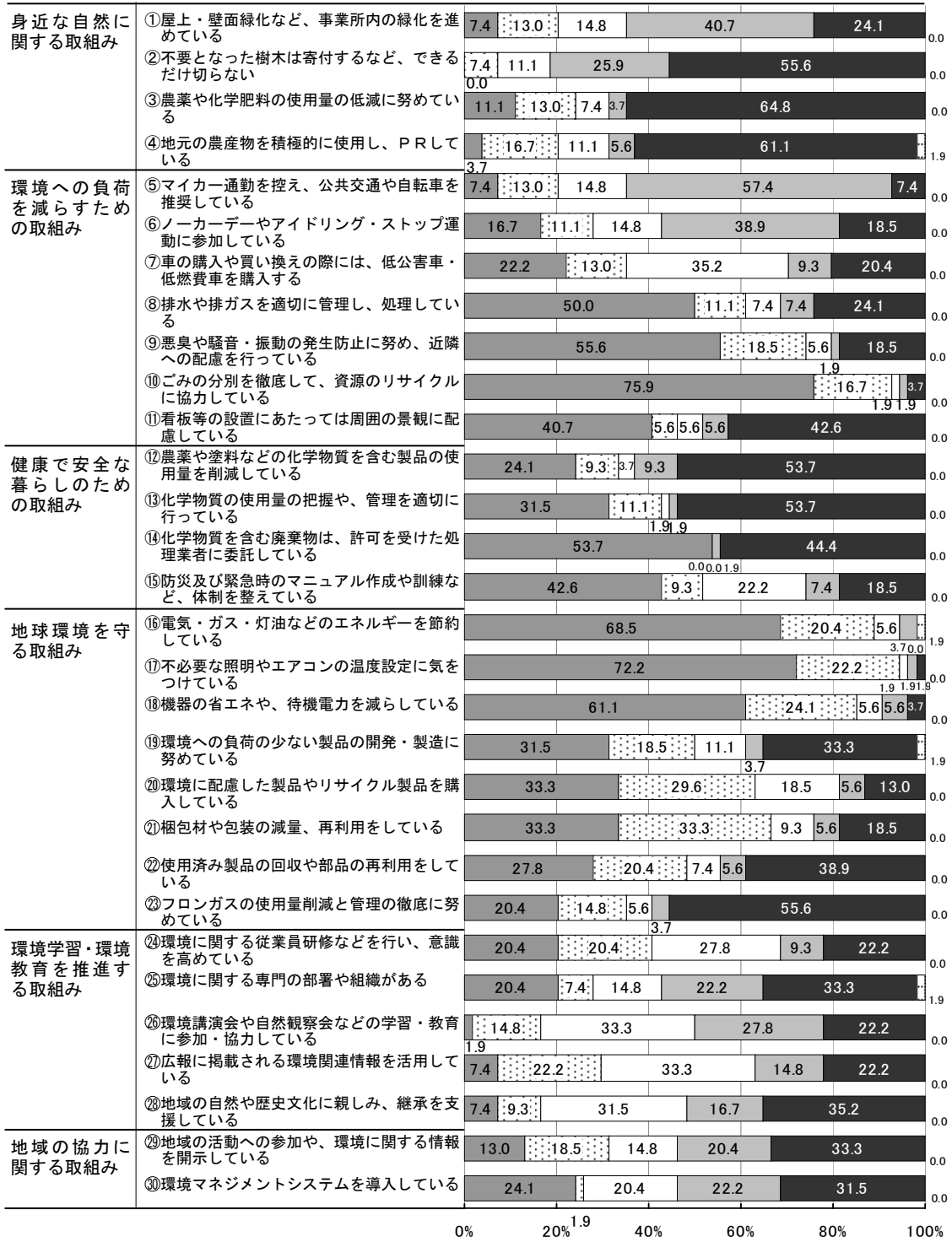
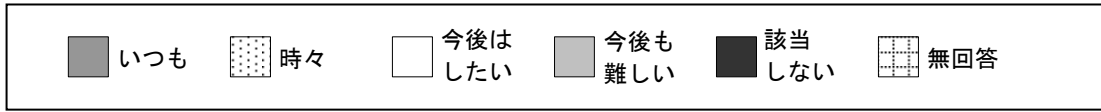
■「環境の課題の解決及び久喜市の環境への理解を深めるために、知りたい情報は何か」の回答（回答数 52、単位：件）

2) 環境行動

「貴事業所で日常行っている環境に配慮した取組みの状況はいかがですか」の設問に、「環境への負荷を減らすための取組み」、「地球環境を守る取組み」が、実施している（いつも、時々）の回答が多い結果です。

実施している（いつも、時々）の回答が多い（75%以上）取組みを以下に示します。

- 環境への負荷を減らす取組み；⑩ごみの分別を徹底して、資源のリサイクルに協力している（93%）
- 地球環境を守る取組み；⑰不必要な照明やエアコンの温度設定に気をつけている（94%）、⑱電気・ガス・灯油などのエネルギーを節約している（89%）、⑲機器の省エネや、待機電力を減らしている（85%）



■「貴事業所で日常行っている環境に配慮した取組みの状況はいかがですか」の回答
 (設問ごとに1つの回答、最大の回答数54、単位：%)

※少数点以下を四捨五入しているため、小計及び合計値が各欄の合計と合致しない箇所があります。

3) 現状の満足度と今後の取組みの優先度

「貴事業所の地域周辺の環境についての「現状の満足度」に該当するものはどちらですか」の設問に、「①身近に緑があふれ、親しめる空間がある」、「⑤緑と親しめる公園・緑地が整備されている」は満足度が高い結果です。一方、「⑥自然景観とまちなみが調和した魅力的な景観がある」、「⑧安心できれいな水が保たれている」は不満が多い結果です。



■「貴事業所の地域周辺の環境についての「現状の満足度」に該当するものはどちらですか」の回答（設問ごとに1つの回答、最大の回答数54、単位：%）

※少数点以下を四捨五入しているため、小計及び合計値が各欄の合計と合致しない箇所があります。

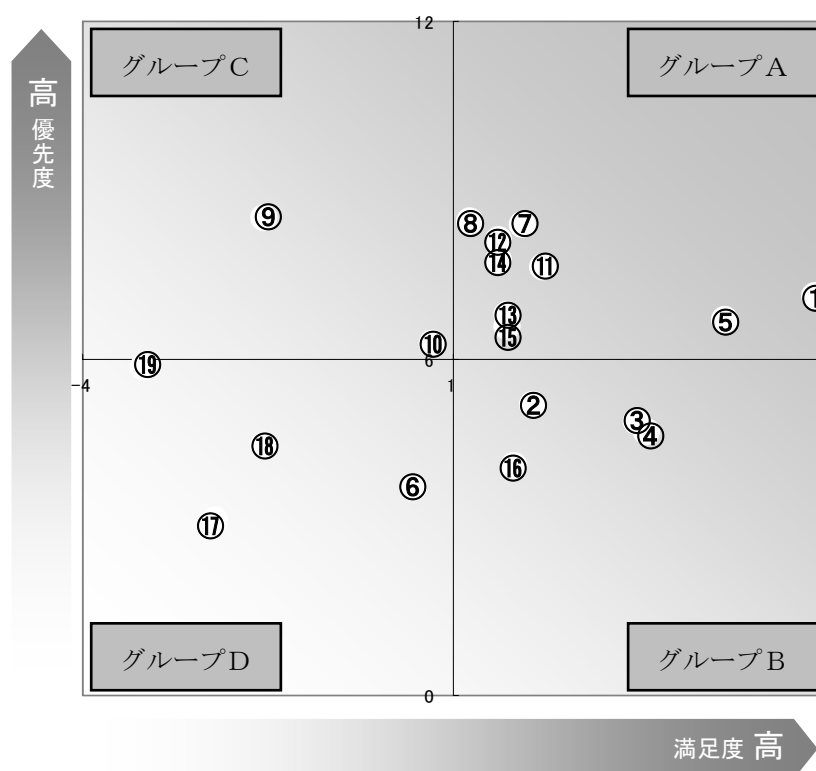
「貴事業所の地域周辺の環境についての「今後の取組みの優先度」に該当するものはどちらですか」の設問に、「⑧安心できれいな水が保たれている」、「⑩ごみを少なくし、適切な処理・収集がされている」、「⑦きれいな空気が保たれている」が「優先すべき」が多い回答結果です。



■ 「貴事業所の地域周辺の環境についての「今後の取組みの優先度」に該当するものはどちらですか」の回答（設問ごとに1つの回答、最大の回答数49、単位：%）
 ※少数点以下を四捨五入しているため、小計及び合計値が各欄の合計と合致しない箇所があります。

現状の満足度と今後の取組みの優先度を4つのグループに整理したマップと表を示します。

この内、グループCは、環境の現状に対し満足度が比較的低く、今後の取組みを優先すべきとされる施策です。グループDは、環境の現状に対し満足度、今後の取組みの優先度のともに低く、「わからない」という回答が多い項目でもあり、市民への周知が求められる施策です。



■環境の満足度－優先度マップ (事業者)

(マップ内の①～⑱は、次表による)

《評点の算定式》 p.26の市民の「環境の満足度－優先度マップ」と同様です。

《グループの分類》

①～⑱の環境の評点について、満足度の平均点(約1点)と優先度の平均点(約6点)を基準として、平均点以上のグループと平均点未満のグループに分類しています。

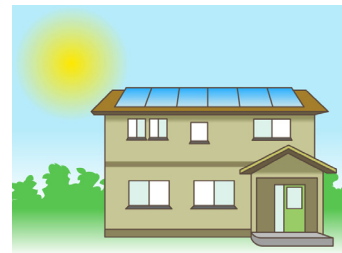
	満足度 平均1点未満	満足度 平均1点以上
優先度 平均6点以上	<p>グループC (満足度：低、優先度：高)</p> <p>⑨ 土壌汚染や地盤沈下が防止されている</p> <p>⑩ 騒音・振動の少ない静かな生活が守られている</p>	<p>グループA (満足度：高、優先度：高)</p> <p>① 身近に緑があふれ、親しめる空間がある</p> <p>⑤ 緑と親しめる公園・緑地が整備されている</p> <p>⑦ きれいな空気が保たれている</p> <p>⑧ 安心できれいな水が保たれている</p> <p>⑪ ごみを少なくし、適切な処理・収集がされている</p> <p>⑫ 化学物質のリスクが低減され、安心して暮らすことができる</p> <p>⑬ 地球環境問題に地域から貢献している</p> <p>⑭ 省エネなど温室効果ガスの削減に貢献する暮らしができています</p> <p>⑮ 資源を活用し、循環型社会が実現している</p>
優先度 平均6点未満	<p>グループD (満足度：低、優先度：低)</p> <p>⑥ 自然景観とまちなみが調和した魅力的な景観がある</p> <p>⑰ 環境学習の機会がある</p> <p>⑱ 環境保全のための情報が提供され、取り組みやすい</p> <p>⑲ 環境に関する市の支援が受けられる</p>	<p>グループB (満足度：高、優先度：低)</p> <p>② 希少な野生生物の生息・生育空間が守られている</p> <p>③ 河川や水路、湿地と親しめる空間がある</p> <p>④ 環境に配慮した農業が行われ、豊かな水田・畑がある</p> <p>⑯ 歴史的文化が自然環境と一体となって保全されている</p>

4. 環境への取組みの方向

本市の地域特性、地球温暖化に代表される社会情勢、環境に関する市民・事業者へのアンケート調査による意識などを踏まえ、以下に本計画策定にあたっての課題をまとめ、本計画第4章 施策の展開への方向性を示します。

○持続可能な社会の形成

従来の身近な地域環境から、近年は地球環境についても各市民や事業者が考えていかなければならない時代になっています。二酸化炭素に代表される温室効果ガスの削減などの地球温暖化対策により、持続可能な社会を目指す必要があります。東日本大震災の影響により電力事情が大きく変化しましたが、省エネルギーや太陽光などの再生可能エネルギーの利用の促進、二酸化炭素の削減とも密接な関係にある廃棄物の適正処理やリサイクルの推進も求められています。



○自然との共生社会の形成

本市は、河川や用水、池沼、湿地などの水辺、屋敷林や農地などの緑豊かな環境が特徴です。こうした水辺環境の保全や野生生物の保護、身近な緑の保全や創造、田園景観や歴史的文化的景観の保全など自然と共生した社会づくりが求められています。また、圏央道の開通により地域環境の変化が想定され、埼玉県景観計画では「圏央道沿線区域」、「圏央道以北高速道路沿線区域」に指定されており、良好な景観の保全や形成が必要です。



○生活の安全・安心の確保

健康で安全・安心に暮らせる環境であるためには、大気汚染や水質汚濁、騒音・振動などの公害防止対策の充実が市民生活にとっての基本となります。特に、市内の多くの河川、用水路などの水質の継続監視、河川の浚渫や清掃、冬期水量の確保のほか、河川汚濁の原因である生活排水処理対策の推進が求められています。

また、市民の健康で文化的な生活を確保するため、空間放射線量の測定及び放射性物質検査の継続など、適切な対応が求められています。



○環境づくりの取組み

本市の望ましい環境づくりのためには、行政ばかりでなく、市民や事業者の協力による環境保全の推進が必要です。そのためには、環境保全活動の普及・啓発、適切な環境情報の伝達・共有、環境教育や環境学習の推進が必要です。また併せて、環境に配慮した事業活動の支援や行政による環境対策の率先実行も求められています。



第3章 計画の目標

第3章 計画の目標

1. 望ましい環境像

水と緑と街が調和した豊かな環境を守り・育て、未来につなぐまち『久喜』

「望ましい環境像」とは、“目指すべき未来の久喜市の環境の姿”です。

本市の環境のイメージである“水と緑が豊かで美しい農的・田園的な風景・環境”の中に、“住みやすいまちが調和”した久喜のまちを、こうした環境を誇りとして守り・育て、未来の子どもたちに引き継いでいくことが望まれます。

“水と緑が豊かな環境”は、旧1市3町時代から欠かせないキーワードです。そこに街を加えて、“水と緑と街”としたのは、自然環境と都市的環境が調和した“住みよいまち”を表しています。“環境を守り・育て”は、行政ばかりでなく市民・事業者みんなの参加によるまちづくりの重要性を、メッセージとして加えたものです。

なお、この「望ましい環境像」は、「久喜市環境基本条例」の基本理念に合致した“目指すべき未来の久喜市の環境の姿”です。



2. 環境目標

本市の「望ましい環境像」である“水と緑と街が調和した豊かな環境を守り・育て、未来につなぐまち『久喜』”を目指し、環境課題を解決していくために、課題に対応し4つの分野ごとの基本となる目標＝「環境目標」を定めました。

○持続可能な社会の形成に関する分野

環境目標Ⅰ. 地球にやさしい循環型のまち

○自然との共生社会の形成に関する分野

環境目標Ⅱ. 豊かな自然と人がともに生きるまち

○生活の安全・安心の確保に関する分野

環境目標Ⅲ. 健康で安全に暮らせるまち

○環境づくりの取組みに関する分野

環境目標Ⅳ. みんなで取り組む環境づくりのまち

この「環境目標」の実現の手段が「主な実施方策」です。これらの「望ましい環境像」、「環境目標」、「主な実施方策」の関連を次節に“施策の体系”として示します。

3. 施策の体系

望ましい
環境像

水と緑と街が調和した豊かな環境を守り・育て、未来につなぐまち『久喜』

【環境目標】

【主な実施方策】

I. 地球にやさしい循環型のまち

1. 地球温暖化対策
 - (1)地球温暖化対策の取組み促進
 - (2)地球環境問題に関する啓発
2. 再生可能エネルギー・省エネルギーの普及
 - (1)再生可能エネルギー・省エネルギー導入の促進
 - (2)公共施設での再生可能エネルギーなどの率先導入
3. 循環型社会の形成
 - (1)ごみの適正処理の充実
 - (2)ごみ減量・リサイクルの推進

II. 豊かな自然と人が ともに生きるまち

1. 生物の多様性の確保
 - (1)水辺環境の保全
 - (2)身近な野生生物の保護
 - (3)環境教育・啓発
2. 身近な緑の保全と創造
 - (1)公園、沿道や公共施設などの緑化の推進
 - (2)樹林地や屋敷林などの保全の推進
 - (3)市内の緑化と環境保全型農業の推進
3. 景観の保全と形成
 - (1)美しい景観の保全と形成
 - (2)景観保全意識の向上
4. 歴史的文化的環境の保全

III. 健康で安全に暮らせるまち

1. 大気環境の保全・交通対策
 - (1)公害などの環境対策の充実
 - (2)化学物質などについての情報提供、啓発
2. 水環境の保全
 - (1)公共用水域の水質保全
 - (2)生活排水処理対策の推進
3. 土壌・地盤の保全
4. 放射性物質による環境汚染への対応

IV. みんなで取り組む 環境づくりのまち

1. 環境保全活動の普及・啓発
 - (1)環境保全活動の推進
 - (2)不法投棄対策
2. 環境情報の適切な伝達・共有
3. 環境教育・環境学習の推進
4. 環境に配慮した事業活動の啓発
5. 環境マネジメントシステムの運用の促進
 - (1)市の環境対策の率先実行
 - (2)環境マネジメントシステムの適切な運用

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

環境目標Ⅰ．地球にやさしい循環型のまち

【現状と課題】

国では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成20(2008)年改正）や「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（平成20(2008)年改正）により、地球環境問題への取組みが強化されています。

平成23(2011)年8月に「再生可能エネルギー特別措置法」が制定され、地球温暖化対策と安定的なエネルギー確保の観点から、再生可能エネルギーの普及促進が求められています。

新エネルギーの活用やごみの排出量の削減、資源物のリサイクルの推進など、市全体での取組みによる循環型社会の実現が望まれています。

《市民や事業者の意識》

- 「地球温暖化」、「太陽光などの再生可能エネルギーの利用」は、市民・事業者の関心が高い環境課題です。
- 市民・事業者の環境行動では、「地球環境を守る取組み」の省エネルギーなどが高い実施率です。



I-1. 地球温暖化対策

【現状と課題】

本市の事務事業に伴い排出される**温室効果ガス**^{*1}を削減するための「**地球温暖化対策実行計画**」^{*2}は、合併前の旧市町において策定、実行されてきました。いずれの旧市町においても、温室効果ガス排出量の削減について積極的に取り組んできました。

平成24(2012)年3月には、新しい「**久喜市環境保全率先実行計画**」^{*3}が策定され、運用されています。

地球温暖化対策実行計画の「**区域施策編**」は、旧市町及び本市においても作成義務はなかったことから策定されていませんでしたが、本計画に内包する方式により策定します（p14～p19を参照ください）。温室効果ガスの排出量削減のため、市及び市民、事業者の連携による取組みが求められています。

また、東日本大震災による国内の電力需給のひっ迫を契機とした省エネルギー化の徹底的な推進や節電の取組みは、地球温暖化対策にも寄与していくものと考えられます。

***1：温室効果ガス**；物の燃焼に伴ってできる二酸化炭素などは、地球から宇宙に熱を逃がす赤外線を吸収して地球の温度を高く保つ効果があるため、温室効果ガスと呼ばれます。温室効果ガスには、二酸化炭素のほか、メタン、フロンガスなどがあります。

***2：地球温暖化対策実行計画**；「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成20年6月改正）に基づく計画で、区域全体の温室効果ガスの排出量抑制などのための「**区域施策編**」と、市役所など庁内の取組みを対象とした「**事務事業編**」の2種類の計画があります。

***3：久喜市環境保全率先実行計画**；地球温暖化対策実行計画のうちの「**事務事業編**」にあたる計画です。従来からの計画を引き継ぎ「**環境保全率先実行計画**」としています。

《市民や事業者の意識》

■地球温暖化対策は、市民の関心・意識が高い環境課題です。

【主な実施方策】

I-1-(1) 地球温暖化対策の取組み促進	
内 容	主な担当機関
<p>①「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」に基づき市民・事業者の取組みを促進します。</p> <p>○地球温暖化対策として、環境負荷の低減、省エネルギー、省資源などの活動に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内循環バスなどの公共交通機関の利用促進 ・市民・事業者の低公害車*4の利用促進 ・環境対応型自動車（電気自動車など）の普及 ・アイドリング・ストップの呼びかけ ・ノーカーデー*5の実施及び啓発 <p>○緑化推進事業などによる二酸化炭素吸収量の増進を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保存樹木・保存樹林などの所有者及び新たに生垣を設置する方への奨励金の交付 ・緑化を推進するために、苗木を配布*6 	<p>環境課</p> <p>各支所環境経済課</p> <p>生活安全課</p> <p>商工観光課</p> <p>道路河川課</p> <p>都市計画課</p> <p>都市整備課</p> <p>各支所建設課</p> <p>久喜宮代衛生組合</p>
<p>②地球温暖化対策実行計画(事務事業編)「久喜市環境保全率先実行計画」により行政の率先した取組みを実施します。</p> <p>○環境に配慮した各種公共工事の設計、施工を行います。</p> <p>○交通の流れを円滑にする道路の新設、改良に努めます。</p> <p>○市保有車の低公害車の導入を推進します。</p> <p>○エコマーク商品*7を購入します。</p> <p>○グリーン調達*8を実施します。</p> <p>○緑のカーテン事業*9を実施します。</p> <p>○学校給食・公立保育園給食における地元農産物の利用など、地産地消事業*10を推進します。</p>	<p>環境課</p> <p>各支所環境経済課</p> <p>管財課</p> <p>農業振興課</p> <p>保育課</p> <p>水道業務課</p> <p>公共工事関係部署</p> <p>学務課</p>
<p>③関係機関との連携強化により、地球温暖化対策の取組みを実施します。</p> <p>○市民、事業者との連携のほか、国、県、隣接市町との連携強化により、地球温暖化対策の取組みを実施します。</p>	<p>関係部署</p>

*4：低公害車；従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の汚染物質の量や騒音が大幅に少ない電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド車などをいいます。

*5: **ノーカーデー** ; 大気汚染や地球温暖化防止を目的に、特定の日や曜日を決めて自動車の利用を自粛するキャンペーンです。

*6: **苗木の配布** ; 久喜市民まつり、菖蒲産業祭、栗橋やさしさ・ときめき祭、わしのみやコスモスフェスタで苗木を配布しています。

*7: **エコマーク商品** ; エコマークは、様々な商品(製品及びサービス)の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベルです。このマークを活用して、消費者が環境を意識した商品の選択をしたり、関係企業の環境改善の努力を進めることにより、持続可能な社会の形成を図ることを目的としています。

*8: **グリーン調達** ; 商品やサービスを購入する際に、環境への負荷ができるだけ少ない商品を選んで優先的に購入することです。主に消費者の観点からグリーン購入、生産者の観点からグリーン調達といえます。

*9: **緑のカーテン事業** ; 植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇の抑制を図る省エネルギー手法で、ゴーヤなどの蔓性植物で窓辺の覆いを作る事業です。

*10: **地産地消事業** ; 地産地消とは、ある地域で生産されたものは、同じ地域で消費しようとする考え方です。この取組みにより、次のような効果が期待できます。

①生産者の「顔が見える」安全・安心な農産物を購入する機会が提供されます。②生産者と消費者の良好な関係づくりに寄与します。③消費者の「食」や「農業」に対する意識が高まります。④食料自給率の向上、地域農業の活性化につながります。⑤農産物の輸送距離が短縮され、輸送に伴う化石燃料の消費量の削減、温室効果ガス(二酸化炭素など)の排出量の削減につながります。

本市では、学校給食における地場産農産物の使用を推進しています。久喜地区を中心に、安全・安心な農産物を子どもたちに届けるため、埼玉県認証の特別栽培農産物という減農薬・減化学肥料で生産された農産物の使用を推進しています。また、「しみん農園久喜」において、地場産農産物を使用した料理体験教室を開催するなど地産地消に取り組んでいます。

I-1-(2) 地球環境問題に関する啓発	
内 容	主な担当機関
①地球環境問題に関する環境教育・環境学習を推進します。 ○ チャレンジ 25 キャンペーン *11 への参加の促進や エコライフデー *12の実施など、環境意識の普及・啓発に努めます。 ○環境教育・環境学習の機会の増進を図り、市民の省エネルギー行動を促進します。 ○小・中学校での環境教育・環境学習を通じて地球環境問題の意識の向上を図ります。 ○ メガソーラー *13を設置した事業者との連携を図り、環境学習の機会を増やすなど、環境意識の向上に努めます。	環境課 学務課 指導課 生涯学習課 中央公民館
②地球環境問題に関する情報を提供します。 ○広報紙やホームページなどを利用して適切な情報を提供します。	環境課

*11：**チャレンジ 25 キャンペーン**；国は、平成 32（2020）年までに温室効果ガスの排出量を平成 2（1990）年比で 25%削減することを目標に掲げ、国全体で取組みを進めています。そのための国民的運動が「チャレンジ 25 キャンペーン」です。平成 21（2009）年以前は「チーム・マイナス 6%」というキャンペーンでした。

「広報くき」に以下のようなテーマで連続掲載されました。

チャレンジ 1「エコな生活スタイルを選択しよう」（平 22. 11）、チャレンジ 2「省エネ製品の選択」（平 22. 12）、チャレンジ 3「自然を利用したエネルギーを選択しよう」（平 23. 1）、チャレンジ 4「ビル・住宅のエコ化を選択しよう」（平 23. 2）、チャレンジ 5「CO₂削減につながる取組みを応援しよう」（平 23. 3）、チャレンジ 6「地域で取り組む温暖化防止活動に参加しよう」（平 23. 4）、第 1 回 「スーパークールビズ」にご協力を！（平 23. 8）、第 2 回 ライフスタイルを朝型に変えてみませんか（平 23. 9）、第 3 回 移動をエコに「スマートムーブ」（平 23. 10）

*12：**エコライフデー**；省エネルギーや省資源など、環境に配慮した生活をする日を設定し、家族で取り組むことを通して、二酸化炭素などの削減量や節約額を実感し、省エネルギー型のライフスタイルへの転換のきっかけづくりとするものです。

*13：**メガソーラー**；発電能力が 1 メガワット（1,000 キロワット）以上の規模の太陽光発電施設のことです。市内のNHK 菖蒲久喜ラジオ放送所で、メガソーラーによる太陽光発電システムが導入されました。（「埼玉県再生可能エネルギー導入拡大のための報告書」平 24. 3 の取組事例として紹介されています。）

【環境指標】

環境指標名	現状 平成 23 年度 (2011)	中間目標 平成 29 年度 (2017)	目標 平成 34 年度 (2022)	単位	備考
温室効果ガス 排出量	913.3 (平 21)	—	685.0	千 t-CO ₂	・平成 34 年度目標 は、基準年（平成 21 年度）の 25%減 ・排出量は、市民・ 事業者を含む地域 全体の数値
市内循環バス 乗車人数※	152,876	161,000	169,000	人	市内循環バスの年 間乗車人数
低公害車 導入率	50	70	100	%	市保有車における 低公害車（九都県 市指定低公害車・ 低燃費車などを含 む）導入の割合
地元農産物を 取り入れた学 校給食食材の 割合※	8.1	10.1	12.6	%	小・中学校の学校 給食における市内 農産物使用割合
グリーン 購入率	78.2	95 以上	95 以上	%	本市におけるグリ ーン購入率
小・中学校に おける環境学 習の実施数	145	150	150 以上	回	小・中学校におけ る環境学習を実施 した年間の回数
市民を対象と する環境学習 会の開催数	14	15	16	回	市民を対象とする 環境学習会を開催 した年間の回数

※本計画は、久喜市総合振興計画と整合を図った計画で、共通の指標を採用しています。

【市民・事業者の取組み】

市民・事業者

- 電気・ガス・灯油などのエネルギーの節約を心がけます。
- バスや電車などの公共交通機関や自転車を利用し、マイカーの利用を控えます。
- ノーカーデーやアイドリング・ストップ運動に参加します。
- 車の購入や買い替えの際には、低公害車を購入するよう努めます。

市民

- 地球環境に配慮した日常生活を送るよう努めます。
- エコマークやグリーンマークのついた環境にやさしい商品の利用に努めます。

事業者

- 省エネルギーと地球環境に配慮した事業活動に努めます。
- 物流の効率化を図り、車両の走行量を抑制します。



NHK 葛蒲久喜ラジオ放送所メガソーラー

I-2. 再生可能エネルギー・省エネルギーの普及

【現状と課題】

平成 23 年 3 月の東日本大震災以降の電力需給のひっ迫が当分続くと予想されます。「再生可能エネルギー特別措置法」（平成 23 年制定）などの整備も進み、社会的に注目されています。今後も再生可能エネルギーの普及拡大を図っていく必要があります。

平成 23 年度末現在、公共施設の太陽光発電システムの導入は 9 箇所が発電規模合計 121.78 kW、太陽熱利用システムは 3 箇所で有効集熱面積合計 160.62 m²です。

太陽光発電システムを設置した市民への補助は、平成 22 年度が 50 件、202.10 kW に対し、平成 23 年度は 106 件、430.61 kW と大幅に増加しています。

《市民や事業者の意識》

- 本市の再生可能エネルギーに関する施策として、市民・事業者ともに「導入促進のための制度の整備、拡充」を求めています。「市の施設での率先導入」、「市民・事業者への普及啓発」が高い回答率でした。
- 機器導入について、太陽光発電システム、太陽熱利用システム、省エネ型の給湯器などの助成があれば導入したいという意見が多くあげられています。

【主な実施方策】

I-2-（1）再生可能エネルギー・省エネルギー導入の促進	
内 容	主な担当機関
○温室効果ガスの削減と石油代替エネルギーの導入促進のために、太陽光発電システムなどの 再生可能エネルギー ^{*1} やLED照明などの省エネルギー機器を活用します。	環境課 施設の管理部署
○住宅用家屋へ太陽光発電システムを設置した方に対し、補助金を交付します。	

I-2-（2）公共施設での再生可能エネルギーなどの率先導入	
内 容	主な担当機関
○公共施設に率先して太陽光発電システムや太陽熱利用システムなどを導入します。	管財課 各支所総務管理課
○公共施設の照明器具や電球をLED照明などに切り替えます。	施設の管理部署

*1：再生可能エネルギー；有限な資源の石油・石炭などの化石燃料や原子力に対して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称です。

具体的には、太陽光や太陽熱、水力（ダム式発電以外の小規模なものを言うことが多い）や風力、バイオマス（持続可能な範囲で利用する場合）、地熱、波力、温度差などを利用した自然エネルギーと廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーを指し、いわゆる新エネルギーに含まれます。

【環境指標】

環境指標名	現状 平成23年度 (2011)	中間目標 平成29年度 (2017)	目標 平成34年度 (2022)	単位	備考
太陽光発電システムの最大出力（累計） ※	1,202.2	4,950	9,450	kW	設置された住宅用太陽光発電システムの最大出力
太陽光発電システムを導入した市有施設数（累計）	9	18	30	箇所	〔年次報告書（久喜市の環境）に内訳を掲載〕
LED照明を導入した市有施設数（累計）	12	26	46	箇所	

※本計画は、久喜市総合振興計画と整合を図った計画で、共通の指標を採用しています。

【市民・事業者の取組み】

市民・事業者

○照明器具の交換の際は、LED照明などの省エネルギー機器の導入に努めます。

市民

○環境に配慮した日常生活を送るよう努めます。

事業者

○太陽光発電システムや太陽熱利用システムなどの導入に努めます。

I-3. 循環型社会の形成

【現状と課題】

廃棄物の処理は、久喜宮代衛生組合により、「久喜宮代清掃センター」、「菖蒲清掃センター」、「八甫清掃センター」の3つの施設で行っています。

本市全体の一般廃棄物排出量は減少傾向です。平成23年度の一人1日当たりの家庭系ごみ排出量は517g、再生利用率（リサイクル率）は30.9%です。

久喜宮代衛生組合により、家庭や事業所への生ごみ処理機購入費の補助、地域での設置型生ごみ処理機の設置及び生ごみ減容化処理システム、剪定枝資源化設備により、チップ化及びたい肥化を推進しています。

また、久喜地区の農業集落排水処理施設から発生する汚泥は、久喜宮代清掃センターの「し尿処理施設」で脱水処理し、民間肥料会社が肥料を製造して販売しています。

（「埼玉県農山村バイオマス利活用推進計画」平24.3の取組事例として紹介されています。）

今後も、久喜宮代衛生組合と連携し、さらなる廃棄物の発生抑制やリサイクルの推進が必要です。

《市民や事業者の意識》

- ごみ問題は、身近な環境問題として、市民・事業者の関心・要望が高い分野です。
- ごみの分別や出し方のマナーについての意見が多くあげられています。

【主な実施方策】

I-3-(1) ごみの適正処理の充実	
内 容	主な担当機関
○久喜宮代衛生組合により、ごみ収集の安全かつ効率的な体制の整備など、ごみの適正処理を推進します。	久喜宮代衛生組合

I-3-(2) ごみの減量・リサイクルの推進	
内 容	主な担当機関
①リサイクルの目標など、「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」と整合した施策を展開します。	久喜宮代衛生組合
②分別排出の徹底などにより、ごみの発生抑制を実施します。 ○ごみの出し方、分別方法の啓発を行い、一人当たりのごみ排出量の削減を図ります。 ○多量排出者（事業者）へのごみ減量を指導します。	久喜宮代衛生組合
③市民、事業者及び行政の協働によるごみの減量化とリサイクルを推進します。 ○剪定枝のチップ化やたい肥化を推進します。 ○生ごみ処理機の購入費補助*1などを行い、生ごみの減量化・資源化を推進します。 ○資源集団回収事業をはじめとする地域のリサイクル活動を促進します。 ・リサイクルや再生資源事業者についての情報提供 ・資源集団回収事業報償金制度*2の推進 ・フリーマーケット、ガレージセール、バザーなどの情報提供とイベント開催を支援 ○不用品交換制度などを検討し、久喜宮代衛生組合のホームページで不用品交換情報を提供することで、住民間での物品の再利用を推進します。 ○循環型社会の構築のため、従来のリデュース（減量）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）に加え、リフューズ（不要なものは受け取らない）、リペア（修理）という概念を加えた「5R」の定着を図ります。 ○広報紙やホームページ、環境講座や出前講座などを通じて、ごみの減量やリサイクルに関する情報を提供し意識啓発を図ります。	環境課 各支所環境経済課 久喜宮代衛生組合

*1：生ごみ処理機の購入費補助；ごみの中で最も多い「生ごみ」を自宅でも減量化・資源化できるように「コンポスト」、「EM処理容器」、「電気式生ごみ処理機」などの購入費を補助するものです。家庭用に加え、業務用についても一部補助が行われています。

※2：資源集団回収事業報償金制度；「リサイクルの推進」や「ごみの減量」を推進するために「資源」を回収する団体に報償金を交付する制度です。本市、あるいは宮代町内で自治会、PTA、子ども会などの営利を目的としていない団体で、資源物の回収を定期的・主体的に行い、原則として10世帯以上で構成される団体が対象です。回収物は、新聞、雑誌・ざつがみ、段ボール、飲料用紙パックと古衣料です。

【環境指標】

環境指標名	現状 平成23年度 (2011)	中間目標 平成29年度 (2017)	目標 平成34年度 (2022)	単位	備考
市民一人1日 当たりのごみ 排出量(資源物 を除く)※	517	428	350	g	
再生利用率(リ サイクル率)※	30.9	38.5	44.7	%	

※本計画は、久喜市総合振興計画と整合を図った計画で、共通の指標を採用しています。

【市民・事業者の取組み】

市民

- ごみを適正に分別し、ごみの減量とリサイクルに努めます。
- 資源ごみの回収など、地域の活動に進んで参加します。
- 生ごみをたい肥化し、家庭菜園などで有効利用します。
- リサイクル製品の購入やグリーン購入に努めます。

事業者

- 廃棄物の排出抑制と資源化の促進に努めます。
- 産業廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者に収集・運搬、処分を委託します。
- 事業系一般廃棄物は、久喜宮代衛生組合に直接持ち込むか、許可を受けた一般廃棄物処理業者に処理を依頼します。
- リサイクル製品の製造や販売、再生資源の積極的利用など、リサイクルの促進に努めます。
- 製品の購入に際しては、グリーン調達に努めます。

環境目標Ⅱ．豊かな自然と人がともに生きるまち

【現状と課題】

市内には、河川や用水、池沼、湿地などの水辺、屋敷林、農地などの緑豊かな景観が広がっています。自然環境を保全し、次代に継承するために、水辺や緑を生かした田園環境と都市的環境が共存するまちづくりが期待されています。

Ⅱ-1．生物の多様性の確保

【現状と課題】

平成 20 年 5 月の「**生物多様性基本法**」*¹の制定や平成 22 年 3 月の「**生物多様性国家戦略 2010**」*²の策定など、野生生物や生態系の保全が推進されています。これまでの自然保護対策は、特定の絶滅のおそれのある種の保護など個別の保護が中心でした。これに対し、今後は生物の豊かさ（多様性）を生物の種、生物が生活する環境、生物の遺伝子のそれぞれにおいて実現することが必要とされています。

平成 22 年 2 月 1 日（旧久喜市）に、植物 3 種、動物 1 種を希少野生生物種に指定しています。

*1：**生物多様性基本法**；豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現し、地球環境の保全に寄与することを目的とする法律です。

生物多様性の保全と持続可能な利用をバランスよく推進するため、①保全、②利用、③予防的順応的取組み、④長期的な観点、⑤温暖化対策との連携を基本原則としています。

*2：**生物多様性国家戦略 2010**；生物多様性条約第 6 条に基づき、条約締結国が策定する生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な戦略です。生物多様性基本法第 11 条に基づく、初めての国家戦略として策定されました。

第 1 部の「戦略」では、生物多様性の重要性和地球温暖化の影響について記述し、生物多様性から見た国土の望ましい姿のイメージを示しています。重点的に取り組むべき大きな方向性としての「基本戦略」では、①生物多様性を社会に浸透、②地球における人と自然の関係を再構築、③森・里・川・海のつながりを確保、④地球規模の視野を持って行動を掲げています。

■ 指定希少野生生物種（指定日 平成 22 年 2 月 1 日）

分類	種名	科名	レッドデータブック	
			環境省	埼玉県
植物	カワラマツバ（川原松葉）	アカネ科	なし	絶滅危惧ⅠB類
	コキツネノボタン（子狐の牡丹）	キンポウゲ科	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠB類
	ヒメシロアサザ（姫白阿佐佐）	ミツガシワ科	絶滅危惧Ⅱ類	絶滅危惧ⅠB類
動物	ミドリシジミ（緑小灰蝶）	シジミチョウ科	なし	準絶滅危惧

《市民や事業者の意識》

- 市内の好きな・誇りに思う環境として、利根川や青毛堀川などの河川や用水、池沼などの水辺があげられています。
- 自然環境は、大切にしたい環境にあげられており、満足度の高い施策分野です。

【主な実施方策】

Ⅱ－１－（１）水辺環境の保全	
内 容	主な担当機関
①河川、用水、池沼、湿地などの水辺環境の保全を推進します。 ○自然に配慮した水辺環境の保全と整備を推進します。 ・多自然型護岸*3の整備 ・排水路などの整備に際して環境に配慮した工事（2面柵渠など）を実施	農業振興課 道路河川課 都市計画課 都市整備課 各支所建設課
②水辺の再生維持管理を促進します。 ○冬期通水により、河川の適正な水量を確保します。 ○河川の水質の継続調査、監視をします。 ○滞水防止のために河川のごみや汚泥を除去します。 ○市民や事業者の参加による自主的な河川浄化・保全活動*4を支援します。	環境課 各支所環境経済課 農業振興課 道路河川課 各支所建設課

*3：多自然型護岸；ブロックやコンクリートだけの護岸工法ではなく「多自然型川づくり」の設計・工夫がされた護岸のことです。「多自然型川づくり」としては、水際線は直線ではなく曲がりや膨らみのある形状にすること、「瀬」と「淵」の形成を誘導する形状にすること、「木工沈床」など日本古来の伝統技術の採用などがあげられます。

*4：自主的な河川浄化・保全活動；青毛堀川、稲荷台用水、六郷堀、権現堂（御幸湖）などで自主的な河川浄化・保全活動が行われています。

■久喜市内の主な多自然型護岸などの整備延長（平成23年度末）

河川名など	延長
青毛堀川（久喜地区・鷺宮地区）	左岸 2,983m、右岸 2,983m
庄兵衛堀川（久喜地区・菖蒲地区）	左岸 20m、右岸 20m
星川（久喜地区・菖蒲地区）	左岸 5,750m、右岸 2,600m
中川（栗橋地区・鷺宮地区）	左岸 2,050m、右岸 900m

Ⅱ－１－（２）身近な野生生物の保護	
内容	主な担当機関
<p>①野生生物の生息空間（ビオトープ）^{*5}の保全と保護を推進します。</p> <p>○野生生物空間の確保に努めます。</p> <p>○生態系に配慮した工事を実施します。</p> <p>○河川、用水路、農地などの野生生物の生息空間（ビオトープ）を保全し、「エコロジカル・ネットワーク」^{*6}を形成します。</p> <p>○コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラム^{*7}の参加市として、構成市と連携を図りながら、「ふゆみず田んぼ」を実験的に実施し、コウノトリの採餌環境づくりに努めます。</p> <p>○JR宇都宮線栗橋駅に渡良瀬遊水地^{*8}への案内看板などを設置し、環境への意識の向上を図ります。</p>	<p>環境課</p> <p>各支所環境経済課</p> <p>農業振興課</p> <p>商工観光課</p> <p>道路河川課</p> <p>都市整備課</p> <p>各支所建設課</p>
<p>②農業生態系を保全します。</p> <p>○田畑でみられるトンボやメダカなどの身近な生物の棲み家である農業生態系を保全します。</p>	<p>農業振興課</p> <p>各支所環境経済課</p>

*5：ビオトープ；生物を意味する Bio と場所を意味する Tope を合成したドイツ語で、野生生物の生息空間のことです。

*6：エコロジカル・ネットワーク；自然を確保しつつ豊かな社会をつくっていくための一つの手法です。貴重な自然を保全するとともに、細切れになった自然をつなぎ、生きものの移動経路を確保したり、自然の働きを回復させることによって、豊かな自然を再現しようとする取り組みです。（国土交通省のパンフレット「人と自然との共生 エコロジカル・ネッ

トワーク」からの抜粋)

*7: **コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラム**；関東地方がかつてコウノトリ・トキの主要な分布域であったことや、これらの種が良好な水辺や緑地の指標となることなどから、平成22年7月に「コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラム」が発足し、平成23年11月30日現在、千葉・埼玉・栃木・茨城の4県にわたる29市町村が加盟しています。埼玉県では、久喜市をはじめ7市町が加盟しています。

*8: **渡良瀬遊水地**；栃木県、群馬県、埼玉県、茨城県の4県にまたがる渡良瀬遊水地が、国際的に重要な湿地を保全するラムサール条約に平成24年7月3日に登録されました。埼玉県内で初の登録です。対象地の最寄り駅が東武日光線柳生駅であることから、柳生駅の2つ手前にある本市内にある栗橋駅がJR宇都宮線との乗り換え駅として利用されます。

Ⅱ-1-(3) 環境教育・啓発	
内 容	主な担当機関
①環境教育・環境学習を推進します。 ○小・中学校での環境教育・環境学習などを通じて環境意識を高めます。 ○公立保育園では、環境への興味や関心を高めるため、様々な経験を積むことができる保育を行います。 ○自然観察会などを通じて自然環境や生物多様性の保全の大切さを啓発します。 ○自然観察池や親水型の散策場所、遊歩道を整備し、自然体験型の環境学習の場を提供します。	環境課 各支所環境経済課 保育課 道路河川課 都市計画課 都市整備課 各支所建設課 指導課 生涯学習課
②環境保全団体などを育成・支援します。 ○河川や用水、池沼、湿地などの 水辺環境を保全する活動に補助 ^{*9} します。	環境課 各支所環境経済課

*9: **水辺環境を保全する活動に補助**；青毛堀川清掃などを実施する団体に活動支援として補助をしています。

【環境指標】

環境指標名	現状 平成23年度 (2011)	中間目標 平成29年度 (2017)	目標 平成34年度 (2022)	単位	備考
自然に配慮した水辺環境の整備延長 (累計)	約 17.3	約 22.5	約 22.5以上	km	多自然型護岸などの整備延長（目標値の増加分は、鷺宮地区の青毛堀川改修計画分）
「ふゆみず田んぼ」の実験田数（累計）	0	1	2	箇所	
野生生物生息空間数（累計）	2	3	4	箇所	（小学校などのビオトープ数は含まれていません。）
自然観察会参加者数	65	70	80	人	環境学習の中の自然観察会（環境課主催）の参加者の年間合計
環境関係住民団体数※	6	7	8	団体	

※本計画は、久喜市総合振興計画と整合を図った計画で、共通の指標を採用しています。

【市民・事業者の取組み】

市民・事業者

- 身近な緑や野生生物などの自然を大切にします。
- 自然観察会や環境学習会などに参加し、環境保全意識を高めるとともに、自然環境を保全する活動に進んで参加します。
- 地域の河川や用水、池沼、湿地などの環境を維持するために、河川などの環境保全活動や普及・啓発活動に努め、清掃活動などに進んで参加します。

II-2. 身近な緑の保全と創造

【現状と課題】

市内には、田畑や山林、公園など多くの自然とふれあえる場所があります。田畑は菖蒲地区で多く、山林は菖蒲地区と鷲宮地区で多く見られます。しかし、近年、田畑や山林の面積が減少傾向で、耕作放棄地が増加しています。

本市では、緑豊かな住みよい環境づくりに寄与することを目的に「樹木及び樹林の保存並びに奨励金の交付に関する要綱」や「生垣奨励金交付要綱」に基づき、緑化の推進を奨励しています。平成 23 年度末現在、指定樹木が 261 本、指定樹林は 8 箇所、15,275.85m²です。生垣奨励金の交付は、累計で 112 件、2,372.9m²です。

平成 22 年 3 月 23 日に「久喜市自然環境の保全に関する条例」を制定し、自然環境保全地区の指定を進めています。

平成 23 年度の都市公園は、市全体で 80 箇所、1,076,307m²、一人当たり 6.90m²です。その中には、久喜菖蒲公園など、市民が水や緑と身近にふれあえる多くの場所があります。

■自然環境保全地区（指定日 平成 23 年 8 月 29 日）

項目	武井家屋敷林	吉羽天神社周辺	栗橋内池
面積	2,330m ²	2,484m ²	12,669m ²
地区	久喜地区	久喜地区	栗橋地区
概要	<p>約 100 年維持管理がされてきた屋敷林。久喜市の保存樹木となる巨木も多く歴史的価値が高い。</p> <p>ドングリのなる木が多く鳥類の越冬場や餌場としての適性が高い。樹林環境を好むチョウやトンボも多く確認され、こうした種の貴重な生息環境である。</p>	<p>社寺林として樹林環境が維持されている。久喜市の保存樹木となる巨木も多く歴史的価値が高い。</p> <p>周辺に樹林、竹林、湿地などの多様な環境を含み、それぞれの環境に異なる生きものがみられる。</p> <p>国や埼玉県で絶滅が危惧されているハヤブサや埼玉県で絶滅が危惧されているアサマイチモンジ（チョウ）も確認されている。</p>	<p>平成 14 年に旧栗橋町で保護区として指定。貴重な環境が維持されている。</p> <p>国や埼玉県で絶滅が危惧されているアザミや埼玉県で絶滅が危惧されているマツモ、ヒシなどの水草が確認され、安定した生育環境である。冬季には水鳥の越冬地となっている。</p>

《市民や事業者の意識》

- 市内の好きな・誇りに思う環境として、公園が最も多く、次いで緑や花、街路樹、田畑などがあげられ、自然環境に関する意見が大部分を占めています。
- 環境に関して困っていること、改善したい環境として、駅前のムクドリ、畑やごみ置き場のカラス被害、森林や田畑の減少、公園の整備などがあげられています。
- 自然環境保全の取組みに関する要望として、市民・事業者ともに「緑化のための制度の拡充・整備」が多く、空き地の緑化や市民の農業支援などがあげられています。

【主な実施方策】

Ⅱ－２－（１）公園、沿道や公共施設などの緑化の推進	
内 容	主な担当機関
①自然と親しめる公園や沿道、その他公共施設の緑化を推進します。 ○公園や公共空間の緑化を推進します。 ○屋敷林や社寺林、公園・緑地、水田・畑などを保全し、河川敷や道路沿いの緑化の推進により「緑のネットワーク」を形成します。	環境課 各支所環境経済課 農業振興課 道路河川課 都市計画課 都市整備課 各支所建設課 施設の管理部署
②市民参加による維持管理体制を推進します。 ○道路里親制度* ¹ を推進します。 ○公園の地元管理を推進します。	建設管理課 都市整備課 各支所建設課 施設の管理部署
③「(仮称)久喜市緑の基本計画」* ² と整合した施策を展開します。 ○「(仮称)久喜市緑の基本計画」に基づき、緑地の保全、緑化の推進、生物多様性の確保、緑のネットワークの形成などに関する各施策を総合的、計画的に実施します。	環境課 各支所環境経済課 農業振興課 道路河川課 都市計画課 都市整備課 各支所建設課 施設の管理部署

*1：道路里親制度；市道において自発的に清掃美化活動を行う住民団体などを、道路の里親として認定し、住民と行政が協力して、快適で美しい道路環境づくりを推進するとともに、道路愛護意識をもってもらうことを目的とした制度で、平成16年度から実施しています。

道路の里親となる要件は、①5人以上の構成員で組織されていること、②市道のおおむね100m以上の区間において、清掃・除草・草刈・花の植栽などの活動ができること、③年4回以上活動ができることです。

*2：(仮称)久喜市緑の基本計画；緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画です。この計画により、生物多様性を踏まえた緑の保全と創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

Ⅱ－２－（２）樹林地や屋敷林などの保全の推進	
内 容	主な担当機関
①自然環境保全地区の指定を推進します。 ○自然環境保全地区の候補地の公募や調査を実施します。 ○自然環境保全地区の所有者などに奨励金を交付します。	環境課 各支所環境経済課
②保存樹木・保存樹林の指定を推進します。 ○保存樹木・保存樹林の保全と保護に努めます。 ○保存樹木・保存樹林などの所有者に奨励金を交付します。	環境課 各支所環境経済課

Ⅱ－２－（３）市内の緑化と環境保全型農業の推進	
内 容	主な担当機関
①一般家庭や工場・事業所などの緑化を推進します。 ○生垣設置を推奨し、奨励金を交付します。 ○緑化を推進するために、苗木を配布します。 ○樹木を有効利用し緑の保全を図るために、「緑のリサイクル事業」*3を推進します。 ○市民農園を整備し、貸し付け*4を推進します。	環境課 各支所環境経済課 農業振興課
②環境負荷の少ない環境保全型農業*5を推進します。 ○減農薬、減化学肥料による農業を推進します。 ○優良農地を保全し、耕地利用率の向上を図ります。 ○生産者団体に対し、補助を行います。	農業振興課 各支所環境経済課 農業委員会

*3：緑のリサイクル事業；市内の家庭や事業所で不要となる樹木（鉢植えも含む）を登録・紹介することで、樹木を有効利用し、緑を保全する事業です。

*4：市民農園の貸し付け；農業に親しむための農園を市民に貸し出すものです。「しみん農園久喜」「しみん農園菖蒲」「しみん農園栗橋」「しみん農園鷺宮」の4箇所が設置されています。

「しみん農園久喜」の例（主な施設）：農園 223 区画のほか、緑風館、木工実習室、加工室、農機具庫、学童体験農園があります。

*5：環境保全型農業；農業が有する物質循環型産業の特質を最大限に活用し、環境保全機能を向上させるとともに、環境への負荷をできるだけ減らしていくことを目指す農業のことです。具体的には、化学肥料や農薬に大きく依存しない自然環境に配慮した取組みがあげられます。

【環境指標】

環境指標名	現状 平成 23 年度 (2011)	中間目標 平成 29 年度 (2017)	目標 平成 34 年度 (2022)	単位	備考
都市公園の整備（供用）面積※	606,302	633,000	651,000	m ²	市が管理する都市公園の整備（供用）面積
公園管理団体数※	54	80	110	団体	公園維持管理業務などの委託契約を締結した住民団体数
自然環境保全地区の指定数（累計）	3	6	9	箇所	
保存樹木数（累計）	261	280	300	本	
市民農園整備面積（累計）	17,729	18,929	19,709	m ²	市民農園維持管理運営事業による4箇所の整備面積の合計
環境保全型農業推進事業実施面積	353	380	410	a (アール)	減農薬・減化学肥料などの栽培を実施した面積

※本計画は、久喜市総合振興計画と整合を図った計画で、共通の指標を採用しています。

【市民・事業者の取組み】

市民・事業者

- 公園や道路などの適切な維持管理に協力します。
- 緑の大切さを理解し、緑化活動に進んで参加します。
- 不要となった樹木を必要とする方に提供するなど、できるだけ切らないように努めます。
- 農薬や化学肥料の使用を減らすように努めます。

事業者

- 工場や事業所の緑化に努めるとともに、適正に維持管理します。



自然林の草刈り（久喜市総合運動公園内）

Ⅱ-3. 景観の保全と形成

【現状と課題】

市内には、河川や用水、池沼、湿地などの水辺、屋敷林、田畑などの田園風景が広がっています。近年、田畑の宅地化や無秩序な開発も見られ、さらに、圏央道の開通に伴う景観の変化も想定されています。埼玉県景観計画*1において本市は、「圏央道沿線区域」、「圏央道以北高速道路沿線区域」として指定されており、こうした計画とともに良好な景観の保全・形成を図ることが必要とされています。

*1：埼玉県景観計画；埼玉県景観条例に基づき、埼玉県景観計画が策定されています（平成19年8月31日告示、平成21年7月17日変更告示）。景観上の特性ごとに、景観計画の区域（景観計画区域）と景観形成基準を定めています。景観計画区域において一定規模を超える建築や工作物、物件の堆積などの行為をしようとする者は、景観形成基準を踏まえたうえで、外観の色彩のデザインなどについての届出が必要です。

《市民や事業者の意識》

- 市内の好きな・誇りに思う環境として、社寺や祭、田園風景などの景観があげられています。
- 一方で、「景観保全」は、満足度の低い施策分野です。



久喜市自然環境保全地区（栗橋内池）

【主な実施方策】

Ⅱ－３－（１）美しい景観の保全と形成	
内 容	主な担当機関
<p>①美しい田園景観や歴史的文化的景観を保全します。</p> <p>○身近な自然と気軽にふれあえる農的環境を活かした観光農業の推進や環境に配慮した産業の振興を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・観光農園の推進 ・遊休農地などへの景観形成作物*²の作付けの推進 ・観光交流振興事業（あやめ・ラベンダーのブルーフェスティバル、久喜市れんげ祭り*³など）の推進 	<p>環境課</p> <p>各支所環境経済課</p> <p>農業振興課</p> <p>都市計画課</p> <p>文化財保護課</p>
<p>②埼玉県景観計画と整合した景観施策に取り組みます。</p> <p>○「圏央道沿線区域」、「圏央道以北高速道路沿線区域」として、良好な景観の保全・形成を図ります。</p> <p>○埼玉県景観条例に基づき建物や工作物の指導を行います。</p> <p>○埼玉県屋外広告物条例に基づき、屋外広告物の面積、色彩などの指導を行います。</p>	<p>都市計画課</p> <p>開発建築課</p>
<p>③地域の歴史や自然との調和に配慮したまちなみづくりを促進します。</p> <p>○都市計画マスタープランと連携した特色ある市街地の景観づくりを推進します。</p> <p>○地区の特性に応じた地区計画*⁴制度の導入により、緑豊かな住宅市街地や環境に配慮した工業団地の形成を図ります。</p> <p>○緑道の整備など潤いのある道路景観づくりを推進します。</p>	<p>道路河川課</p> <p>都市計画課</p> <p>都市整備課</p> <p>各支所建設課</p>

*2：景観形成作物；各地で遊休農地などを活用してヒマワリ、コスモス、菜の花、ポピーなどが栽培されており、こうした作物が景観形成作物といわれています。イベント事業と一体化し地域活性化に貢献することを目指しています。

*3：あやめ・ラベンダーのブルーフェスティバル；毎年6～7月に菖蒲総合支所周辺で行われるイベントです。あやめ祭り、菖蒲太鼓開き、ポプリ教室、押花教室、中学生や市民吹奏楽団による演奏会、写真コンテストなどが行われます。

久喜市れんげ祭り（花と緑と大空の祭典）；4月下旬に開催され、れんげ畑で楽しく1日を過ごすイベントです。地元農業者による手打ちうどんやもちなどの各種模擬店、地元伝統芸能の披露、各種アトラクションなどが行われます。

《参考》コスモス（久喜市の花）平成 24 年 3 月 20 日告示；市内各所で見られ、市内中央を流れる葛西用水路沿いの両岸の「コスモスふれあいロード」には、コスモスが植えられ、多くの市民が訪れます。コスモスの種まきは、ボランティア募集により行われます。

*4：地区計画；生活に密接した身近な比較的規模の小さな「地区」を住みよい魅力のあるまちにするため、地区の特性に応じ、道路・公園などの施設の配置や建築物の形態・用途・敷地などに関する事項を、総合的・一体的に都市計画として定めるまちづくり計画です。地区計画は、土地や建物の所有者など、地域住民が地区の実状に応じて策定する計画です。

Ⅱ－３－（２）景観保全意識の向上	
内 容	主な担当機関
<p>○広報紙やホームページなどにより市民や事業者などの景観保全意識を啓発します。</p> <p>○久喜市民まつり、菖蒲産業祭、栗橋やさしさ・ときめき祭、わしのみやコスモスフェスタでの苗木の配布などを通じて、環境配慮意識の向上を図ります。</p>	<p>環境課</p> <p>各支所環境経済課</p> <p>建設管理課</p> <p>都市計画課</p> <p>都市整備課</p> <p>各支所建設課</p>

【環境指標】

環境指標名	現状 平成 23 年度 (2011)	中間目標 平成 29 年度 (2017)	目標 平成 34 年度 (2022)	単位	備考
観光交流振興事業の参加者数	200,000	225,000	250,000	人	あやめ・ラベンダーのブルーフェスティバルなどの参加者数
地区計画を定めている地区数（累計）※	12	12 以上	12 以上	地区	

※本計画は、久喜市総合振興計画と整合を図った計画で、共通の指標を採用しています。

【市民・事業者の取組み】

市民・事業者

○周囲の景観に配慮した建物などの建築に努めます。

市民

○しみん農園や観光農園を積極的に利用します。

事業者

○休耕田や休耕地に花を咲かせるなど、景観形成に努めます。

○看板や広告などの設置にあたっては、周辺の景観と調和するように配慮します。



あやめ・ラベンダーの里（菖蒲総合支所隣接地）

Ⅱ-4. 歴史的文化的環境の保全

【現状と課題】

本市は、国指定文化財（国認定重要美術品含む）が5件、県指定文化財が19件、市指定文化財が72件など、貴重な文化財を数多く有しています。これらの文化財を未来に継承するとともに、地域の活性化に役立てていくことも必要です。また、建造物、史跡、旧跡、天然記念物などと自然環境との一体的な保全が望まれます。

■ 指定文化財一覧

種別／指定の別		国指定	県指定	市指定	合計
有形文化財	建造物		1	1	2
	絵画	1	4		5
	彫刻		1	14	15
	工芸品	3	4		7
	古文書		2	20	22
	考古資料			3	3
	歴史資料			11	11
有形民俗文化財				6	6
無形民俗文化財		1		6	7
史跡			3	7	10
天然記念物			2	4	6
旧跡			2		2
合計		5	19	72	96

※国指定の工芸品には、国認定重要美術品2件を含む。

《市民や事業者の意識》

■大切にしたい環境として、社寺や祭があげられています。

【主な実施方策】

Ⅱ-4 歴史的文化的環境の保全	
内容	主な担当機関
○自然環境と一体になっている史跡・文化財を保全します。 ○史跡・文化財を巡る遊歩道を整備します。	都市計画課 都市整備課 文化財保護課

環境目標Ⅲ．健康で安全に暮らせるまち

【現状と課題】

大気汚染や水質汚濁などの防止を通じて、安全で快適な生活環境の保全が進められています。市民や事業者などの協力により大気汚染、騒音や水質汚濁などの公害防止対策の推進が必要です。

Ⅲ-1．大気環境の保全・交通対策

【現状と課題】

《大気環境》

大気汚染防止法、自動車NO_x・PM法^{*1}などの規制強化が行われ、平成23年度において、主に石油などの燃料に含まれる硫黄分が燃焼して発生する硫酸化物の二酸化硫黄(SO₂)及び自動車の排気ガスや工場などから発生する窒素酸化物の二酸化窒素(NO₂)については、環境基準を下回っています。大気中の粉じん、ばいじんなどの浮遊粒子状物質やベンゼンなどの有害大気汚染物質、環境大気中のダイオキシン類も環境基準を下回っています。

光化学スモッグは、自動車の排気ガスや工場のばい煙などに含まれている窒素酸化物や炭化水素などが、太陽からの紫外線を受け複雑な光化学反応を起こし、過酸化性物質からなる光化学オキシダントにより発生します。測定値が一定の基準に達成すると、「予報」「注意報」「警報」「重大緊急報」の4つの発令が行われます。平成23年度には、「予報」が11回、「注意報」が12回発令されました。「警報」、「重大緊急報」は発令されていません。平成23年度は、前年に比べ発令日数が少なくなりましたが、前年より気温が低かったことによるものと想定されます。

いずれも、継続した監視が求められています。

***1：自動車NO_x・PM法**；「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（平成13年改正、平成19年改正）の略称です。

《平成13年度の主な改正内容》：粒子状物質についての総量削減基本方針の策定、総量削減計画の策定、車種規制、事業者排出抑制対策の義務付けなどです。

《平成19年度の主な改正内容》：①局地汚染対策として、重点対策地区の新設、建物の新設に係る届出、②流入車対策として、自動車を使用する事業者に係る流入車対策、事業者の努力義務などです。

■大気汚染測定結果

(年度)

測定項目	測定箇所	単位	平 19	平 20	平 21	平 22	平 23
二酸化窒素 (1時間値の 1日平均値の 年間98%値)	一般局：久喜南中 学校	ppm	0.039	0.034	0.037	0.031	0.025
	本町自排局：県道 さいたま栗橋線	ppm	0.046	0.050	0.051	0.044	0.046
浮遊粒子状物質 (1時間値の 1日平均値の年 間2%除外値)	一般局：久喜南中 学校	mg/m ³	0.076	0.062	0.065	0.052	0.053
ベンゼン	久喜南中学校	mg/m ³	0.0021	0.0026	0.0008	0.0025	0.0022
トリクロロ エチレン	久喜南中学校	mg/m ³	0.0024	0.0047	0.0009	0.0029	0.0021
テトラクロロ エチレン	久喜南中学校	mg/m ³	0.0002	0.0003	0.0001	0.0003	0.0002

※久喜南中学校には、大気汚染の常時監視を行う一般局（一般環境大気測定局）が設置されています。

【環境基準】

二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04 ppmから0.06 ppmまでのゾーン内、または、それ以下
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下

■光化学スモッグ関連測定結果

(年度)

測定項目	測定内容	単位	平 19	平 20	平 21	平 22	平 23
光化学オキシダント	昼間1時間値が環境 基準値0.06ppmを超 えた時間数	時間	723	758	579	726	480
光化学スモッグ	予報の発令日数	日	20	13	6	15	11
	注意報の発令日数	日	18	11	5	15	12

《騒音・振動》

平成 23 年度の自動車交通騒音は、東北道及び国道 1 路線、県道 2 路線において**環境基準***2 を超過しています。また、**要請限度***3 では国道 1 路線で夜間に超過しています。

自動車交通振動は、全ての路線で要請限度を超過していません。市内には、主要な国道、県道、東北道・圏央道や工業団地が整備されていることから、引き続き自動車騒音・振動の対策が求められています。

平成 23 年度の新幹線鉄道騒音は、久喜地区で測定が行われており、環境基準を達成しています。振動は指針値を超過していません。

*2：**環境基準**；測定を行っている 6 路線の環境基準、要請限度は下表のとおりです。なお、環境基準、要請限度は、道路の種類、用途地域や車線数により異なります。

【騒音・振動の基準値】

項目	騒音 (dB (A))		振動 (dB)	
	昼間 6:00~22:00	夜間 22:00~6:00	昼間 8:00~19:00	夜間 19:00~8:00
環境基準	70	65	—	—
要請限度	75	70	65	60

*3：要請限度

- ・自動車騒音の要請限度；市長は、規制地域内で騒音の大きさを測定した場合において、自動車騒音が総理府令で定める限度を超えていることにより、道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認める時は、県公安委員会に対して、道路交通法の規定による最高速度の制限などの交通規制の措置をとるべきことを要請するものとされています。また、必要があると認める時は、舗装の改良その他の道路構造の改善など自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関し、道路管理者、または、関係行政機関の長に意見を述べることができます。
- ・道路交通振動の要請限度；市長は、測定の結果、道路交通振動が総理府令で定める限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認める時は、道路管理者に対し、当該道路の部分について道路交通振動の防止のための舗装、維持、または、修繕の措置をとるべきことを要請し、または、県公安委員会に対し、道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請するものとされています。

《市民や事業者の意識》

- 環境に関して困っていること、改善したい環境として、自動車や新幹線の騒音・振動、光化学スモッグがあげられています。
- 環境に関して困っていることや意見・要望の自由記入の中で、野焼きや家庭ごみの焼却についてあげられています。

【主な実施方策】

Ⅲ－１－（１）公害などの環境対策の充実	
内 容	主な担当機関
<p>①大気汚染状況を継続して監視します。</p> <p>○大気汚染物質の継続的な調査を実施します。</p> <p>○光化学オキシダントなどの大気汚染物質濃度の継続的な監視を実施します。</p> <p>○野焼きに対する環境パトロールの実施などにより指導を継続します。</p>	<p>環境課</p> <p>各支所環境経済課</p>
<p>②騒音・振動、悪臭対策を充実します。</p> <p>○自動車などの騒音・振動の継続的な調査を実施します。</p> <p>○圏央道やそれに伴う工業団地整備により増加が予想される自動車交通への監視を強化します。</p> <p>○自動車交通公害対策の一環として街路樹を適正に管理します。</p> <p>○公共交通や自転車、低公害車などの利用を促進します。</p> <p>○公共工事の杭打ちによる騒音・振動や空調設備運転などによる騒音に配慮した設計施工を行います。</p> <p>○民間工事における杭打ちによる騒音・振動や空調設備運転などによる騒音に対して、指導を実施します。</p> <p>○公共工事において低公害車などの利用を促進します。</p>	<p>環境課</p> <p>各支所環境経済課</p> <p>営繕課</p> <p>企画政策課</p> <p>生活安全課</p> <p>道路河川課</p> <p>都市計画課</p> <p>都市整備課</p> <p>各支所建設課</p>
<p>③有害化学物質などを継続して監視します。</p> <p>○環境大気中のダイオキシン類、ベンゼンなどの有害大気汚染物質の継続的な調査を実施します。</p> <p>○新たに環境基準が設定された微小粒子状物質（PM2.5）^{*4}の調査を実施します。</p> <p>○アスベスト（石綿）^{*5}の対策・取組みを強化します。</p> <p>・石綿セメント管使用の水道管更新時には適正に処理</p>	<p>環境課</p> <p>各支所環境経済課</p> <p>水道施設課</p> <p>教育総務課</p> <p>久喜宮代衛生組合</p>

*4：PM2.5；p 5を参照ください。

*5：アスベスト（石綿）；建材製品に多く使用されていた天然の鉱物繊維で、肺に吸い込むことで健康被害があります。

Ⅲ－１－（２）化学物質などについての情報提供、啓発	
内 容	主な担当機関
①化学物質についての適切な情報を提供します。 ○市民・事業者へ化学物質についての効果的な情報を提供します。	環境課 各支所環境経済課
②環境リスクなどの情報を共有し、相互理解を推進します。 ○環境汚染物質排出・移動登録（P R T R）*6などの取組みの紹介を通じ、化学物質の環境リスク対策を推進します。 ○化学物質の環境リスクの周知や、県が実施するリスクコミュニケーション*7において、本市での実施を働きかけます。	環境課 各支所環境経済課 久喜宮代衛生組合

*6：環境汚染物質排出・移動登録（P R T R）；p 5を参照ください。

*7：リスクコミュニケーション；化学物質の環境リスクなどの情報を共有し、意思疎通と相互理解を図ることです。埼玉県が実施している「環境コミュニケーション」の際に、地元自治体として出席をしています。

【環境指標】

環境指標名	現状 平成23年度 (2011)	中間目標 平成29年度 (2017)	目標 平成34年度 (2022)	単位	備考
大気・悪臭関係 の苦情件数	79	79 以下	79 以下	件	大気汚染・悪臭関係の公害苦情受付件数
騒音・振動関係 の苦情件数	20	20 以下	20 以下	件	騒音・振動関係の公害苦情受付件数



【市民・事業者の取組み】

市民

- バスや電車などの公共交通機関や自転車を利用し、マイカーの利用を控えます。
- ごみの自家焼却は行いません。
- 農薬、化学肥料、殺虫剤、塗料などの化学物質を含む製品の使用を減らすよう努め、やむを得ず使用する際は、適正な用法、用量を守ります。
- 化学物質を含む製品を廃棄する際には、販売店に引き取ってもらうか、専門の処理業者に依頼します。

事業者

- 通勤の際に、公共交通機関や自転車を利用し、マイカーの利用を控えます。
- 物流の効率化を図り、車両の走行量を抑制します。
- 焼却炉やボイラーは、適正な燃焼管理と排ガス処理を行います。
- 有機溶剤などの化学物質を含む排水を適正に処理します。
- 化学物質の管理体制を整え、使用量を把握します。

わたしたちの生活で利用している化学物質を調べてみよう！

掃除をしたり、お風呂に入ったり、歯をみがいたり…ふだんの生活をふりかえってみると、とてもたくさんの化学物質を利用していることがわかるね。

出典：かんたん化学物質ガイドシリーズ「わたしたちの生活と化学物質」（環境省）

Ⅲ-2. 水環境の保全

【現状と課題】

市内の河川などの水質調査を継続的に実施しています。近年、大きな変化はありません。環境基準を超える項目がいくつか見られますが、水量の低下に伴う流れの滞りが原因と考えられます。

■水質汚濁測定結果による環境基準達成率（平成 23 年度）

測定項目	測定月	割合	%
水素イオン（pH）濃度	7月	44/47 地点	94
	1・2月	46/47 地点	98
浮遊量物質（SS）	7月	43/47 地点	92
	1・2月	47/47 地点	100
生物化学的酸素要求量（BOD）	7月	42/47 地点	89
	1・2月	36/47 地点	77
溶存酸素量（DO）	7月	41/47 地点	87
	1・2月	44/47 地点	94

【生活環境の保全に関する環境基準】

水素イオン（pH）濃度	6.5 以上 8.5 以下
浮遊量物質（SS）	50mg/1 以下
生物化学的酸素要求量（BOD）	5mg/1 以下
溶存酸素量（DO）	5mg/1 以上

水質汚濁の原因は、工場や事業所の排水と家庭から排出される生活排水に区分されます。近年は、都市化の進展や生活水準の向上に伴い、日常生活から排出される炊事、洗濯、入浴などの未処理の生活排水が水質汚濁の主因となっています。

生活排水処理対策には、公共下水道及び**農業集落排水処理**^{*1}施設の整備並びに**合併処理浄化槽**^{*2}の普及促進などによる方法があります。公共下水道事業は、久喜地区は昭和 28 年から、その他の 3 地区は昭和 52 年から着手しています。農業集落排水処理事業は、久喜地区は昭和 62 年から、菖蒲地区は平成 6 年から着手しています。久喜地区の市街地は、概ね公共下水道の整備は終了し、久喜地区と菖蒲地区の農業集落排水

処理事業も終了しています。

現在、公共下水道と農業集落排水処理との狭間の対策として、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、浄化槽の適正な維持管理の指導を図るとともに、合併処理浄化槽を設置する住民に対し補助金を交付しています。平成 23 年度の補助実績は 78 基です。

*1：農業集落排水処理；都市部で進められている公共下水道に対し、農業振興地域内の集落の排水を処理するものです。

*2：合併処理浄化槽；し尿と台所や風呂から出る排水を合わせて処理する浄化槽のことです。

■下水道普及率（平成 23 年度末）

項目	割合	算定式
公共下水道普及率	68.5%	公共下水道処理区域内人口／行政区域内人口
農業集落排水処理を含む下水道普及率	77.9%	公共下水道処理区域内人口＋農業集落排水処理人口／行政区域内人口
汚水処理人口普及率	85.9%	公共下水道処理区域内人口＋農業集落排水処理人口＋合併処理浄化槽利用人口／行政区域内人口

《市民や事業者の意識》

■「水環境の保全と水循環の確保」は、満足度、優先度ともに高い施策分野です。

【主な実施方策】

Ⅲ－２－（１）公共用水域の水質保全	
内 容	主な担当機関
○河川、排水路、池沼などの水質を継続して監視します。	環境課
○水質汚濁の原因となる草や藻の清掃と水の滞りを防止するために河川、用水路などを浚渫します。	各支所環境経済課 農業振興課
○冬期通水により、河川の適正な水量を確保します。	道路河川課 各支所建設課

Ⅲ－２－（２）生活排水処理対策の推進	
内 容	主な担当機関
①埼玉県生活排水処理施設整備構想を推進します。 ○生活排水処理ビジョンを策定します。 ○下水道整備だけでなく、農業集落排水処理や合併処理浄化槽の適正な維持管理などを含めた生活排水処理の普及を図ります。	下水道業務課 下水道施設課
②河川汚濁の主な原因である生活排水処理対策を推進します。 ○公共下水道供用開始区域や農業集落排水処理区域内の水洗化を促進します。 ○合併処理浄化槽の普及を促進します。 ・既存単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽への転換措置の推進 ○浄化槽の適正な管理など、各家庭における生活排水処理対策についての啓発活動を実施します。 ○石けんや合成洗剤などの適切な使用を呼びかけます。 ○生活排水処理対策の必要性について 普及・啓発 ^{*3} を行います。	環境課 各支所環境経済課 下水道業務課 下水道施設課

*3：普及・啓発の例【夏休み親子ホテル観賞会】；古利根川水循環センター内にある下水処理施設を利用したビオトープ「ホテルのせせらぎ」で開催されるイベントです。周辺住民などの参加者に下水道の水環境に果たす役割などを紹介し、下水道に対する理解を深めてもらうためにホテル観賞会を開催しています。



青毛堀川

【環境指標】

環境指標名	現状 平成23年度 (2011)	中間目標 平成29年度 (2017)	目標 平成34年度 (2022)	単位	備考
水質関係の苦情件数	6	6以下	6以下	件	水質汚濁関係の公害苦情受付件数
河川の水質基準達成率※	76.0	77.0	78.0	%	河川の水質調査検体に対する環境基準の達成割合
河川清掃への参加者数	2,840	2,900	3,000	人	青毛堀川などの河川清掃への参加者数
農業集落排水処理を含む下水道普及率	77.9	79.1	80.1	%	公共下水道及び農業集落排水の処理区域内人口／行政区域内人口
農業集落排水処理を含む水洗化率	91.5	92.4	93.4	%	公共下水道及び農業集落排水の利用人口／公共下水道及び農業集落排水の処理区域内人口

※本計画は、久喜市総合振興計画と整合を図った計画で、共通の指標を採用しています。

【市民・事業者の取組み】

市民・事業者

○河川や水路の清掃など、良好な維持管理に進んで参加します。

市民

○合併処理浄化槽を適正に管理します。

○石けんや合成洗剤を適量使用します。

事業者

○水質汚濁関連の公害関係の法令・条例などを守り、事業活動を行います。

○排水処理施設の維持管理を行い、排水を適正に処理します。

○商店や事業所からの排水を減らすよう努めます。

Ⅲ-3. 土壌・地盤の保全

【現状と課題】

土壌環境に対し、「土壌汚染対策法」の平成 21 年の改正により、取組みが強化されています。近年、土壌汚染に対する苦情はありません。

本市を含む埼玉県東北部地域は、加須低地、中川低地と呼ばれる軟弱地盤地帯であるため、多少の地下水低下でも地盤沈下の現れやすい地域とされています。地盤沈下量は、平成 9 年に比べると減少しています。また、近年、地盤沈下に対する苦情はありません。

■地盤沈下量（過去 5 年間の累積）

年度	最大沈下量	測定期間	地区
平成 9 年度(参考)	93 mm	平 5. 1. 1～平 10. 1. 1 5 年間	久喜地区
平成 18 年度	75 mm	平 14. 1. 1～平 19. 1. 1 5 年間	鷲宮地区
平成 19 年度	73 mm	平 15. 1. 1～平 20. 1. 1 5 年間	栗橋地区
平成 20 年度	75 mm	平 16. 1. 1～平 21. 1. 1 5 年間	栗橋地区
平成 21 年度	56 mm	平 17. 1. 1～平 22. 1. 1 5 年間	栗橋地区
平成 22 年度	56 mm	平 18. 1. 1～平 23. 1. 1 5 年間	栗橋地区

※市内の観測地点のうち、最大の地盤沈下量を示しています。（平成 9 年度（参考）は、久喜地区のみのデータ）

《市民や事業者の意識》

■「土壌環境の保全」は、満足度が低く、優先度が高い施策分野です。

【主な実施方策】

Ⅲ－３ 土壌・地盤の保全	
内 容	主な担当機関
①土壌環境を保全します。 ○土壌汚染対策法に基づき指導します。	環境課 各支所環境経済課
②地盤沈下対策を行います。 ○地盤沈下量を継続的に監視します。 ○計画的に地下水から 県水 * ¹ に切り替えることにより地下水揚水量を縮小します。 ○国や県、各種研究機関において実施される 液状化 * ² 調査研究成果を踏まえ、液状化対策を推進します。	環境課 各支所環境経済課 都市整備課 水道施設課

*1：**県水**；埼玉県水道用水供給事業から送られてくる浄水のことです。久喜市の水道は、深井戸から汲み上げた地下水とこの県水を水源としています。

*2：**液状化**；地下水位の高い砂地盤が、地震などの振動を受けることにより液体のような泥水状態になることです。液状化が起きると地盤が軟弱になり、砂混じりの水が地表面に噴き出したり、陥没したりして、建物や地中に埋設していた配管類が損傷を受けます。

【環境指標】

環境指標名	現状 平成 23 年度 (2011)	中間目標 平成 29 年度 (2017)	目標 平成 34 年度 (2022)	単位	備考
地下水揚水量	14,490	11,610	9,540	m ³ /日	水道の水源計画における1日最大の地下水揚水量

【市民・事業者の取組み】

市民・事業者

○雨水貯留槽や節水器具を設置し、水の再利用や有効利用を行い、節水に努めます。

市民

○炊事や洗濯を工夫することにより水を再利用し、節水に努めます。

Ⅲ-4. 放射性物質による環境汚染への対応

【現状と課題】

平成 23 年 3 月の東京電力(株)福島第一原子力発電所事故によって放出された放射性物質は、広範囲に環境汚染をもたらしました。

現在、埼玉県による空間放射線量の測定が行われ、本市においても市役所(本庁舎)、小・中学校、幼稚園、保育所、公園における定期的な空間放射線量の測定を実施しています。これまで「久喜市放射性物質の除染等の対応方針」*1 で定めた、面的な除染の実施を判断する目安となる、1 時間当たり 0.23 マイクロシーベルト*2 以上(追加被ばく線量が概ね年間 1 ミリシーベルト以上)の数値は測定されていないことから、平成 24 年 12 月現在、市内では面的な除染を実施していません。

局所的に放射線量が高いと予測される箇所(ホットスポット*3)についても各公共施設において測定を実施し、基準(1 時間当たり 1 マイクロシーベルト)を超えた箇所については、「久喜市放射性物質の除染等の対応方針」に基づき除染を行いました。

また、給食食材や市内で消費される食品及び飲料物の放射性物質検査*4 などを実施してきました。

東京電力(株)福島第一原子力発電所の安定化に向けた対策など、依然、放射性物質による環境への影響には不確定な要素が多いことから、現在の状況を把握するため、放射線量の測定を継続するとともに、必要に応じた除染や給食食材などの食品の放射性物質の検査など、適切な対応を実施します。

これらの測定及び検査結果は、市のホームページで随時公表しています。

*1: 久喜市放射性物質の除染等の対応方針(平成 23 年 11 月 24 日市長決裁、平成 24 年 4 月 1 日変更);本市の放射性物質の除染などを実施する目安や対応方針を示したものです。

*2: シーベルト;生体の被曝による生物学的影響の大きさの単位で、記号は Sv です。シーベルトが被曝の総量を表すのに対し、1 時間当たり(毎時)シーベルトは、被曝の強さを表します。(参考) $1 \text{ Sv} = 1,000 \text{ mSv}$ (ミリシーベルト) $= 1,000,000 \mu\text{Sv}$ (マイクロシーベルト)

*3: ホットスポット;局所的に放射線量が高いと予測される箇所のことです。例えば、雨水が集まる集水桝などです。

*4: 給食食材や市内で消費される食品及び飲料物の放射性物質検査;学校給食・公立保育園給食のより一層の安全・安心を確保するために、給食に使用する食材について、定期的に放射性物質〔放射性ヨウ素、放射性セシウム〕を検査し、公表しています。また、市民の希望により持ち込まれる食品及び飲料物については、放射性物質〔放射性セシウム〕を検査し、公表しています。

《市民や事業者の意識》

- 環境課題として、放射線量をしっかり測定してほしいとの意見があげられています。
- 放射線量測定器を貸し出してほしいとの意見があげられています。
- 放射能汚染の影響がどの程度あるのか知りたい、市内の放射線量の状況をホームページで引き続き公表してほしいとの意見があげられています。

【主な実施方策】

Ⅲ-4 放射性物質による環境汚染への対応	
内 容	主な担当機関
○放射性物質による環境汚染の状況を把握するため、空間放射線量の測定を実施し、基準を超えた場合、除染をします。	環境課 各支所環境経済課 建設管理課 都市整備課 各支所建設課 施設の管理部署
○市民へ放射線量測定器の貸し出し ^{*5} を行います。	環境課 各支所環境経済課
○小・中学校における給食食材の放射性物質検査を実施します。	学務課
○保育園における給食食材の放射性物質検査を実施します。	保育課
○市民の希望により持ち込まれる食品及び飲料物の放射性物質検査を実施します。	生活安全課
○校庭など土壌中の放射性物質測定 ^{*6} を実施します。	環境課
○水道水の放射性物質検査 ^{*7} を実施します。	水道施設課
○各清掃センターでの焼却灰などの放射性物質測定 ^{*8} を実施します。	久喜宮代衛生組合
○放射性物質について、国、県などから必要な情報収集に努めます。	環境課 生活安全課 保育課 中央保健センター 水道施設課 学務課 施設の管理部署
○市民への適切な情報提供に努めます。	環境課 生活安全課 保育課 中央保健センター 水道施設課 学務課 施設の管理部署

*5：放射線量測定器の貸し出し；市民が身近な場所の放射線量を把握できるように貸し出しを行っています。

*6：土壌中の放射性物質測定；市内の小学校、保育園、公園において、定期的に放射性物質〔放射性ヨウ素（必要時）、放射性セシウム〕を測定し、公表しています。

*7：水道水の放射性物質検査；深井戸から取水している吉羽・森下・鷲宮浄水場の水道水中（蛇口から採水した水）の放射性物質〔放射性ヨウ素、放射性セシウム〕を定期的に検査し、公表しています。なお、本町・佐間・八甫浄水場については、埼玉県企業局行田浄水場より受水しており、埼玉県で検査し、公表しています。

*8：焼却灰などの放射性物質測定；久喜宮代衛生組合にて、焼却灰、ばいじんなどの放射性物質〔放射性セシウム〕を定期的に測定し、公表しています。

【市民・事業者の取組み】

市民・事業者

○放射線量などについて、広報紙やホームページなどによる適切な情報を確認し、行動します。



環境目標Ⅳ. みんなで取り組む環境づくりのまち

Ⅳ-1. 環境保全活動の普及・啓発

【現状と課題】

ゴミゼロ・クリーン久喜市民運動*¹や青毛堀川清掃などの河川浄化をはじめ、各地区で市民参加の清掃事業が実施されています。その他、行政の主導によるアイドリング・ストップ啓発事業、環境保全巡回パトロール、ポイ捨て等防止対策事業（路上喫煙対策を含む）*²、放置自転車対策が実施されています。

環境保全の大切さを普及・啓発する事業が開催され、多くの市民が参加しています。

不法投棄の罰則が強化されるなど、全国的にも対策が進められていますが、市内においては依然として不法投棄に対して多くの苦情が寄せられています。

■環境保全のための環境講座や観察会（平成23年度）

観察会などの名称	開催日	場所	参加者数
目で見える環境講座	平 23. 12. 15	株資生堂 久喜工場	32 人
	平 24. 2. 23	久喜宮代衛生組合	23 人
野草・昆虫観察会	平 23. 7. 9	久喜菖蒲公園	15 人
こども自然観察会	平 23. 7. 25	埼玉県自然学習センター	7 人
巨樹・巨木観察会	平 23. 10. 28	菖蒲神社・吉祥院・金山公園ほか	30 人
野鳥観察会	平 24. 2. 23	沼井公園・弦代公園（鷺宮地区）	13 人

*1：ゴミゼロ・クリーン久喜市民運動；関東地方環境美化運動の日（5月30日＝ゴミゼロの日）に合わせて、市、市民及び市内各団体が協力して行う主要幹線道路などの清掃や、各区の住宅周辺の清掃活動です。

*2：ポイ捨て等防止対策事業（路上喫煙対策を含む）；駅周辺や久喜市民まつりでの協力の呼びかけ、広報紙への啓発記事の掲載、ポイ捨て及び犬のふんの放置防止パトロール、ポイ捨て及び犬のふんの放置防止看板の設置・配布、ポイ捨て防止ボランティア登録の呼びかけなどを行っています。

【関連条例】久喜市空き缶等のポイ捨て及び犬のふんの放置の防止に関する条例／久喜市ポイ捨て等防止ボランティア登録要綱／久喜市路上喫煙の防止に関する条例／久喜市環境保全巡視員要綱

《市民や事業者の意識》

- 環境に関して困っていること、改善したい環境として、ペットのふんや雑草が多くあげられています。自由記入の中でも環境保全活動や清掃活動などに関するものが多くあげられています。
- 「ごみのポイ捨て・不法投棄」は、市民の関心が高い課題です。
- 「リユース（再利用）やリサイクル（再生利用）の推進」は、事業者の関心が高い課題です。
- 事業者が取り組みやすい環境イベントとして、「環境保全活動や清掃活動」があげられています。



こども自然観察会

【主な実施方策】

IV-1-(1) 環境保全活動の推進	
内 容	主な担当機関
<p>①環境保全活動の普及、促進を図ります。</p> <p>○市民や事業者が取り組むことのできる環境保全活動の普及や環境意識の啓発活動を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境講演会や環境学習会の開催 ・広報紙やホームページなどによる環境関連イベント情報の提供 ・環境への負荷の低減に資する製品の利用の促進 <p>○市民や市民団体の自主的（ボランティア）な活動を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活動情報の紹介 ・公民館などの活動場所の提供 ・市民、事業者、市の交流の促進 <p>○環境分野のリーダーを養成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の人材バンク登録者の活用 ・環境学習会などによる環境分野の人材の養成 ・市と協力して緑豊かな環境を推進するボランティアとして緑の推進員^{*3}を委嘱 	<p>環境課</p> <p>各支所環境経済課</p> <p>自治振興課</p> <p>各支所市民課</p> <p>商工観光課</p> <p>生涯学習課</p> <p>中央公民館</p> <p>貸館業務担当部署</p>
<p>②環境にやさしいまちづくり活動を推進します。</p> <p>○ゴミゼロ・クリーン久喜市民運動をはじめとした環境にやさしいまちづくり活動を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゴミゼロ・クリーン久喜市民運動の実施 ・ポイ捨て・犬のふんの放置防止対策の強化 ・路上喫煙防止対策の強化 ・放置自転車対策の実施 <p>○広報紙やホームページなどでの啓発や犬のしつけ方教室などを実施することにより、動物愛護と適正飼育に関する意識の向上を図ります。</p> <p>○管理されていない空き家などの適正管理^{*4}を推進します。</p>	<p>環境課</p> <p>各支所環境経済課</p> <p>生活安全課</p> <p>各支所市民課</p> <p>建設管理課</p> <p>道路河川課</p> <p>都市整備課</p> <p>各支所建設課</p>
<p>③広域的に環境に関する取組みを行います。</p> <p>○周辺自治体などとの相互交流を通じ、環境意識の高揚を図ります。</p>	<p>環境課</p> <p>各支所環境経済課</p> <p>企画政策課</p>

*3：緑の推進員；公募により市内に在住、在勤、在学している方で、緑の保全や緑化について意欲がある方に対し、市長が委嘱します。無報酬で任期は3年、定員は30人以内です。主な職務は、緑づくりの考え方や方針に関する普及啓発、緑化関係行事への参加、公園や道路などでの病虫害の発生の報告、緑の保全や緑化の推進に対する意見や情報の提供などです。

*4：空き家などの適正管理；少子高齢化などの社会環境の変化に伴い、適正に管理されていない空き家などが増加しています。安全・安心なまちづくりの推進のために、所有者などに適正な維持管理を求めるものです。

IV-1-(2) 不法投棄対策	
内 容	主な担当機関
○不法投棄監視体制を充実します。 ・不法投棄に対する監視パトロールの強化 ・不法投棄に対する防止の啓発（啓発看板の設置など）	環境課 各支所環境経済課

【環境指標】

環境指標名	現状 平成23年度 (2011)	中間目標 平成29年度 (2017)	目標 平成34年度 (2022)	単位	備考
環境関係住民団体数※（再掲）	6	7	8	団体	
ゴミゼロ・クリーン久喜市民運動参加者人数※	20,597	20,700	20,800	人	
不法投棄苦情件数	17	17以下	17以下	件	年間の不法投棄苦情件数

※本計画は、久喜市総合振興計画と整合を図った計画で、共通の指標を採用しています。

【市民・事業者の取組み】

市民・事業者

- 環境学習会などに出席し、地域で行う環境保全活動に進んで参加します。
- ゴミゼロ・クリーン久喜市民運動に進んで参加します。
- 不法投棄の監視パトロールなどに協力します。

市民

- 環境リーダーとして地域で活動します。

事業者

- 環境に配慮した製品開発・製造・販売に努めます。



野鳥観察会

IV-2. 環境情報の適切な伝達・共有

【現状と課題】

環境情報については、広報紙やホームページなどで随時、広報してきましたが、市民や事業者の意識調査結果では、市の環境の現状や実施している施策の周知が不十分との声があり、環境情報の発信の工夫と充実、並びに、環境情報の普及と共有化が望まれています。

《市民や事業者の意識》

- 市の環境や市の実施する施策について知りたいという意見が多くあげられています。
- 情報提供の方法として、市民は「広報くきによる啓発」、事業者は「市のホームページの環境情報の充実」が多くあげられています。

【主な実施方策】

IV-2 環境情報の適切な伝達・共有	
内 容	主な担当機関
○市民や事業者の目線での情報提供やイベントなどを開催します。 <ul style="list-style-type: none"> ・広報紙やホームページなどでの環境情報の充実 ・環境の年次報告書「久喜市の環境」の作成・公表 ・生涯学習出前講座*1などでの環境情報の提供 ・小・中学校教育での環境情報の提供 ・図書館に環境学習コーナーの設置 	環境課 各支所環境経済課 指導課 生涯学習課 中央図書館

*1：生涯学習出前講座；市民が講座メニューの中から学びたいものを選んで申し込むと、指定された場所へ講師が出向いてお話するという、出前形式の講座です。

【市民・事業者の取組み】

市民・事業者

- 広報紙やホームページなどに掲載される環境情報を活用します。
- 図書館の環境学習コーナーを活用します。

IV-3. 環境教育・環境学習の推進

【現状と課題】

環境に関する講座や自然観察会など、これまでも開催されていますが、市民や事業者の取組みの促進のために、さらに環境教育をはじめとした環境情報の提供や環境学習機会の充実が求められています。また、市民や事業者の取組みの促進のための活動の場の提供が求められています。

《市民や事業者の意識》

■環境についての学習・教育に、「今後は参加したい」という意見が多くあげられています。

【主な実施方策】

IV-3 環境教育・環境学習の推進	
内 容	主な担当機関
<p>①環境への理解を深め、環境保全に向けた参加と協力のための環境教育・環境学習を推進します。</p> <p>○小・中学校における環境教育・環境学習を推進・充実します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然観察やごみの分別の体験などの実施 <p>○公立保育園の日常保育における自然体験を通して、環境教育を推進・充実します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自然観察など自然とのふれあいを取り入れた保育の実施 ・保育園生活におけるごみの分別体験などの実施 <p>○公民館事業や市民大学*¹、高齢者大学*²などを通じての環境学習機会の充実とボランティア活動者を育成します。</p> <p>○環境学習会などを通じての環境意識の向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・環境講演会、環境講座、自然観察会、スターウォッチング教室*³などの開催 	<p>環境課 各支所環境経済課</p> <p>保育課 指導課</p> <p>生涯学習課 中央公民館 教育総務課菖蒲分室</p>
<p>②ラムサール条約で湿地登録された渡良瀬遊水地の理解と環境意識の向上のため、渡良瀬遊水地を積極的に活用し、環境学習などを実施します。</p>	<p>環境課 各支所環境経済課</p>

*1：市民大学；市民の生涯学習活動やボランティア活動への理解を深め、まちづくりの指導者やリーダーを育成する学習事業です。

*2：高齢者大学；高齢者に対し、実生活に即した教養の向上を図り、趣味活動や社会参加による生きがいを高めることを目的とした4年制の学習事業です。学習と各種行事のほか、学生の自主活動としてクラブ活動やボランティア活動があります。

*3：スターウォッチング教室；菖蒲総合支所天体ドームで実施される教室です。平成24年の夏には、6月：月食を見よう、7月：月と土星を見ようのテーマで実施されています。

【環境指標】

環境指標名	現状 平成23年度 (2011)	中間目標 平成29年度 (2017)	目標 平成34年度 (2022)	単位	備考
小・中学校における環境学習の実施数 (再掲)	145	150	150以上	回	小・中学校における環境学習を実施した年間の回数
市民を対象とする環境学習会の開催数 (再掲)	14	15	16	回	市民を対象とする環境学習会を開催した年間の回数

【市民・事業者の取組み】

市民・事業者

- 市民大学や環境講座などの環境学習の場に進んで参加します。
- 自然観察会や施設見学会に進んで参加します。

IV-4. 環境に配慮した事業活動の啓発

【現状と課題】

本市は交通の要衝に位置していることから多くの工業団地*1の整備が進んでいます。こうした工業団地全体及び各事業者による一層の環境に配慮した事業活動の取組みが求められています。

*1：工業団地；市内には、久喜菖蒲工業団地、清久工業団地、鷲宮産業団地、菖蒲北部地区、菖蒲南部産業団地の5箇所の工業団地・産業団地が整備されています。

《事業者の意識》

■事業者の活用しやすい市の支援策として、「優遇制度や、助成融資の啓発」があげられています。

【主な実施方策】

IV-4 環境に配慮した事業活動の啓発	
内 容	主な担当機関
○環境に配慮した事業活動のための事業者への情報提供を行います。	環境課
○事業者への環境配慮の事例などの紹介を通じて啓発を行います。	各支所環境経済課 商工観光課

【事業者の取組み】

事業者

- 職場で環境保全に関する研修や環境学習会を開催し、環境保全活動に積極的に参加、協力します。
- 環境情報を提供するとともに、環境に配慮した事業活動を行います。

IV-5. 環境マネジメントシステムの運用の促進

【現状と課題】

環境の保全及び創造のための施策の進捗状況を管理する手段として「久喜市環境マネジメントシステム」*1を運用しています。

環境に関する施策や事業及び「久喜市環境保全率先実行計画」*2の目標を達成するために、同システムで進行管理をしています。

市は、率先して取り組むとともに、目標の達成が求められています。

*1：久喜市環境マネジメントシステム；計画（Plan）、実施・運用（Do）、点検・是正（Check）、見直し（Act）のサイクルを繰り返し行い、組織の持つ環境への影響に対し、継続的に改善を図るシステムです。同システムは、環境管理の国際規格である ISO14001 のシステムを参考にした本市独自のシステムです。

*2：久喜市環境保全率先実行計画（平成 24 年 3 月）；市が行うすべての事務事業に伴う温室効果ガス排出量を、平成 28 年度までに基準年度の 5%削減を目指す計画です。

「取組み目標」に掲げている項目は、電気使用量、施設の燃料使用量、公用車の燃料使用量、水道使用量、コピー用紙購入枚数、ごみの減量、グリーン購入の推進、公共工事に係る環境配慮、温室効果ガス総排出量です。

なお、環境への負荷の少ない活動の推進のため、環境に配慮した取組みとして、全職場、全職員が対象となるエコオフィスづくりのほか、事業の構想・計画段階や設計・施工段階において、環境配慮事項を設定し、具体的な取組みを推進しています。

【主な実施方策】

IV-5-(1) 市の環境対策の率先実行	
内 容	主な担当機関
○地球温暖化対策実行計画（事務事業編）として策定した「久喜市環境保全率先実行計画」に従い、本市が行う事務事業において、環境への影響を優先的に配慮し、環境への負荷を低減します。	環境課 全部署

IV-5-(2) 環境マネジメントシステムの適切な運用

内 容	主な担当機関
<p>○「久喜市環境保全率先実行計画」の目標値を達成するための「久喜市環境マネジメントシステム」を適切に運用します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の教育・実践の徹底 ・ 内部監査員養成研修の充実 	環境課

【環境指標】

環境指標名	現状 平成23年度 (2011)	中間目標 平成29年度 (2017)	目標 平成34年度 (2022)	単位	備考
本市の事務事業から排出される温室効果ガス総排出量(二酸化炭素換算)※	11,807	11,223 以下	平成29年度実績値以下	t	平成23年度(現状値)は、東日本大震災による影響が含まれるため、平成22年度値とした。

※本計画は、久喜市総合振興計画と整合を図った計画で、共通の指標を採用しています。



第5章 計画の推進

第5章 計画の推進

1. 推進体制

本計画の進行状況を管理するための組織体制は、以下のとおりです。

(1) 久喜市環境推進協議会

市民、事業者、民間団体及び市が参加する組織で、「久喜市環境基本条例（平成 24 年 10 月 1 日条例第 35 号）」第 26 条に基づき、協力、連携して取り組む施策を推進します。

(2) 久喜市環境監査委員会

「久喜市環境基本条例」第 27 条に基づき、環境の保全及び創造に関する施策の適正な推進を確保するために設置される学識経験者からなる機関です。

環境監査委員会では、以下の事務を行います。

- 1) 市民の環境の保全及び創造に関する意見、要望などを審議し必要な調査などを行うこと。
- 2) 市の環境の保全及び創造に関する施策について、環境監査を実施すること。
環境監査の対象は、望ましい環境像及び数値目標の達成状況、環境の保全と創造に関する施策の推進状況、本計画の進行状況などです。具体的には、年次報告書である「久喜市の環境」の監査を実施します。
- 3) 環境監査の調査研究及び普及に関すること。
- 4) 前 3 号に掲げる事務に関し、市長に必要な助言及び提言をすること。

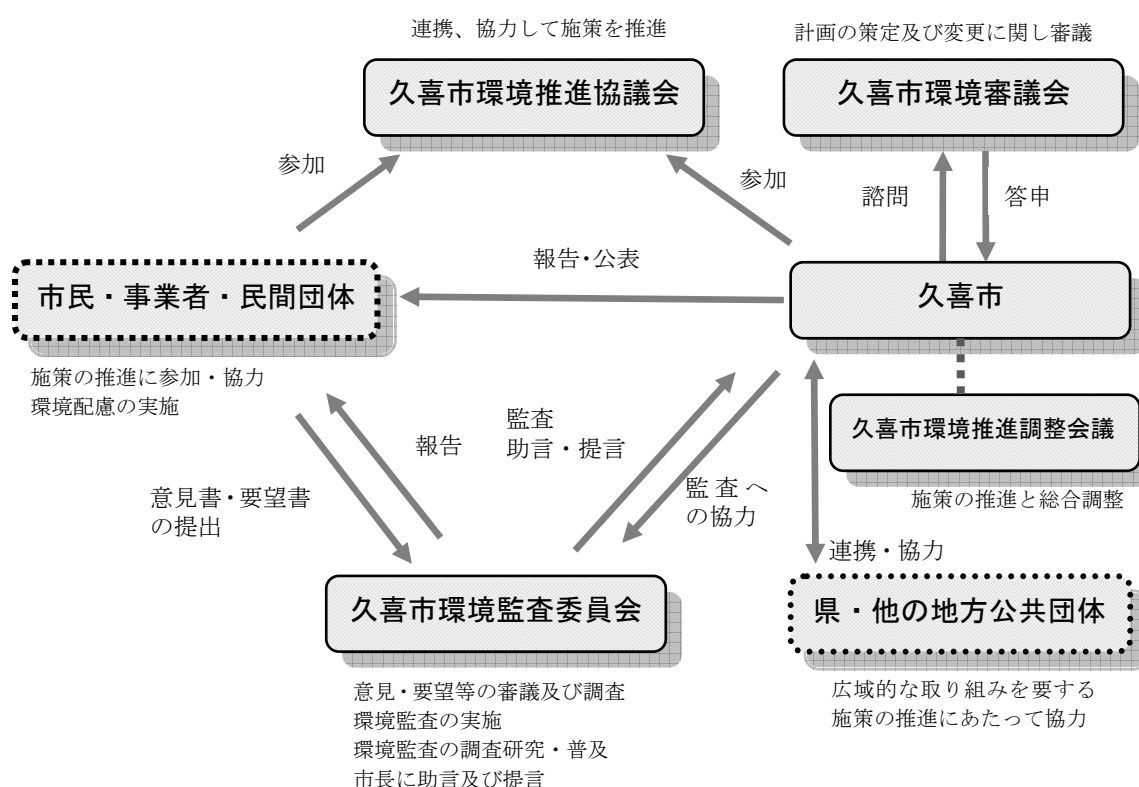
(3) 久喜市環境審議会

「久喜市環境審議会条例（平成 22 年 3 月 23 日条例第 174 号）」により、環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進について審議するために設置された、公募による市民及び学識経験者からなる組織です。「久喜市環境審議会条例」第 2 条第 1 項に審議事項として、“環境基本計画の策定及び変更に関すること”が定められています。

また、「久喜市環境基本条例」第 9 条及び第 10 条において、環境基本計画の策定及び変更にあたっては、「環境審議会の意見を聴かなければならない。」とされています。

(4) 久喜市環境推進調整会議

「久喜市環境推進調整会議要綱（平成 23 年 6 月 29 日告示第 321 号）」に基づき設置される庁内組織で、環境の保全と創造に関する施策の推進と総合調整を行います。



■ 進行管理のための組織体制

2. 計画の進行管理

本計画の「望ましい環境像」＝水と緑と街が調和した豊かな環境を守り・育て、未来につなぐまち『久喜』＝の実現に向けて、本計画に基づく「環境目標」、「実施方策」を推進していくためには、市、市民及び事業者の連携による自主的な取り組みが重要です。

こうした計画の実効性を確保するために「久喜市環境推進調整会議」を活用するとともに、進行管理が円滑に実施されているかどうかを環境監査します。

なお、計画の進行管理では、久喜市環境基本計画の策定 (Plan) ⇒計画に基づく施策の推進 (Do) ⇒計画の進捗状況の点検 (Check) ⇒計画への点検結果の反映 (Act)

というサイクルを継続的に回していきます。

(1) 久喜市環境基本計画の策定 (Plan)

本計画で、望ましい環境像、環境目標、実施方策などを示します。

(2) 計画に基づく施策の推進 (Do)

市は、本計画に基づき、環境の保全と創造に関する施策を推進します。

推進にあたっては、市の担当課と久喜市環境推進協議会を中心とした、市民、事業者及び市が協力し、市民の意見の反映を図ります。

(3) 計画の進捗状況の点検 (Check)

①環境の現況及び環境目標を点検し、望ましい環境像及び数値目標の達成状況を把握します。

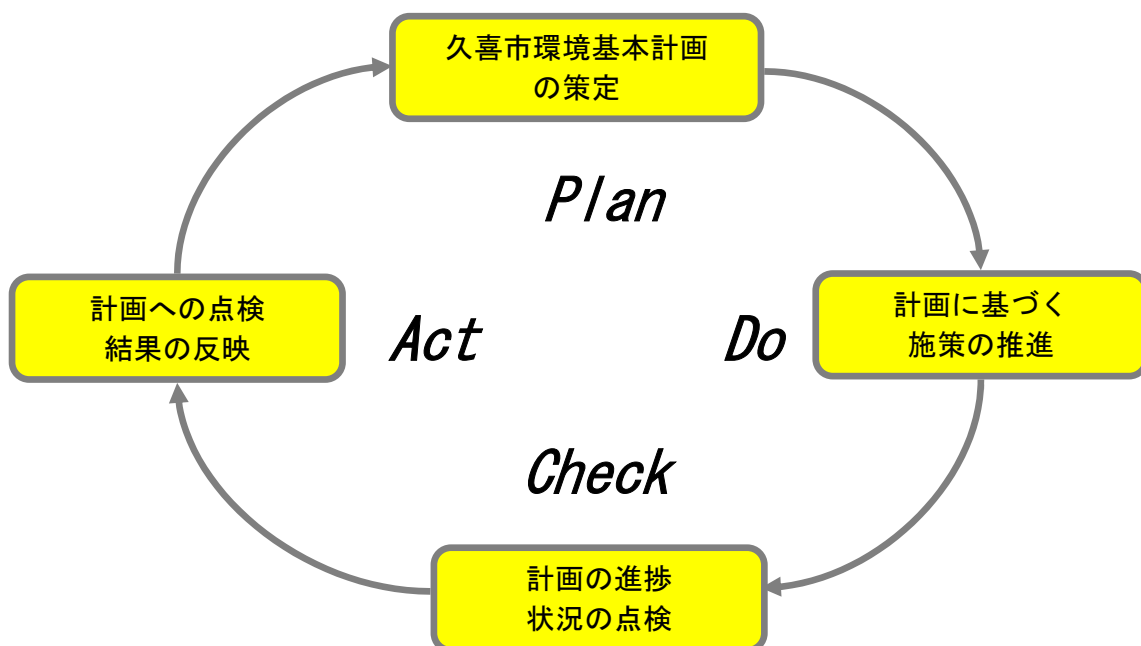
②環境の保全と創造に関する実施方策の推進状況を毎年点検します。

(久喜市環境監査委員会)

(4) 計画への点検結果の反映 (Act)

本計画の進捗状況の点検結果は、計画運用の軌道修正や計画の見直しに反映させます。

(久喜市環境審議会)



■ 計画の進行管理システム

資 料

1. 策定過程 ……………100
2. 久喜市環境基本条例 ……………102
3. 久喜市環境審議会条例 ……………108
4. 久喜市環境審議会委員名簿 ……109
5. 久喜市環境推進調整会議要綱 ……110
6. 温室効果ガス排出量算定方法 ……112
7. 用語の解説 ……………117

資料

1. 策定過程

年月日	内容
平成 23 年 8 月 8 日	第 1 回環境推進調整会議 ・環境基本計画策定スケジュール ・環境基本計画策定に係る環境意識調査（市民・事業者アンケート）（案）
9 月 16 日	第 1 回環境審議会（平成 23 年度第 3 回） ・（仮称）久喜市環境基本計画の策定について（諮問） ・環境基本計画策定に係る市内環境の現状（審議） ・環境基本計画策定に係る環境意識調査（審議）
10 月 1 日 ～10 月 31 日	環境意識調査（市民・事業者アンケート）
平成 24 年 2 月 6 日	第 2 回環境審議会（平成 23 年度第 4 回） ・環境基本計画策定に係る環境意識調査結果（審議）
3 月 23 日	第 3 回環境審議会（平成 23 年度第 5 回） ・環境基本計画策定に係る基礎調査報告（審議）
6 月 21 日	第 2 回環境推進調整会議 ・環境基本計画の全体構成及び施策の体系
6 月 28 日	第 4 回環境審議会（平成 24 年度第 1 回） ・環境基本計画の全体構成及び施策の体系（審議）
8 月 20 日	第 3 回環境推進調整会議 ・環境基本計画（素案）
8 月 27 日	第 5 回環境審議会（平成 24 年度第 2 回） ・環境基本計画（素案）（審議）
9 月 11 日 ～10 月 11 日	市民意見提出制度による意見募集（パブリックコメント）
9 月 23 日	環境基本計画素案説明会・環境講演会
10 月 24 日	第 4 回環境推進調整会議 ・環境基本計画（案）
10 月 31 日	第 6 回環境審議会（平成 24 年度第 3 回） ・（仮称）久喜市環境基本計画の策定について（答申）
2 月	久喜市議会（審議）

■ 諮問

久 環 管 第 2 5 9 号

平成23年9月16日

久喜市環境審議会

会長 佐 藤 茂 夫 様

久喜市長 田 中 暄 二

(仮称) 久喜市環境基本計画の策定について (諮問)

このことについて、久喜市環境審議会条例第2条第1項の規定により、下記事項について貴審議会の意見を求めます。

記

(仮称) 久喜市環境基本計画の策定について

■ 答申

平成24年10月31日

久喜市長 田 中 暄 二 様

久喜市環境審議会

会長 佐 藤 茂 夫

(仮称) 久喜市環境基本計画の策定について (答申)

平成23年9月16日付け久環管第259号で諮問のあった(仮称)久喜市環境基本計画について、慎重に審議した結果、別冊のとおり答申します。

2. 久喜市環境基本条例

平成24年10月1日

条例第35号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 基本的施策（第8条—第24条）

第3章 県及び他の地方公共団体との協力等（第25条・第26条）

第4章 環境監査委員会（第27条）

附則

人は、豊かな自然の恵みのもとで、生命を育み、歴史を刻んできた。

このなかで、科学技術の発達のもとに、生活の利便性が飛躍的に高められた反面、資源の大量消費をもたらすとともに、生態系にも影響を及ぼすこととなり、生命の源である地球の環境を脅かすまでに至っている。

かけがえのない地球を守り、健全で恵み豊かな環境を保全しながら将来の世代へ引き継ぐことは、私たちの願いであり、また責務である。

しかし、近年、都市化が進むなかで身近な自然が減少し、都市・生活型公害の拡大や廃棄物の問題が深刻化するとともに、解決までに世代を超えた時間を必要とする新たな問題も生じている。

私たち市民は、すべての人々の協働により環境への影響を優先的に配慮し、環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な循環型社会を構築していかなければならない。

先人から受け継いだ「水」と「緑」に包まれた良好な環境を保全し、自然と人間が共生できる地球に優しい都市づくりを進めることは、私たち市民の使命である。

良好な環境を享受することは、市民の基本的な権利であり、ここに、人の心がかよいう健全で恵み豊かな環境の保全と創造の実現に向けて、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。）に係る被害が生ずることをいう。
- (3) 循環型社会 自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会をいう。

（基本理念）

第3条 環境の保全及び創造は、次に掲げる基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、推進されなければならない。

- (1) 環境の保全及び創造は、現在及び将来の市民が健康で文化的な生活を営むために、良好な環境の恵沢を享受するとともに、人類の存続基盤である環境を将来の世代へ継承していくことを目的として推進されなければならない。
- (2) 環境の保全及び創造は、自然の再生能力や浄化能力を超えることのないよう、すべての人々の協働により環境への負荷を低減し、持続的な発展が可能な循環型社会の構築を目指して推進されなければならない。
- (3) 環境の保全及び創造は、地域の環境が地球全体の環境と密接にかかわっていることから、国際的な認識や協力のもとに推進されなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（市民の責務）

第5条 市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造を図るため、日常生活において環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、環境の保全及び創造に主体的に取り組むように努めるとともに、市の環境の保全及び創造に関する施策の推進に積極的に参画し、協力する責務を有する。

（事業者の責務）

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、これに伴って生ずる公害を防止し、又は自然環境を適正に保全するために必要な措置を講ずる責務を有する。

2 事業者は、基本理念にのっとり、物の製造、加工又は販売その他の事業活動を行うに当たっては、環境の保全上の支障を防止するため、次に掲げる事項に努めなければならない。

(1) 事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、その適正な処理が図られるように必要な措置を講ずること。

(2) 事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資すること。

(3) 再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、役務等を利用すること。

3 前2項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、環境の保全及び創造に自ら努めるとともに、市が推進する環境の保全及び創造に関する施策に協力する責務を有する。

(報告書の作成)

第7条 市長は、毎年、環境の状況並びに環境の保全及び創造に関して講じた施策に関する報告書を作成し、これを公表するものとする。

第2章 基本的施策

(環境への配慮の優先)

第8条 市は、すべての施策の策定及び推進に当たっては、環境への配慮を優先し、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造を図るように努めるものとする。

(環境基本計画の策定)

第9条 市長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（以下「環境基本計画」という。）を策定するものとする。

2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 環境の保全及び創造に関する長期的な目標

(2) 環境の保全及び創造に関する施策の大綱

(3) 前2号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

(環境基本計画の策定手続)

第10条 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ市民の意見を聴くとともに、久喜市環境審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

3 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合)

第11条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び推進するに当たっては、環境基本計画との整合を図らなければならない。

(環境影響評価の推進)

第12条 市は、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者が、その事業の実施に当たって、あらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮すること（以下「環境影響評価」という。）が必要であることから、環境影響評価の推進に努めるものとする。

(規制及び誘導措置)

第13条 市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制及び誘導措置を講ずるよう努めるものとする。

(助成措置)

第14条 市は、市民又は事業者が自らの行為に係る環境への負荷の低減のための施設の整備その他の適切な措置をとることを後援することにより、環境の保全上の支障を防止するため、特に必要があると認められるときは、適正な助成その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の保全及び創造に資する事業等の推進)

第15条 市は、環境の保全及び創造に資する次に掲げる事業等の推進に当たっては、必要な措置を講ずるものとする。

(1) 下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する施設の整備

(2) 多様な野生生物の生息空間の確保、適正な水循環の形成その他の環境の保全及び創造に資する事業

(3) 公園、緑地等の整備その他の自然環境の適正な整備及び健全な利用のための事業

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第16条 市は、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務、エネルギー等の利用の促進に努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第17条 市は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の充実を図り、市民及び事業

者の環境問題に対する理解と認識が深められるように努めるとともに、環境の保全及び創造に関する活動を行う意欲の増進に努めるものとする。

(自発的な活動の促進)

第18条 市は、市民、事業者又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が取り組む、環境の保全及び創造に関する自発的な活動の促進に努めるものとする。

(情報の提供)

第19条 市は、民間団体等に、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するように努めるものとする。

(市民の意見の反映)

第20条 市は、環境の保全及び創造に関する施策に、市民の意見を反映することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

(調査の実施)

第21条 市は、環境の保全及び創造に関する施策の適正な推進を図るため、環境に関する情報の収集に努めるとともに、必要な調査を実施するものとする。

(監視、測定等)

第22条 市は、環境の状況を的確に把握するとともに、そのために必要な監視、測定等の体制づくりを図るものとする。

(総合調整のための体制の整備)

第23条 市は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に調整し、及び推進するために必要な体制づくりを図るものとする。

(地球環境の保全及び国際協力)

第24条 市は、地球環境の保全について、国際的な認識や協力のもとに県及びその他の団体と連携し、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護その他の地球環境の保全に資する施策を推進するものとする。

第3章 県及び他の地方公共団体との協力等

(県及び他の地方公共団体との協力)

第25条 市は、環境の保全及び創造について、広域的な取組みが必要とされる施策の策定及び実施に当たっては、県及び他の地方公共団体と協力して推進するものとする。

(民間団体等との協働)

第26条 市は、環境の保全及び創造について、協働して取り組む施策を推進するため、

民間団体等からなる組織づくりを図るものとする。

第4章 環境監査委員会

(環境監査委員会)

第27条 環境の保全及び創造に関する施策の適正な推進を確保するための機関として、久喜市環境監査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 市民の環境の保全及び創造に関する意見、要望等を審議し、必要な調査等を行うこと。
- (2) 市の環境の保全及び創造に関する施策について、環境監査を実施すること。
- (3) 環境監査の調査研究及び普及に関すること。
- (4) 前3号に掲げる事務に関し、市長に必要な助言及び提言をすること。

3 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

4 委員は、学識経験者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

6 委員会の運営に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

3. 久喜市環境審議会条例

平成22年3月23日

条例第174号

(設置)

第1条 環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進について審議するため、久喜市環境審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 審議会は、諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。
- (2) 久喜市街路樹等の管理及び選定に関する条例（平成22年久喜市条例第180号）第3条第1項の規定に基づく街路樹等の選定に関すること。
- (3) 久喜市自然環境の保全に関する条例（平成22年久喜市条例第175号）第6条第2項の規定に基づく保全地区の指定及び同条第4項の規定に基づき提出された意見書に関すること。
- (4) 久喜市自然環境の保全に関する条例第10条第3項の規定に基づく指定希少野生生物種の指定に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、公募による市民及び学識経験者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

4. 久喜市環境審議会委員名簿

【任期：平成22年11月8日～平成24年11月7日】

	氏名	選任区分	職名
1	新井 静雄	学識経験者	
2	石井 純子	学識経験者	
3	稲葉 澄子	学識経験者	
4	上杉 初枝	学識経験者	
5	大豆生田 章	学識経験者	
6	岡村 未四次	公募	
7	川島 省平	公募	
8	佐藤 茂夫	学識経験者	会長
9	善林 敏子	学識経験者	
10	高橋 新次	学識経験者	
11	松永 カツ子	公募	副会長
12	松沼 精治	学識経験者	
13	美入 昌男	公募	
14	宮本 孝	公募	
15	柚木 貞雄	学識経験者	

5. 久喜市環境推進調整会議要綱

平成23年6月29日

告示第321号

改正 平成24年2月22日告示第78号

(設置)

第1条 (仮称)久喜市環境基本計画(以下「環境基本計画」という。)の策定及び環境に関する施策を関係課が連携して総合的に推進するため、久喜市環境推進調整会議(以下「調整会議」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 調整会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 環境基本計画の策定についての検討及び進行管理に関すること。
- (2) その他環境に関する施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 調整会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、環境経済部長の職にある者をもって充てる。
- 3 副会長は、環境経済部環境課長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(職務)

第4条 会長は、会務を総理し、調整会議を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 調整会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、調整会議の会議に委員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 調整会議の庶務は、環境経済部環境課において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、調整会議について必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年2月22日告示第78号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

所 属	職 名
総 務 部	企画政策課長
財 政 部	財政課長
市 民 部	生活安全課長
環境経済部	農業振興課長
	商工観光課長
福 祉 部	社会福祉課長
健康増進部	健康医療課長
建 設 部	建設管理課長
	都市計画課長
	都市整備課長
	開発建築課長
上下水道部	水道施設課長
	下水道施設課長
教 育 部	教育総務課長
	生涯学習課長
久喜宮代衛生組合	総務課長

6. 温室効果ガス排出量算定方法

(1) 二酸化炭素排出量

[] : 文献目録参照

部門・区分		算定方法
産業部門	農林業	全国農林業エネルギー消費量 [1] × 農業産出額全国比 [2] × 排出係数、2009 年度産出額データは無いため2006 年値を基に県増減率で外挿
	鉱業	全国鉱業エネルギー消費量 [1] × 鉱業従事者全国比 [3] × 排出係数
	建設業	全国建設業エネルギー消費量 [1] × 建築着工床面積全国比 [4] × 排出係数
	製造業	県産業中分類別排出量 × 工業統計出荷額全県比 [5]
民生部門	家庭系	(灯油・LPG) 1 世帯当たり灯油・LPG 使用量 [6] × 世帯数 [7] × 排出係数 (都市ガス) 2009 年度: 都市ガス供給地域内世帯当たり家庭用都市ガス販売量 [8] × 排出係数、過年度は2009 年比で按分 (電力) 2009 年度: 電灯使用量 [9] × 排出係数、過年度は県使用量を世帯数で按分
	業務系	(都市ガス) 2009 年度: 都市ガス供給地域内業務系従業者当たり商業用都市ガス販売量 [8] × 業務系従業者数 [3] × 排出係数、過年度は2009 年比で按分 (電力) 電力 (業務) 使用量 [9] (業務系従業者数で按分) × 排出係数 (都市ガス・電力以外) 全国業務系エネルギー使用量 [1] × 業務系従業者全国比 [3] × 排出係数
運輸部門	自動車	県車種別エネルギー消費量 [10] × 市町村車種別保有台数全県比 [4] × 排出係数
	鉄道	県鉄道会社別電力・軽油使用量 [11] × 駅別乗車人員数全県比 [4] × 排出係数 → 駅所在地の市町村で集計
工業プロセス	セメント	セメント (クリンカ) 生産量 [12] × 排出係数
	生石灰	生石灰生産量 [9] × 排出係数
	ソーダ石灰ガラス	ソーダ石灰ガラス製造に係る石灰石使用量 [9] × 排出係数、2000 年度以前は全国値を2003 年度 (石灰石使用量データ有り) の比で按分
廃棄物	一般廃棄物	一般廃棄物焼却量 [13] (水分補正済) × 廃プラ率 [13] × 排出係数、複数自治体が共同で運営している焼却施設の焼却量は自治体の世帯数比で按分
	産業廃棄物	2009 年度: 県産業廃棄物管理表 (マニフェスト) 産業大分類別産業廃棄物 (廃プラ、廃油) 排出量 [9] × 市町村産業大分類別従業者数全県比 × 排出係数、過年度は県排出量を市町村産業大分類別従業者数全県比で按分

(2) メタン排出量

[] : 文献目録参照

部門・区分		算定方法
燃焼	農林業	全国農林業エネルギー消費量 [1] × 農業産出額全国比 [2] × 排出係数、2009 年度は農業産出額データが無いため2006年値により算出
	家庭	(灯油・LPG) 1 世帯当たり灯油・LPG 使用量 [6] × 世帯数 [7] × 排出係数 (都市ガス) 2009 年度: 都市ガス供給地域内世帯当たり家庭用都市ガス販売量 [8] × 排出係数、過年度は2009 年比で按分
	自動車	県車種別エネルギー消費量 [10] × 市町村車種別保有台数全県比 [4] ÷ 車種別燃費 [10] × 排出係数
	鉱業・建設業・製造業・業務	2009 年度: ばい煙発生施設別炉種別エネルギー消費量 [14] × 炉種別排出係数、過年度は県の排出量増減率で外挿
廃棄物	一般廃棄物焼却	炉種別一般廃棄物焼却量 [13] × 炉種別排出係数、複数自治体が共同で運営している焼却施設の焼却量は自治体の世帯数比で按分
	下水処理	(浄化槽) 浄化槽人口 [13] × 排出係数 (し尿処理) し尿処理量 [13] × 排出係数
農業	家畜消化管内発酵	家畜種別飼養頭羽数 [9] × 排出係数
	家畜ふん尿処理	家畜種別飼養頭羽数 [9] × 排出係数
	稲作	水田面積 [15] × 排出係数

(3) 一酸化二窒素排出量

[] : 文献目録参照

部門・区分		算定方法
燃焼	農林業	全国農林業エネルギー消費量 [1]×農業産出額全国比 [2]×排出係数、2009 年度は農業産出額データが無いため2006年値により算出
	家庭	(灯油・LPG) 1 世帯当たり灯油・LPG 使用量×世帯数×排出係数 (都市ガス) 2009 年度：都市ガス供給地域内世帯当たり家庭用都市ガス販売量 [8]×排出係数、過年度は2009 年比で按分
	自動車	県車種別エネルギー消費量 [10]×市町村車種別保有台数全県比 [4]÷車種別燃費 [10]×排出係数
	鉱業・建設業・製造業・業務	2009 年度：ばい煙発生施設別炉種別エネルギー消費量[14]×炉種別排出係数、過年度は県の排出量増減率で外挿
廃棄物	一般廃棄物	炉種別一般廃棄物焼却量 [13]×炉種別排出係数、複数自治体が共同で運営している焼却施設の焼却量は自治体の世帯数比で按分
	産業廃棄物	2009 年度：県産業廃棄物管理表（マニフェスト）産業大分類別産業廃棄物（廃プラ、廃油）排出量 [9]×市町村産業大分類別従業者数全県比×排出係数、過年度は県排出量を市町村産業大分類別従業者数全県比で按分
	下水処理	(浄化槽) 浄化槽人口 [13]×排出係数 (し尿処理) し尿処理量 [13]×排出係数
農業	家畜ふん尿処理	家畜種別飼養頭羽数 [9]×排出係数
	窒素肥料の使用	県窒素系肥料出荷量 [16]×水田面積全県比 [15]×排出係数
医療	笑気ガスの使用	全国笑気ガス使用に係る排出量 [17]×病床数全国比 [18]

(4) ハイドロフルオロカーボン (HFC)、パーフルオロカーボン (PFC)、
六フッ化硫黄(SF₆)

部門・区分		算定方法
HFC	冷凍空調機器(冷蔵庫、エアコン)	県排出量×世帯数全県比
	冷凍空調機器(業務用低温機器)	県排出量×卸売・小売・飲食店の従業者数全県比
	冷凍空調機器(カーエアコン)	県排出量×自動車保有台数の全県比
	発泡プラスチックの製造・使用・廃棄時	県排出量×世帯数の全県比
	噴霧器・消火器の使用・廃棄時	県排出量×世帯数の全県比
	半導体製造時	県排出量×製造品出荷額全県比
PFC	半導体製造時	県排出量×製造品出荷額全県比
	電子部品等洗浄	県排出量×製造品出荷額全県比
	金属 casting 時等に伴う排出	県排出量×製造品出荷額全県比
SF ₆	絶縁体としての使用	県排出量×使用電力量全県比
	半導体製造時	県排出量×製造品出荷額全県比
	金属 casting 時等に伴う排出	県排出量×製造品出荷額全県比

温室効果ガス排出量算定方法に係る文献目録

1	経済産業省	総合エネルギー統計
2	農林水産省	生産農業所得統計
3	総務省	事業所企業統計調査・経済センサス基礎調査
4	埼玉県統計課	埼玉県統計年鑑
5	経済産業省	工業統計調査結果
6	総務省	家計調査年報（家計収支編）
7	埼玉県統計課	埼玉県推計人口・世帯数
8	資源エネルギー庁	ガス事業年報
9	埼玉県	埼玉県温暖化対策課調査
10	国土交通省	自動車輸送統計調査
11	国土交通省	鉄道統計年報
12	セメント新聞社	セメント年鑑
13	環境省	一般廃棄物処理実態調査結果
14	埼玉県	埼玉県大気環境課調査
15	農林水産省	作物統計（オンライン） http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/sakumotu/index.html
16	農林水産省消費・安全 局農産安全管理課	ポケット肥料要覧
17	国立環境研究所 地球 環境研究センター	日本国温室効果ガスインベントリ報告書(NIR)（オンライン） http://www.gio.nies.go.jp/index-j.html
18	埼玉県医療政策課	医療施設調査（オンライン） http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/79-1.html

7. 用語の解説

() 内は、主な参照ページです。

【あ行】

○アイドリング・ストップ (p44, 48)

環境省が平成8年度から開始した運動で、必要以上の暖気運転、運転者が自動車から離れる間や不要と考えられる場合などに、自動車のエンジンを切り、大気汚染や地球温暖化、騒音問題などの解決を図ろうとするものです。

○空き家などの適正管理 (p86, 87)

少子高齢化などの社会環境の変化に伴い、適正に管理されていない空き家などが増加しています。安全・安心なまちづくりの推進のために、所有者などに適正な維持管理を求めるものです。

○アスベスト (石綿) (p5, 72)

建材製品に多く使用されていた天然の鉱物繊維で、肺に吸い込むことで健康被害があります。

○1日平均値の年間2%除外値 (p70)

二酸化硫黄や浮遊粒子状物質濃度などの大気汚染の状況を年間にわたる測定結果から評価するための統計指標です。1年間に測定されたすべての日平均値を高い方から数えて2%目に該当する日(有効測定日数365日の場合は7日)の次(第8番目)の日平均値が2%除外値です。“日平均値年間2%除外値”、あるいは単に“2%除外値”と略称されます。

○1日平均値の年間98%値 (p70)

二酸化窒素などの環境基準の評価の際は、2%除外値ではなく、日平均の年間98%値を使用します。値の低い方から数えて98%目の日数の番号に該当する値が、日平均の年間98%値です。

○一般局 (p70)

「一般環境大気測定局」の略です。大気汚染の状況を常時監視するために設置される測定局のうち、住宅地などの一般的な生活空間に設置されたものです。

○一般廃棄物 (p3, 4, 52, 53)

産業廃棄物以外の廃棄物です。一般廃棄物はさらに「ごみ」と「し尿」に分類されます。また、「ごみ」は、商店、オフィス、レストランなどの事業活動によって生じた「事業系ごみ」と一般家庭の日常生活に伴って生じた「家庭ごみ」に分類されます。

○液状化 (p80)

地下水位の高い砂地盤が、地震などの振動を受けることにより液体のような泥水状態になることです。液状化が起きると地盤が軟弱になり、砂混じりの水が地表面に噴き出したり、陥没したりして、建物や地中に埋設していた配管類が損傷を受けます。

○エコマーク (p44, 45, 48)

様々な商品(製品及びサービス)の中で、「生産」から「廃棄」にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品につけられる環境ラベルです。

○エコライフデー (p46)

省エネルギーや省資源など、環境に配慮した生活をする日を設定し、家族で取り組むこと

を通して、二酸化炭素などの削減量や節約額を実感し、省エネルギー型のライフスタイルへの転換のきっかけづくりとするものです。

○エコロジカル・ネットワーク (p56)

自然を確保しつつ豊かな社会をつくっていくための一つの手法です。貴重な自然を保全するとともに、細切れになった自然をつなぎ、生きものの移動経路を確保したり、自然の働きを回復させることによって、豊かな自然を再現しようとする取り組みです。

○LED照明 (p19, 49, 50)

発光ダイオード (LED : Light Emitting Diode) を使用した照明器具のことで、寿命が長く、消費電力が低いなどの長所があります。

○温室効果ガス (p2, 14, 15, 17, 18, 19, 35, 43, 47, 49, 94, 112)

物の燃焼に伴ってできる二酸化炭素などは、地球から宇宙に熱を逃がす赤外線を吸収して地球の温度を高く保つ効果があるため、温室効果ガスと呼ばれます。温室効果ガスには、二酸化炭素の他、メタン、フロンガスなどがあります。

【か行】

○合併処理浄化槽 (p75, 76, 77, 78)

し尿と台所や風呂から出る排水を合わせて処理する浄化槽のことです。

○環境汚染物質排出・移動登録 (P R T R) (p5, 73)

事業者が化学物質について、事業所から環境への排出量や廃棄物としての移動量を、自ら把握して登録簿を作成し、結果を行政に報告する制度です。行政がその情報を公表することにより、化学物質の環境リスク対策の推進を図ります。

○環境基準 (p69, 70, 71, 72, 75, 78)

環境基本法第16条に基づき、「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として、国が定めるものです。この基準は、人の健康などを維持するための最低限度 (規制値など) としてではなく、より積極的に維持されることが望ましい目標として、その確保を図っていかうとするものです。

○環境教育・環境学習 (p36, 46, 57, 90)

幼児から高齢者までのそれぞれの年齢層に対して、学校、家庭、地域などのさまざまな場において、環境に配慮した生活や行動を行える人々を育てる環境教育と自主的な環境学習は、生涯学習として展開されることが必要です。

○環境の創造 (p3, 93, 96, 97, 98)

環境の質を高めるなど、プラス作用を行うことです。

○環境の保全 (p3, 36, 58, 84, 86, 88, 90, 92, 93, 96, 97, 98)

公害の防止など、環境へのマイナスを防ぐことです。

○環境への負荷 (p3, 44, 61, 86, 93)

人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいいます。

○環境保全型農業 (p5, 61, 62)

農業が有する物質循環型産業の特質を最大限に活用し、環境保全機能を向上させるとともに、環境への負荷をできるだけ減らしていくことを目指す農業のことです。

○環境マネジメントシステム (p93, 94)

企業や地方公共団体などが事業活動における環境管理を進めるためのシステム（仕組み）のことです。「環境方針を立てる、計画を立てる」、「実施する」、「実施状態や結果をチェックする」、「方針や計画を修正する」という流れ（P D C Aサイクル）により環境を管理します。なお、ISO14001は、環境マネジメントシステムの国際規格です。

○希少野生生物 (p54, 55)

絶滅のおそれのある希少野生動植物種のことです。「絶滅のおそれのある希少野生動植物種の保存に関する法律」では、希少野生動植物種とは、「国内希少野生動植物種」、「国際希少野生動植物種」、「特定希少野生動植物種」、「緊急指定種」を指します。

○九都県市指定低公害車 (p47)

首都圏の広域的課題に取り組む九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）において、電気自動車並びに天然ガス、メタノール、ガソリン、軽油及び液化石油ガスを主たる燃料とし、窒素酸化物などの排出量が基準以下の自動車として指定したものです。

○京都議定書 (p2, 14)

「気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書」の略です。1997年12月に京都で地球温暖化防止条約締結国会議が開催され、採択されました。二酸化炭素をはじめとする6種の温室効果ガスを対象とし、2008年から2012年までの間に先進国全体で1990年比5%以上（日本6%、アメリカ7%、EU8%）削減する数値目標が定められました。

○久喜市環境保全率先実行計画 (p4, 43, 44, 93, 94)

地球温暖化対策実行計画のうちの「事務事業編」にあたる計画です。市が行うすべての事務事業に伴う温室効果ガス排出量を、平成28年度までに基準年度の5%削減を目指す計画です。

○久喜市環境マネジメントシステム (p93, 94)

計画（Plan）、実施・運用（Do）、点検・是正（Check）、見直し（Act）のサイクルを繰り返し行い、組織の持つ環境への影響に対し、継続的に改善を図るシステムです。同システムは、環境管理の国際規格であるISO14001のシステムを参考にした本市独自のシステムです。

○久喜市放射性物質の除染等の対応方針 (p81)

放射性物質の除染などを実施する目安や対応方針を示したものです。

○久喜市緑の基本計画 (p3, 4, 60, 61)

緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画です。この計画により、生物多様性を踏まえた緑の保全と創出に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

○グリーン購入・グリーン調達 (p44, 45, 47, 53)

商品やサービスを購入する際に、環境への負荷が出来るだけ少ない商品を選んで優先的に購入することです。主に消費者の観点からグリーン購入、生産者の観点からグリーン調達といえます。

○景観形成作物 (p65)

地域活性化のために各地で遊休農地などを活用してヒマワリ、コスモス、菜の花、ポピーなどが栽培されており、こうした作物が景観形成作物といわれます。

○県水 (p80)

埼玉県水道用水供給事業から送られてくる浄水のことです。久喜市の水道は、深井戸から

汲み上げた地下水とこの県水を水源としています。

○光化学オキシダント (p69, 70, 72)

太陽光線（紫外線）によって複雑な光化学反応を起こして作られるオゾンなどの酸化性物質の集合体で、その影響は眼や気道の粘膜刺激などの健康被害のほか、植物の葉の組織破壊など広範囲にわたります。

○光化学スモッグ (p5, 69, 70)

光化学オキシダントによる大気汚染を光化学スモッグといいます。特に夏期、日差しが強く、湿度が高く、風の弱い日に発生しやすく、目がチカチカする、喉が痛くなるなどの影響がでます。

○公共用水域 (p76)

河川や湖沼など公共の用に供される水域とこれらに接続する排水などを目的とした水路やかんがい用水路などの公共の用に供される水路のことです。

○コウノトリ・トキの舞う関東自治体フォーラム (p56, 57)

関東地方がかつてコウノトリ・トキの主要な分布域であったことや、これらの種が良好な水辺や緑地の指標となることなどから、平成 22 年 7 月に発足しました。

○コンポスト (p52)

生ごみ、落葉などの様々な有機物を原料に、微生物の働きで発酵、分解してできる肥料です。

【さ行】

○再使用（リユース）(p52)

いったん使用された製品や部品、容器などを再び使用することです。

○再生可能エネルギー (p5, 19, 35, 42, 49, 50)

有限な資源の石油・石炭などの化石燃料や原子力に対して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称です。

○再生利用（リサイクル）(p51, 52, 53)

廃棄物などを原材料として再利用することです。再生利用のうち、廃棄物などを製品の材料としてそのまま利用することをマテリアルリサイクル、化学的に処理して利用することをケミカルリサイクルといいます。

○埼玉県景観計画 (p35, 64)

埼玉県景観条例に基づき、埼玉県景観計画が策定されています。景観上の特性ごとに、景観計画の区域（景観計画区域）と景観形成基準を定めています。

○産業廃棄物 (p53)

事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチックなど 20 種類の廃棄物をいいます。大量に排出され、また、処理に特別な技術を要するものが多く、廃棄物処理法の排出者責任に基づき、その適正な処理が図られる必要があります。

○資源集団回収事業報償金制度 (p52, 53)

「リサイクルの推進」や「ごみの減量」を推進するために「資源」を回収する団体に報償金を交付する制度です。

○自然共生社会 (p2)

生物多様性が適切に保たれ、自然の環境に沿う形で農林水産業を含む社会経済活動を自然に調和したものとし、また、様々な自然とのふれあいの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる社会をいいます。

○持続可能な社会 (p2, 35, 39)

健全で恵み豊かな環境が地球的規模から身近な地域で保全されるとともに、それらを通じて世界各国の人々が幸せを実感できる生活を享受でき、将来世代にも継承することができる社会をいいます。

○湿地 (p5, 55, 57, 90)

「ラムサール条約」では、“天然のものであるか人工のものであるかを問わず、さらには水が滞っているか流れているか一時的なものであるか、淡水であるか汽水であるか塩水であるかを問わず、沼沢地、湿地、泥炭地または水域をいい、低潮時における水深が6 mを超えない海域を含む。”と幅広く定義しています。

○自動車NO_x・PM法 (p69)

「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」の略です。

○自排局 (p70)

「自動車排出ガス測定局」の略です。大気の汚染の状況を常時監視するために設置される測定局のうち、道路周辺に設置されたものです。

○地盤沈下 (p5, 12, 13, 79, 80)

地表面が広い範囲にわたり徐々に沈んでいく現象です。地下水の大量揚水や鉱物資源の採取などのほか、トンネル工事などが原因となることがあります。地盤沈下の影響により、「海抜ゼロメートル地帯」の発生や排水の悪化による冠水、道路や建物などの建造物の歪曲や破壊などの発生が懸念されます。

○シーベルト (p81)

生体の被曝による生物学的影響の大きさの単位で、記号は Sv です。シーベルトが被曝の総量を表すのに対し、1時間当たり(毎時)シーベルトは、被曝の強さを表します。

○循環型社会 (p2, 3, 5, 19, 42, 51, 52)

自然の物質循環を損なうことなく持続的に発展することができる社会をいいます。

○省エネルギー (p19, 35, 43, 44, 46, 49)

産業・生活・社会活動全般においてエネルギーの効率利用を図ることで、略して省エネといわれています。具体的には、石油、ガス、電力など、産業や生活における資源やエネルギーを効率的に利用することです。

○新エネルギー (p42)

石炭・石油などの化石燃料や核原子力エネルギー、大規模水力発電などに対し、新しいエネルギー源や供給形態の総称です。「新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法(新エネルギー法)」で定める「新エネルギー等」には、太陽光発電、風力発電などの再生可能エネルギー、廃棄物発電などのリサイクル型エネルギーのほか、コージェネレーション、燃料電池、メタノール・石炭液化などの新しい利用形態のエネルギーが含まれます。

○親水 (p57)

人々が水や川に触れることで水や川に対する親しみを深めることです。河川に対する従来

の治水に対し、環境意識の高まりにより生まれた概念で、各地で親水公園がつくられています。

○水素イオン (pH) 濃度 (p75)

酸性、アルカリ性を示す指標で、pH 7.0 が中性です。これより小さい値が酸性、大きい値がアルカリ性です。河川の表流水は、通常、pH 6～7 付近です。

○水洗化率 (p78)

下水道が利用できる地域の総人口のうち、実際に利用している人口割合のことです。

○生活排水処理 (p5, 36, 75, 77)

家庭などからの生活排水(し尿及び生活雑排水)を処理することで、生活排水処理施設は、これらを処理する施設の総称です。下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などがあります。

○生態系 (p54, 56)

植物、動物、微生物とそれらを取り巻く大気、水、土などの無機的な環境とを総合した系(システム)をいいます。

○生態系の保護 (p54, 56)

対象となる生態系全体に対し、これに加わる人為的影響を排除することを意味します。

○生態系の保全 (p54, 56)

持続的な利用という概念です。その土地の持つ潜在的な力を、元に戻れないほど低下させない範囲での農林業やレクリエーション利用は、保全的利用にあたります。

○生物化学的酸素要求量 (BOD) (p75)

水中の汚染物質(有機物)が微生物により酸化分解されるのに必要な酸素量のことです。河川などの汚濁の指標として用いられ、数値が大きいほど汚濁の程度が高いことを示します。

○生物多様性 (p5, 54, 57, 60)

生物の種、生物が生活する環境、生物の遺伝子のそれぞれの段階において生物の豊かさ(多様性)を実現することです。

○生物多様性基本法 (p54)

豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現し、地球環境の保全に寄与することを目的とする法律です。

○生物多様性国家戦略 (p54)

生物多様性条約第6条に基づき、条約締結国が策定する生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な戦略で、生物多様性基本法第11条に基づき策定されます。

【た行】

○ダイオキシン類 (p5, 69, 72)

「ダイオキシン類対策特別措置法」では、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン(PCDD)とポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)と定義しています。炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する工程などで意図せざるものとして生成され、生殖、脳、免疫系などに対する影響が懸念されています。

○太陽光発電 (p2, 19, 49, 50)

太陽の光エネルギーを電力に変換する太陽電池パネルを利用した発電方式のことです。二酸化炭素や汚染物質を出さないクリーンエネルギーといわれています。

- 太陽熱利用 (p19, 49)

太陽熱を集めて、熱エネルギーとして利用するもので、給湯・冷暖房に利用されます。
- 多自然型護岸 (p55, 56, 58)

ブロックやコンクリートだけの護岸工法ではなく「多自然型川づくり」の設計・工夫がされた護岸のことです。
- 地区計画 (p65, 66)

生活に密接した身近な比較的規模の小さな「地区」を住みよい魅力のあるまちにするため、地区の特性に応じ、道路・公園などの施設の配置や建築物の形態・用途・敷地などに関する事項を、総合的一体的に都市計画として定めるまちづくり計画です。
- 地球温暖化 (p2, 3, 5, 14, 18, 19, 35, 42, 43, 44)

近年、産業の発展による人間活動により、温室効果ガスの濃度が増加し大気中に吸収される熱が増えたことにより、地球規模で気温上昇(温暖化)が進んでいます。海面上昇、かんばつなどの問題をひき起こし、人間や生態系に大きな影響を与えることが懸念されています。
- 地球温暖化対策実行計画 (p2, 3, 17, 43, 44, 93)

「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく計画で、区域全体の温室効果ガスの排出量抑制などのための「区域施策編」と、市役所など庁内の取組みを対象とした「事務事業編」の2種類の計画があります。
- 地球環境問題 (p42, 46)

人類の将来にとって大きな脅威となる地球規模の環境問題で、①地球の温暖化、②オゾン層の破壊、③熱帯林の減少、④発展途上国の公害、⑤酸性雨、⑥砂漠化、⑦野生生物種の減少、⑧海洋汚染、⑨有害廃棄物の越境問題などがあります。
- 地産地消 (p44, 45)

ある地域で生産されたものは、同じ地域で消費しようとする考え方です。
- 窒素酸化物 (p69)

一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO₂)などが主な物質です。これらは、石油、石炭の燃焼に伴って発生し、工場、ビル、自動車などから排出されます。
- チャレンジ25キャンペーン (p46)

国は、2020年までに温室効果ガスの排出量を1990年比で25%削減することを目標に掲げ、国全体で取組みを進めています。そのための国民的運動が「チャレンジ25キャンペーン」です。
- 低公害車 (p44, 47, 48, 72)

従来のガソリン車やディーゼル車に比べて、排出ガス中の汚染物質の量や騒音が大幅に少ない電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド車などをいいます。
- 低炭素社会 (p2)

気候に悪影響を及ぼさない水準で、大気中の温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実感できる社会をいいます。
- デシベル (dB) (p71)

音の大きさ(音圧レベル)や振動の大きさを指す単位です。dB(A)は、騒音レベルの評価の際に、周波数ごとの人の耳の聞こえ方に近い補正を加えた場合の表記です。
- 道路里親制度 (p60, 61)

道路を里子にみたくて里親を募り、里親になっていただいた住民団体と道路管理者がお互

いに協力し道路の美化活動を行う制度です。

○都市公園 (p59, 62)

都市計画区域内に設けられる公園で、街区公園、近隣公園、地区公園、総合公園、運動公園、広域公園のほか、都市林、都市緑地、緑道などの種類があります。

【な行】

○生ごみ処理機の購入費補助 (p52)

ごみの中で最も多い「生ごみ」を自宅でも減量化・資源化できるように「コンポスト」、「EM処理容器」、「電気式生ごみ処理機」などの購入費を補助するものです。家庭用に加え、業務用についても一部補助が行われています。

○二酸化硫黄 (SO₂) (p69)

主に石油などの化石燃料に含まれる硫黄 (S) が燃焼することにより大気中に排出される気体で、呼吸器に対して悪影響を与えます。硫黄酸化物 (SO_x) の一種で、主な発生源は工場や自動車などです。

○二酸化窒素 (NO₂) (p5, 69, 70)

主に物が燃焼することにより発生し、呼吸器に対して悪影響を与えます。窒素酸化物 (NO_x) の一種で、主な発生源は工場や自動車などです。

○農業集落排水処理 (p75, 76, 77, 78)

都市部で進められている公共下水道に対し、農業振興地域内の集落の排水を処理するものです。

○ノーカーデー (p44, 45, 48)

大気汚染や地球温暖化防止を目的に、特定の日や曜日を決めて自動車の利用を自粛するキャンペーンです。

○野焼き (p5, 72)

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」や「埼玉県生活環境保全条例」で、人の健康や生活環境に支障をきたすおそれがあるものを、基準に適合した焼却炉などを用いず、野外で燃やすことを原則禁止しています。

【は行】

○ばいじん (p69)

工場・事業所から発生する粒子状物質のうち、燃料その他の物の燃焼などに伴い発生する物質です。

○ハイブリッド車 (p19)

ガソリンエンジンやディーゼルエンジンなどの内燃機関と電気モーターを搭載する自動車のことをいいます。内燃機関より排気ガスが出ますが、通常のガソリン車などに比べ、二酸化炭素などの排出量が少ないことが特徴です。

○発生抑制 (p51, 52)

廃棄物の発生自体を抑制することです。リユース、リサイクルに優先され、リデュースともいいます。

○P R T R (p5, 73) ⇒ “環境汚染物質排出・移動登録”を参照。

○PM2.5 (p5, 72)

自動車や工場などの燃料燃焼などから発生する、大気汚染の原因となる微小粒子状物質で、粒径が $2.5\mu\text{m}$ (マイクロメートル: 100 万分の1 m) 以下のものをいいます。発がん性など、毒性が強いといわれます。

○ビオトープ (p56)

生物を意味する Bio と場所を意味する Tope を合成したドイツ語で、野生生物の生息空間のことです。

○ppm (parts per million) (p70)

濃度単位を示す記号の一種で、試料中の物質を100 万分の1 で表示する単位です。水質汚濁では1 リットルの水中に1 mg の汚濁物質が存在する場合の濃度を、大気汚染では 1m^3 の大気中に 1cm^3 の汚染物質が存在する場合の濃度を示します。

○不法投棄 (p5, 12, 13, 84, 87)

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反して、同法に定められた処分場以外の山林や河川敷地などに廃棄物を投棄することをいいます。

○浮遊粒子状物質 (p5, 69, 70)

大気中に浮遊する粒子状の物質 (浮遊粉じん、エアロゾルなど) のうち粒径が $10\mu\text{m}$ (マイクロメートル: 100 万分の1 m) 以下のものをいいます。

○粉じん (p69)

物の破碎、選別その他の機械的処理などに伴い、発生する物質です。

○フロン (p15)

炭素、フッ素、塩素などの化合物の総称で、洗浄剤、冷媒、発泡剤などに使用されています。特にオゾン層を破壊する作用の強いフロンは、オゾン層保護条約議定書で特定フロンに指定され、生産が全廃されています。

○ベンゼン (p5, 69, 70, 72)

炭化水素化合物で、化学工業製品 (合成ゴム、合成洗剤、合成繊維など) の原料、溶剤、抽出剤など広範な用途に使われています。人に対する発がん性が確認されています。

○放射性物質 (p2, 5, 36, 81, 82, 83)

放射能を持つ物質の総称です。ウラン、プルトニウム、トリウムのような核燃料物質、放射性元素、もしくは、放射性同位体、中性子を吸収・核反応を起こして生成された放射化物質を指します。

○ホットスポット (p81)

局面的に放射線量が高いと予想される箇所のことです。例えば、雨水が集まる集水枡などです。

【ま行】

○緑のカーテン (p44, 45)

植物を建築物の外側に生育させることにより、建築物の温度上昇の抑制を図る省エネルギー手法で、ゴーヤなどの蔓性植物で窓辺の覆いを作るものです。

○緑のネットワーク (p60)

公園や緑道、幹線道路の街路樹などを連続的に、相互に結びつけ、水や緑を身近に感じ、ふれあいながら移動できる空間のことをいいます。

○緑のリサイクル事業 (p61, 62)

市内の家庭や事業所で不要となる樹木（鉢植えも含む）を登録・紹介することで、樹木を有効利用し、緑を保全する事業です。

○メガソーラー (p46, 48)

発電能力が1メガワット（1,000キロワット）以上の規模の太陽光発電施設のことです。

○メタン (p14, 15)

有機性の廃棄物の最終処分場や沼沢の底、家畜のふん尿、下水汚泥の嫌気性分解過程などから発生する天然ガスの主成分です。メタンは、温室効果ガスの原因とされる二酸化炭素に次いで約2割と多く、単位量当りの温室効果は二酸化炭素の約20倍あり、温室効果に大きな影響があります。

【や行】

○有害化学物質 (p72)

人の健康や動植物の生息・生育に有害な作用を及ぼす化学物質の一般的な総称です。「大気汚染防止法」や「水質汚濁防止法」、「化学物質審査規制法」「ダイオキシン類対策特別措置法」などで指定されています。

○要請限度 (p71)

市町村長は、自動車騒音、または、道路交通振動が一定の限度（これを「要請限度」といいます。）を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときには、都道府県公安委員会に対して、道路交通法に基づく交通規制などの措置を講じるよう要請できるなどの規定があります。

【ら行】

○ラムサール条約 (p57, 90)

正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」です。昭和46年に採択、昭和50年に発効し、日本は昭和55年に加入しました。国際的に重要な湿地及びそこに生息、生育する動植物の保全と賢明な利用を推進することを目的とする条約です。

○リサイクル (p5, 19, 35, 42, 51, 52, 53) ⇒ “再生利用” 参照。

○リスクコミュニケーション (p73)

化学物質の環境リスクなどの情報を共有し、意思疎通と相互理解を図ることです。

○リデュース (p52) ⇒ “発生抑制” を参照。

○リユース (p52) ⇒ “再使用” を参照。

○レッドデータブック (p55)

絶滅のおそれのある野生生物の種をリストアップし、その生息・生育状況を解説した資料集です。国際的には、国際自然保護連合（IUCN）が昭和41（1966）年に刊行を開始し、その後改定が続けられています。表紙が危機を意味する赤であったことから、レッドデータブックと呼ばれています。日本では、平成3年に環境庁が「日本の絶滅のおそれのある野生生物（脊椎動物編）」を発行し、その後改定・発行しています。

【わ行】

○渡良瀬遊水地 (p56, 57, 90)

栃木県、群馬県、埼玉県、茨城県の4県にまたがる遊水地で、国際的に重要な湿地を保全するラムサール条約に平成24年7月3日に登録されました。

久喜市環境基本計画

平成 25 年 3 月

発行 久喜市

編集 環境経済部 環境課

〒346-8501 埼玉県久喜市下早見 85-3

TEL 0480-22-1111 (代)

URL <http://www.city.kuki.lg.jp/>



市の花 コスモス
(平成 24 年 3 月 20 日制定)



市の木 イチョウ
(平成 24 年 3 月 20 日制定)

リサイクル適性 **(A)**

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

- この印刷物は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく基本方針の判断基準を満たす紙を使用しています。
- リサイクル適正の表示
この印刷物はAランクの資材のみを使用しており、印刷用の紙にリサイクルできます。